

なりし

手形の割引及貸付は當年甚だ多く前年は件數五百二十二萬百十九、金額百六億六千三百五萬五千九百六十四馬なりしに當年は五百五十六萬五千八百八十二件、百二十一億五千四十一萬八百八十二馬に増加せり。是れ米國恐慌の爲め中央銀行の融通の再割引の増加に職由す而して年末には支拂停止證券四百二十三萬千二百九十八馬を出し、疑ひある手形三百二十六萬六千馬を發見し年内に處分を了するを得ざりし貸付の高は三十五億七千七百萬馬にして年末には三億六千四百萬馬と成り最低は一月二十三日の五千四百萬馬にして平均は九千八百萬馬なりし

西曆千九百七年の實況斯の如し而して同千九百八年に於ては左の如き成績を以て終り獨逸財界は尙ほ中央銀行の力を藉ること多きを示す

一 紙幣發行(平均)

一、五二四、一四二、〇〇〇

是れ西曆千八百七十六年創立當時の二十二割二分の増加なり

一 總取引高

三〇五、二四四、五〇四、〇〇〇

官金取引高を含有す

一 貸付割引高

八、一八二、一四三、二二〇

而して西曆千九百九年に於ける獨逸帝國銀行の取扱總金高は三千三百十億三千二百萬馬の巨額に上り昨年に比し二百五十七億八千馬を増加せり、然れども利子歩合減小の爲め収入は之を前年の約二千七百二十萬馬に對し約二千三百八十八萬馬に減じ之を前々年即ち西曆千九百七年の五千二百三十萬馬に比し更に甚大の減少を示せり、是れ獨逸財界多少の恢復を示すものにして商工不振、信用減縮の年に於ては中央銀行の収入多きの理由を實地に示すものにして頗る玩味すべきものあり内國手形の割引再割引は九十七億六千九百三十四萬馬にして(前年は九十六億二千四十二萬馬)外國手形の購入は五億八千九百三十七萬馬(前年は四億八千四百六十二萬馬)なりとす而して貸付は二十七億二千八百九十萬馬(前年は二十八億二千二百萬馬)にして金準備の平均は七億九千五百二十四萬馬にして前年に比し千四百萬馬を増加せり、紙幣流通平均高は十五億七千六百五十二萬馬にして前年より五千二百三十八萬馬を増加せり而して制限外發行は十八週の長きに亘れり(前年は十四週)外國貨幣及地金の購入は甚だ少なく前年の二億九千八百八十六萬馬に對し僅かに一億五千五百二十四萬馬に止まれり、交換所は當年中三箇所を増加せり

而して最近二箇年の實況は左の如し(單位千馬)

第五表

西曆一九一一年		同一九一〇年	
物取引高	三七七、五〇二、五三六	最高	二、二九五、一九九(九月三十日)
		最低	一、三七二、一八五(二月二十三日)
紙幣流通高	平均 一、六六三、六一五	預 金	二六〇、九八三、二九一
		當所	四、五〇〇、四八〇
		他所	六、八〇七、三六二
手形割引高	外國 九三九、四五三	合計	一二、二四七、二九五
		貸付高	二、九三三、一三七

而して西曆千九百十一年には制限外發行は十六回に及び其最高額は九月三十日の約五億四百萬圓に達せり其高は従前より少しく減せり收税高は前年度の約

四百萬馬より當年度の約三百萬に減ぜり是れ昨年よりは毎三箇月末の決算期に於て二億馬の無税制限外發行を爲すの制を設けたるの結果なり
獨逸金融界の形勢斯の如く夫れ險なり故に中央銀行の紙幣流通額及割引貸付に多大の變動を來すは數の免れ能はざる所なり今之を英國に比するに實に同年の論に非ざるなり請ふ兩國に於ける近年の實況を表出せん(單位百萬馬)

第六表(一)

西曆年	月	日	正貨準備高	紙幣流通高	爲替取引高	貸付高	割引高	預金高
一八八八年	十二月	廿三日	八八九、九	九八三、二	四七四、七	四九、七	一八、八	三四二、九
一八八九年	一月	廿一日	八八三、五	一〇九三、四	五一七、四	九三、一	一八、三	三〇二、八
一八八九年	一月	十五日	八八六、七	一〇五四、九	四八一、七	八一、二	七、六	二九〇、五
一八八九年	十二月	十五日	九一〇、五	九九七、九	四六三、一	五一、五	五、二	三一八、八
一八九四年	十二月	廿三日	一〇七七、七	一一〇七、九	五三七、三	七二、〇	四、二	四九四、〇
一八九四年	十二月	廿一日	一〇四一、四	一一〇七、二	六〇二、七	一〇〇、四	四、五	四三三、〇
一八九五年	一月	十五日	一〇五三、四	一一〇一、五	五五八、三	九〇、〇	四、五	四三三、〇
一八九五年	一月	廿三日	一〇九五、一	一一〇一、五	五二四、八	七二、六	四、五	四三三、〇
一九〇七年	十二月	廿三日	八二六、七	一五六九、五	一三九五、二	三一八、一	七、〇	五六四、〇
一九〇七年	十二月	廿一日	七八七、一	一八八五、九	一四九三、六	三六四、三	二一、八	六五八、五
一九〇八年	一月	十五日	八五六、一	一七四五、七	一四九三、六	三一八、一	七、〇	五六四、〇
一九〇八年	一月	廿三日	八四九、七	一五四〇、二	一四九三、六	三一八、一	七、〇	五六四、〇
同 年	十二月	廿三日	一一五二、六	一九七八、〇	一九〇七、〇	一七五、九	三、八	七三〇、四
同 年	十二月	廿一日	一〇四七、八	一九七五、四	一一五九、三	一七五、九	三、八	六五六、六

西曆年	月	日	正貨準備高	紙幣流通高	預金高	貸出高
一九〇九年	一月	十五日	一一一、三、五	八四三、四	六四、八	四〇三、一
同	十二月	廿三日	一一一、八、二	八四〇、三	六九、八	六六六、九
一九一〇年	一月	十五日	一一〇、八、二	九七八、四	二九二、〇	六二九、七
同	十二月	廿三日	一一〇、五、〇	八七〇、七	二九、三	六七三、六
同	十一月	十五日	一一〇、三、三	八七〇、〇	三〇、七	六三二、〇
同	十月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	九月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	八月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	七月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	六月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	五月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	四月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	三月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	二月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
同	一月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇
一九一一年	一月	十五日	一一〇、〇、〇	九五四、〇	三〇、三	六三二、〇

第六表(其二)

英吉利

西曆年 月 日 正貨準備高 紙幣流通高 預金高 貸出高
一九〇七年 十二月 廿五日 三〇、七五 二九、五一 四九、一三 四七、三二

Handwritten notes in the top left margin of the left page.

西曆年	月	日	正貨準備高	紙幣流通高	預金高	貸出高
一九〇八年	一月	八日	三三、七、四	二九、九、五	六〇、三、二	五六、六、四
同	三月	廿五日	四〇、七、六	二七、七、八	六三、五、五	四七、九、九
同	四月	八日	三九、七、二	二八、九、一	五九、〇、六	四四、五、四
同	十二月	廿三日	三〇、九、四	二九、〇、四	六一、五、三	四八、八、八
一九〇九年	一月	十三日	三一、六、六	二九、〇、九	四八、五、四	五二、七、九
同	六月	廿三日	四〇、八、六	三〇、二、八	五八、三、〇	四六、〇、八
同	七月	七日	四一、〇、七	三〇、一、九	七〇、八、一	四九、一、八
同	十二月	廿九日	三二、八、六	二八、八、六	四八、八、七	四三、九、六
一九一〇年	一月	十五日	三三、七、〇	二八、八、七	五九、〇、八	五三、七、二
同	六月	廿九日	四三、〇、四	二七、六、三	六七、八、九	五一、八、四
同	七月	廿九日	四二、四、〇	二七、七、〇	七五、一、四	六〇、八、一
同	七月	六日	四一、四、八	二八、八、五	六六、九、六	五三、九、三

第三節 普通商業銀行

中堅斯の如く夫れ固きを得ば商業信用の基礎頼りて以て立つを得べし、夫れ普通商業銀行主要の業務は手形の割引其第一位に在り貸付の如きは固より第二流の業にすべきなり。元來割引と貸付とは其効用を異にす、即ち前者は既成事業の生

産物を運轉し能く小資を以て生産事業を發達伸張するの功を奏す。後者は新に起る所の事業を幫助し足らざるを被ふて以て世の進運を促す故に前者は生産の維持發達に特効ありて後者は資金の不足を補充し新事業を喚起するに力あり、元來既成の事業は今日吾人直接の需用を充すの必要ありて成立す新規に起る所の事業の如きは世運の進歩を告げ、需用一層其急を告げ既設の機關之に應ずる能はざるに至り甫めて其必要を生ず、夫れ然り而して既成機關の發達伸張を計るは易く事業の新設を圖るは難し豈に易きを捨て難きに就くの要あらん哉、然りと雖も既設事業の發達伸張亦自ら限度あり、進歩の趨勢此限度を超へ新需用を加ふるに及んては事業の新設亦必需の要件となる、今一例を設けて割引と貸付との順位を論ぜん、例へば茲に鍾數拾萬の一紡績所ありて全力を盡して綿絲の製造に従事し其製品を市場に販出し其代價の回收を俟たずして割引の便を得ば直ちに其業を繼續するを得べし、斯の如くして資金の運轉循環し周年間斷なきを得ば商賈銀行共に我國の慣例なる益暮と云ふが如き所謂季節の繁忙に際會することなく隨て得れば隨て支拂ひ繁閑の變なく出入順を得市場調和すべく事業愈々盛にして産出愈々多ければ百貨の販出益々多きを加ふるを得べく割引の効用實に偉大なり

銀行の分業

然るに一朝銀行が市場の觀測を誤り既成事業の擁護發達の資を正當軌道の外に脱逸し漫に之を成効の如何に疑ひなき能はざる事業に投ずるに於ては資金固定して容易に回收の運に至らず延期、遲滯等限りなき煩累を醸し銀行の効用其半を失するに至るなきを保せず、由是觀之普通商業銀行は割引を第一義とし、資金に餘裕あるを俟ちて後ち甫めて貸付に従事すべきは復た多辯を要せず、然れども貸付は資金を固定せしむるの傾向を有するを以て商業金融機關の如き始終資金の運轉を計らざるを得ざる者の爲には甚しき不便を生ずることなきを保せず、故に是等の不便を救ふ爲に分業の法に則とり動産銀行を興して株金の拂込を容易ならしめ更に不動産銀行を興して一層固定の度甚しき農業資金供給の職に當らしめ商業銀行をして其本然の職務に専らならしむるに努めざる可らず、動産銀行及不動産銀行の事は後に論ずべしと雖も其大體の關係概ね斯の如し金融機關の關係亦巧妙なる組織を要す、理世の道豈に夫れ術なからん哉

元來金融は春夏秋冬其情況を異にす故に商業一期間に緩漫なりと雖も商業銀行は其資金を固定せず専ら割引に従事し資金の廻收を容易ならしめ期限中と雖も何時にても再割引を得るに差支なからしむるを要す、貸付の如きは金融緩漫資

商業銀行
は其資金
を固定せ
ずしむ可
ら

金餘裕ありて貸付期限中之に恰當する分の預金の引出請求なかるべしとの見込十分に付きたる上に非ずんば苟も之に従事す可らず、割引の方法に依るときは手形の期限中と雖も其確實の點に於て缺る所なくんば中央銀行若くは其他の大銀行が容易に再割引に應ずべきを以て割引銀行をして資金に差支を生ぜしむることなかるべし畢竟中央銀行の銀行と云ふは實に此點にあり

第二章 手形の割引及其他の取扱

第一節 割引方策

第一目 割引の定義並に其機關

商界に於て金融上所謂割引とは手形賣買の當時に於て適用すべき利率に基き其期限滿了までの利子金額を算定して手形面の金額より之を控除したる殘額を以て其手形の價格となすを云ふ、今理論上より之を觀れば何人と雖も苟くも之に適應すべき資金を有する以上は手形を割引して割引請求人の爲め資金を融通し得べきは一點の疑を容るゝの餘地なし、然りと雖も事實に於ては割引事業は之を銀行營業科目の一と爲さざるを得ず何となれば之が爲に要する資金は頗る巨額

銀行は事業は割引の取扱ふ所を關の最好の機關なり

兌換券發行の銀行は最好の機關なり

に達するのみならず手形交換所の關係を明かにし手形再割引の取捨を決し、手形義務者の信用の厚薄を鑑別する等の如きは實に容易の業に非ずして到底之を個人の事業に委する能はざればなり、然り而して手形の割引は間斷なく資金を運轉して其停滯するを厭忌する所の大資本の放下には最も適合し、殊に巨額の預金又は兌換券發行の特權を有する者の如きは最も之を歓迎す銀行は即ち此種の資本家に屬し其手形割引の最好機關たるや論なき耳、然れども兌換券發行銀行にありては割引よりも寧ろ再割引を以て其主業とす、今若し兌換券發行銀行が直接個人取引の爲め盛に割引を行ひ、其高巨大なるに至れば不知不識の間に市場に深入し最高金融機關たる中央銀行の職務を盡す上に於て遺憾なき能はざるの結果を來すの虞なしとせず、蓋し割引は商業銀行主要の事業なりと雖も其間又多少の分業なきを得ざるなり

第二目 割引方策の必要及其基礎

元來兌換券の發行は公益の爲め主權の一部を分派したるものにして固より銀行營業の主體に非ず商業銀行の主業とすべきは割引と預金事業とにして而かも割引は其第一位に居るものとす、然らば銀行就中中央銀行は其割引事業に就き粗

何を乎割引方策と云ふ

々一定の方針なかる可らず、此方針を號けて割引方策と云ふ、抑々中央銀行たる者は其業務執行上自己の利害を主位に置くを得ず、其進退取捨は主として國家經濟上より打算せざる可からざる所の大責任を有し其採用すべき割引方策も亦是に由來せずんばある可らず、中央銀行は平時にありては兌換の大義務を全ふするを得るを以て足れりとするが如しと雖も、一朝事あるに際しては全力を盡して之に當り其兌換の力を減ぜずして優に發行を増加し得るの餘力は平日に於て之を蓄へざる可らず、其平時に於て内地の金融市場を監督し之が整理を圖らんと欲せば本位貨幣をして常に健全たる地位を保たしめざるを得ざる哉多辯を要せず、而して金融逼迫の秋に當りては中央銀行の本分として玉石を甄別し其救ふべきは之を救ひ以て市場の擾亂を治むるを必要とす、中央銀行の一舉手一投足は實に國民經濟の消長に關す慎重以て事に當らざる可らざるは論を俟たざるなり夫れ經濟界の盛運に向ふ哉資金の需用大に増加し、金融に急調を來すは自然の勢なり、此時に當り硬貨のみを以て其需用に應ぜんとするも到底及ぶべきに非ず、縦し又之を行ふを得るも市場に便ならず、此時に方り手形の割引小切手の支拂等に對し大小兌換券の發行を要すべきは論なき耳、元來兌換券は手形の進化したる者にして恰

兌換券發行の必要

併に其注意

も銀行手形が荷爲替手形又は商業手形より進化せるが如きの跡ありて畢竟手形の化身たるに外ならず、只手形の流通範圍は限定的にして狹隘なれども兌換券の流通は一般にして廣大なるの差違ある耳、故に中央銀行が其行務を料理し割引方策を定るに當り兌換券の發行最も慎重の注意を取らざる可らず、實に其發行は如何なる場合に於ても金融の圓滑を圖る爲め必要缺く可らざるに出でざる可らず、抑々割引方策は素と統一を尙ぶ統一を缺く所の方策は其効力決して全きを得ざるなり、其之を保つの第一要件は第一編第二卷第二章第十目に於て論じたる兌換券發行機關の唯一たるべきこと是なり、然るに方今我國及佛、露、奧、匈帝國等數國を除くの外尙ほ多數の發行銀行を有するもの少からず、即ち北米合衆國の如きは兌換券發行銀行實に六千八百五十三行(西曆千九百八年九月)にして資本最小限を二萬五千弗とす、而して英國に於ては西曆千八百四十四五年の改正銀行法施行の初に於ては英倫銀行の外發行銀行三百四行を認め、今哉(西曆千九百八年五月)著しく減少せしと雖も尙ほ全國に於て中央銀行の外四十一(内二十六は英倫を數へ其發行高總額約二千九百萬磅中千四十二萬餘磅を占む獨逸の情況も亦頗る英國に類似す即ち帝國創設の際には三十三の兌換券發行銀行を有せしに西曆千八百七

十五年三月一日の銀行法に依り其發行權を拋棄したる者二十行爾後營業期限の經過若くは株主の決議に依り發行資格を喪失若くは拋棄したる者九行ありと雖も、方今(西曆千九百八年)尙ほ帝國銀行の外四行を存す、元來英獨の如き銀行法に據りて發行の統一を期するは容易の業に非ずと雖も法の精神中央集權主義に在るは瞭然として疑ふべきものなし、獨逸帝國銀行が其發行の不統一に苦しみ他の發行銀行の營業行爲の上に制限を置きしは既論の如し而して其違反の場合に於ては發行權全部の剝奪を以て其制裁とす、然れども今哉發行銀行の數大に減じ中央發行機關の勢力漸く増加し帝國銀行は事實上獨逸帝國の中央兌換券發行銀行となれり、今其の實況を見るに西曆千八百九十九年の一箇年間獨逸國內に於て流通したる兌換券平均總額十三億二千二百二十萬三千馬の内十一億四千七百七十五萬二千馬は帝國銀行の發行に係り、他はバイエルン銀行、ウエルテムベルヒ銀行等六行の發行に係れり、爾後の景況益々中央集權に傾き西曆千九百九年末の發行銀行の發行平均額は十六億六千四百八十餘萬馬にして約八千八百十六萬餘馬はバイエルン銀行外三行の發行に屬し最高は二十億七千五百五十餘馬にして中央銀行外の四行の發行に係る者は一億馬に達せず

第三目 割引すべき手形の撰擇及與信所の必要

北米合衆國は姑く措き歐洲列國中最も注目すべきは英佛獨露、埃匈帝國等なりとす、就中佛露、埃匈帝國の三國は法律上より、英獨兩國は事實上より、孰れも中央集權的兌換銀行制度を採り、英倫銀行(西曆千六百九十四年創立)佛蘭西銀行(西曆千八百零一年創立)及獨逸帝國銀行(西曆千八百七十六年一月一日創業)の如きは世界に於ける最も有力なる中央銀行にして刻下採りつゝある所の割引方策に就ては最も注意せざる可らざるものあり、蓋し中央銀行が必要により或は手形を割引し、或は手形を購入するは其本分なるを以て其手形の選擇には最も留意せざるを得ず、元來手形は適法なる商取引より生じたる者に非ずんば正當なる者と認め難く、其事實を捏造し支拂人を假設するが如き又は引受人の署名を偽造したる者の如きは割引を受くべき資格なき者と認めざるを得ず、而して株券賣買を以て專業とする投機的會社即ち英語に所謂「ファイナンシアルコムパニー」に類する銀行が其投機事業の爲に取引所に提供すべき資金調達を以て振出したる手形獨語に所謂「フィナンツウエックセル」即ち融通爲替の如きも割引を受くべき資格を有せざる者なるを以て銀行は力めて之を排斥せざる可らざるなり、然れども獨逸帝

獨逸中央銀行の慣例

國銀行は非商工業者の振出せる手形に對して特に割引を爲すの場合なしとせず、即ち農民が多少其收穫期迄に又は羊毛布の開市期迄に一時資金の必要を感ずることあり、此の如き場合に帝國銀行は特に地主の振出したる手形に對して資金の融通をなし、此種の手形に限り、書替を許すことあり、然れども此場合に於ては必ず信用確實なる者三名以上の署名を要し、而して其期限は決して三箇月を超るを得ざるものとす、是れ蓋し獨逸帝國銀行と該國農業黨との間に成立する或格段なる關係より生ずるものにして他國に於て其例を見ざる所なり

獨逸中央銀行の慣例の差違

爲替手形の外約束手形も行はれざるに非ずと雖も約束手形は獨逸に於ては適法なる商取引より生ずること極めて稀なるにより獨逸帝國銀行は其割引の請求に應ぜざるを通例とす、是れ實地の必要なきに由るものにして當然の措置と謂ふを得べし、然るに佛國は全く其事情を異にし、佛蘭西銀行は約束手形の割引を爲すを憚らず、元來約束手形は其使用一地方の取引又は小取引に限るものにして所在を隔つる所の大商就中商業の中心間に行はるゝ所謂一等手形に屬せざるを以て中央銀行の取扱品に相當せざるは論を俟たず、佛蘭西銀行の之を取扱ふ結果は小商に伏在せる通弊を助長するの勢あるは夙に世人の認識せる所なり、然るに獨逸

に於ては例の通帳を以てする掛賣なるもの行はれ同様の弊を免れず、佛國に於ては今や通帳にての賣買は殆ど其迹を絶つに至れり

由來佛國は倉庫業を以て鳴り西曆千八百五十八年五月二十八日の法律に基き佛蘭西銀行は倉荷證書に對して貸付又は割引を爲すことを得るものとす、之に反して獨逸に於てはブレイメン及エルザス、ロートリンゲン地方の如く倉荷證書に付き限地法の行はる地方に於ては尙且つ倉荷證書の占有は直に在庫品に對する占有と認められざるを以て證書に署名あるのみにて足れりとせず、進て債務者の支拂能力を問ひ其資力支拂に堪ゆべしと認められたる場合に非れば證書を安全なる手形の基礎又は手形其自身とは到底見做すこと能はざるなり

斯の如く手形の割引の注意を要するに由り其取引漸く頻繁となるに伴ひ手形關係者の身元を精査するの必要を生じ其調査を掌る所の機關を要す所謂興信所なる者は是なり、佛國に於ては興信所を佛蘭西銀行の貸付掛に隸屬し銀行委員會の發議に依り委員中より十二名を選任して之を構成す、銀行委員は尠くとも拾株以上を有する佛蘭西銀行の株主に限るものとす、獨逸帝國銀行の附屬興信所は同行役員のみを以て組成せらる露西亞銀行の興信所組織も亦獨逸帝國銀行に酷似す

斯の如く獨佛兩國の興信所は多少其組織を異にするも其所員に選任せらるべき者は孰れも非凡の手腕を有し、況く社會百般の事情に精通し商工業界に信用を博し而かも成るべく獨立の地位を有する所の人士たらざる可らざるの一點に至りては即ち一なり、興信所には信用簿なる一種の帳簿を備へ手形の振出人、讓渡人又は第三者例せば引受人を始めとし苟も銀行と取引ある者にして銀行に對し手形上の債務を負ふ場合には其金融を一切此帳簿に記入し其金額が當事者の信用極度に達せりと認むるときは最早其れ以上の手形に對しては割引を爲さざるを以て原則とす

元來複雑なる産業界に介在し紛淆究りなき經濟事情を詳悉するは信用機關たる興信所の調査に依頼するの捷徑たるに如かず、英國は西曆千八百三十年に、米國は同千八百四十一年に、佛國は同千八百五十七年に獨逸は同千八百五十九年に各此種の機關を設けて商工業者に便宜を與へ爾來漸次發達をなし、今や歐米著名の都府にして興信所の設置あらざるはなきに至れり我國に於ては明治二十五年四月初めて大阪に商業興信所なるもの起り、次で明治二十九年二月東京に於ても亦東京興信所なる者創立せられ今や此兩機關東西相呼應して信用調査をなし商工

我國の興信所

業者に便利を興ふるのみならず延て歐米の興信所とも聯絡を付け氣脈相通じ居るを以て之に頼て大抵各地の商況の概要を觀察するを得るに至れり(甲種附録第二號參照)

第四目 中央銀行にて割引すべき手形の期限

又銀行の割引すべき手形は資金回収の容易なる者たるを要す、換言すれば其支拂期日は成るべく短期の者たらざるを得ず、抑々兌換券發行銀行は不意に正金引出の請求に遭遇することを豫期せざる可らず、普通銀行が融通を要するときには其所有の手形の再割引を中央銀行其他に求むることを得べしと雖も、中央銀行は通例再割引を求むるを得ずして事急なるときは援助を外國銀行に求め、又は外國より現金を招致するに足る丈利率を増加せざるを得ず、然るに我國は地形上中心城市を隔つること遠く右兩様の術を有効に施すこと甚だ難く内國市場に應ずる爲には他國の中央銀行よりも多く發行餘力を存せざるを得ず外國市場に應ずるには強大なる正貨準備を蓄ふるを要するは論を俟たず、我國割引方策の衝に當る者は常に此事に注意せざるを得ずして他國より一層の勉勵と精巧とを要するは地形上蓋し已を得ざるの勢なりとす

中央銀行が割引すべき手形の最長期間を定むることを

割引に就ての斟酌

中央銀行が割引すべき手形の最長期間には凡そ一定の期限あるを要す而して其期限は定款を以て之を定むるを好しとす、我國に於ては之を百日と定む蓋し其當を得たるものと云ふべし。其最長期間を定むるを必要とする理由は管に手形の確實（長期の者は市場の變動に遭遇し易きを以て假令割引當時に於て振出人其他の關係人確實なりと雖も期限の危険あるを免れずなるを要するのみならず、中央銀行は割引の爲め兌換券を發行するを以て手形は其引換準備として之を視ざる可らざるの必要あるに由る、故に實際に於ては其最長期間は多少屈伸的のものたらざるを得ず、單に成規の期限は僅々數日を超過するを以て全然無情なる拒絶の理由となす可らず、換言すれば無情に門前拂を爲すを以て能事となす可らず、其手形にして確實なる者なるときは須らく他行をして一旦割引を爲さしめ、成期の期限を待て再割引を爲すを豫約するが如き親切なる取扱を爲すを要す、然りと雖も著しく期限を超過する者の如きは固より正當なる拒絶の原因たるや論なき耳

以上論ずる者の外中央銀行の割引貸付の最長期間を定むるを必要とする一二の理由あり、何ぞや他なし中央銀行は確實の上にも確實たらざるを得ざるは論なく又努めて情弊の纏綿するを避けざる可らず、即ち長期の手形は期限より生じ得べ

き危険を包含するのみならず或は一黨派一會社の長期の手形を割引し、牢として抜く可らざるの關係を生ずるの虞なしとせず又長期の手形は巨商に多く小商に少きを以て其確實なるの故を以て富豪の振出に係る長期の手形を割引し、其不確實なるの故を以て小商の振出したる短期の手形を拒絶することあるときは小商の輩は自己の信用如何を顧みず中央銀行は豪商に私するものなりとの流言を放つなきを保せず、斯の如き無稽の蜚語流言は固より齒牙に懸るに足らずと雖も市場の情況に依りては多少の障礙を爲すなしとせず、國家の爲め之を忍ぶの必要あれば固より憚る所なしと雖も何等の必要なに假令些少の障礙と雖も其發生を促すの間隙を残すことは之を避るを得策とす、是に於てか佛蘭西銀行及獨逸帝國銀行の如きも其割引する所の手形の最長期間を孰れも三箇月とす、事久ふして變多し實に至當の制限なりと云つべし、今試に過去數年間に兩國中央銀行が割引したる手形の期限を見るに左表の如し、以て三箇月の期限は實際に於ても亦財界の需要に適せるを證するに足れり

第七表

中央銀行
利率と市場
の關係

西曆	銀行名	佛蘭西銀行	獨逸帝國銀行
一九〇五年	一八九五	二五、〇〇	四二、五〇
一九〇六年	一八九六	二七、二〇	四五、〇〇
一九〇七年	一八九七	二七、三三	三七、五〇
一九〇八年	一八九八	二七、五〇	三七、五〇
一九〇九年	一八九九	二七、六〇	三八、〇〇
一九一〇年	一九〇〇	二六、九二	三六、二三
一九一一年	一九〇一	二一、四七	三七、五〇
一九一二年	一九〇二	二一、〇〇	三九、〇〇
一九一三年	一九〇三	二一、八八	三七、五〇
一九一四年	一九〇四	二三、六一	三七、〇〇
一九一五年	一九〇五	二〇、九二	三七、五〇
一九一六年	一九〇六	二四、〇四	三五、五〇
一九一七年	一九〇七	二六、〇六	四九、〇〇

一九〇八年	二五、五六	五〇、〇〇
一九〇九年	二二、五三	四五、〇〇
一九一〇年	二四、四六	四二、〇〇

英倫銀行の報告は或點に於ては獨佛兩國の中央銀行の如く精密ならず其割引したる手形の平均期日は之を調査すること頗る難し而して其内規は之を秘密に附するを以て我國及獨佛兩國の如く割引すべき手形の期限に付て一定の規則存するや否やを知る能はずと雖も之を事實に徴するに割引の期限は任意的取扱を爲し得べきもの、如し、則ち英倫銀行が長期の手形の割引を爲すは概ね外國貿易より生ずる者にして所謂外國手形なるが如し、其他英倫銀行の割引額は比較的少額に過ぎず是れ割引方策上注意すべきの一事たり蓋し斯の如くなるは英國は夙に銀行の發達を以て鳴り内國手形の如きは普通銀行の取扱に委するを以て足れりとすと雖も、外國爲替に至りては中央銀行が尙ほ大に留意する所なるに由るものなりと云はざるを得ず、畢竟銀行定款其他有効なる手續を以て手形割引の最長期を定むるは銀行の安全を期し、併て一般公衆をして豫め準備する所あるを知ら

しめんとするの意に外ならず若し夫れ割引事業其ものに至りては當然銀行の任意に屬せしむべきものにして、銀行は固より其意に反して割引を爲さざる可らざるの義務を有せず而して利率の増減の如きは銀行營業上の駆引に屬し固より立法府若くは行政府の干渉を許すべきものに非ざるなり

第五目 同上手形面金額最小限

中央銀行の割引すべき手形の最少限を定むるの例あり則ち佛國の如きは西曆千八百九十七八年頃に(支店西曆千九百八年には百二十七を數へ其他代理店及出張所を加ふれば總數四百七十九箇所となる)に於て割引する所の手形の最小限を五法と定めたり、是に於て十法以下の手形額に増加し西曆千八百九十七年には二萬二千九百十枚に止まりしが同九十八年には十九萬二十枚同九十九年には二萬八千六百枚となり、爾來少しく減少の勢を示せしと雖も西曆千九百五年には十六萬七千六百六十二枚となり八年に於ては二十四萬三千六百七十五枚となり、十年に於ては更に増加し巴里に於て割引したる手形枚數の五割五分を占むるに至り之を昔日に比し實に同年の論に非ず、元來小額手形の取扱は費用多くして銀行の利益を減ずるは數の免れざる所にして之を英國郵便局の例に照すに斯の如き

小額手形
取扱の費

小額手形二十枚以上を取扱ふには費用殆ど手形額面の半に達す、然るに佛國中央銀行が能く之に堪ゆる所以のものは其取引巨大にして他方面の利益を以て損失を償ふことを得るに依る、而して西曆千九百六年佛國中央銀行が割引したる手形の平均額面は前年の五百七十二法八十四參に對し六百八十二法半にして多少増進の傾きあり而して七年中の平均は七百三十七法なり、又獨逸の平均は三十九年には二千七百六十馬にして前年に比し約百馬の増加なり

第六目 割引歩合を定むるに就ての注意

元來定利法なる者は割引方策の運用なり、世人或は定利法と割引方策とを混同して之を同一視する者なきに非ずと雖も是の如きは一大謬見たるを免れず夫れ割引方策は之を大にしては市場を整理し之を小にしては銀行の安全を圖るの一種の方略にして定利法は其進退駆引を測定し其効力を全ふする手段に外ならず即ち一は大綱にして一は之を屈伸張弛するの施術なり略と術とは自ら差あり豈に事を同視するを得ん哉、然りと雖も施術の巧拙は方略の結果に多大の關係を及すを以て固より大に留意せずんばある可らざるは論を俟たず、若し夫れ中央銀行の利率にして普通銀行の利率より低からしめ、其差違をして普通銀行が中央銀行

中央銀行
利率と市
場利率と
の關係

第二章 手形の割引及其他の取扱 第一節 割引方策

第五目 同上手形面金額最小限
第六目 割引歩合を定むるに就ての注意

より割引を受け、其資金を以て公衆に對し手形の割引を爲し、其差違を利用するの度に至らしめん乎、普通銀行は自己營業の爲め慎重ならず、只中央銀行より割引を得るに急にして他を顧るに暇あらず、不當の取引を奨励し或は投機を誘致することなきを保せず、若し夫れ商工の事業盛ならずして資金の需用急ならず、一般銀行の勢力微々として振はず假令中央銀行が唯一發行機關ならずとするも最大の資金供給者にして市場の牛耳全く其手中にあるが如き時代に於ては中央銀行の利率能く市場を左右するを得べしと雖も今哉即ち然らず中央銀行外に有力なる大銀行の存する少からず、且つ市場の情況は資金を得るに急にして獨り中央銀行のみに依り其需用を充す能はず必ず普通銀行に依らざるを得ず、果して然らば市場を支配する者は普通銀行利率にして中央銀行の利率に非ず、若し兩者の間に差違ありて後者前者より低きときは俗に所謂鞘取の弊を免れず事業者は高利の資金を使用し毫も利する所なく、中央銀行は或は鞘取者流の爲め不良不善の手形證券類を掌握するの虞なしとせず、豈に戒めざる可ん哉、中央率にして普通率より高からん乎、前陳の如き弊を見るの恐なしと雖も是れ亦程度の問題にして其都合は之を投機、鞘取を防ぐに足るの點に止めざる可らず、此點を超過するときは中央銀行は

正當に其資金を運用すること能はざるべし。然らば即ち金利は宜く高かる可き歟、將た又低かる可き歟、是れ普く世俗に起る所の問題なり

抑々金利は需給の原則に據り高かる可らず低かる可らず自ら定則ありて其程度を得るを必要とすと雖も、低きに失せんよりは寧ろ高きに失するを好しとす、漫に金利を引下るが如きは假令其時期短くして敢て銀行の支拂力を損するに至らずと雖も多少會社の投機熱を誘發するの原動力となるを免れず、即ち金利低ければ新事業を起すに都合好く甚しきに至りては新事業と因縁淺からざる彼の株式相場師の如きは金利の漸次降下するを視て狂喜措く能はず、切りに前途の有望を叫んで人氣を所謂投機的有價證券に集中せしめ、其價昇騰するに及んでは即ち揚言して是れ工業隆盛に赴ける吉兆なり、實業發達の嘉象なりとし、己を欺き社會を欺き以て人心を眩惑す弊害是より大なるはなし。夫れ斯の如くにして財界の秩序紊亂せざらんと欲すと雖も、豈に得可ん哉、之を内外古今の史乘に徴するに慨然として歎じ悚然として怖れざるを得ざるもの少しとせず。利率選定の當否が財界の利害に關すること夫れ斯の如し當局の慎重なる注意を要する論なき耳

第七目 階段割引并に參加利子及質物に依る利率の區分

茲に又大に注意すべきの價值ある割引方法あり、何ぞ哉階段割引法なる者はなり蓋し階段割引法とは割引期限は最長期中に於て手形期限の異なるに従ひ割引率に種々の階段を設くるものなり。是れ預金事務に於て引出期限の異なるに従ひ利子歩合を異にすると同一の理由に基くものにして理に於て間然する所なし其實行に最も肝要なるは割引の最低率を定むる事是なり。其程度は市場の便宜を妨げず銀行の自衛を失はざるの點にあり、英露兩國の中央銀行の如き此方法を利用し特功を收む宜しく鑑みるべきなり

取引所の有價證券の投機は主として月末取引計算取引形式は直取引なるも實際の引渡を爲さず事實定期取引を行ふものに依るものなり、此種の取引より生ずる資金融通の依頼に對しては獨露兩國の中央銀行の爲す所頗る注意すべき價値あり即ち獨逸中央銀行は月末四箇日又は月首一箇日に手形若くは有價證券を擔保として貸付をなすには少くとも七日間の参加利子を要求し又各三箇月期の終の四箇日及始の一箇日に於ては少くとも十日の参加利子を請求し以て投機融通の過當なる擴張を抑制し來りしが近年此種の融通の需求年々多きを加へ紙幣發行高を正貨準備の三倍以内に保ち能はざるの勢を呈せしを以て本年五月帝國銀

取引所の
決算取引の
利率は参加
利子を要す

行は毎三箇月期最終日及最初の一日に於ける貸付に對しては九月以降は更に十日以内の参加利子を徴すべきを決議せり、中以下の銀行には之に對する反對意見甚だ盛なり、参加利子の場合には清國の錢莊に於ても加頭と稱し普通の利率に少許の率を加ふることあり即ち千兩に付き一日四五歩の増歩を請求するが如し、割引にも之を適用す獨逸帝國銀行は最近西曆千九百十一年より每期(三ヶ月を以て一期とす)の初と終とは貸付に十日の参加利子を徴すること、せり、其結果は貸付を減じ割引を増加し之を前年に比するに左の如き變化を示せり(單位百萬馬)

第八表

	貸付	割引
西曆	一九一〇六月末	二五六
同	一九一一同	七四
同	一九一一九月末	九一
		一、一八七
		一、三五五
		一、七八五

又露西亞帝國銀行は更に定額率なる他の方法を按し獨逸帝國銀行と等しく有價證券の種類に依り貸付高に夫々特別の制限を設くる外尙ほ有價證券の種類に従ひ其貸付金の利子の歩合を異にす即ち露國大藏省の刊行に係る財政通信に掲

げたる西曆千九百年七月一日の貸付利率を見るに左の如し

第一種 四分利付露西亞公債の擔保に對しては

六分

第二種 第一種外の政府發行に係る證券又は政府の保證ある有價證券債券町

村立信用機關の債券并に土地抵當債券の擔保に對しては 六分五厘

第三種 右の外承認せられたる各種證券外國公債若しくは各種工業若しくは鐵道

會社株券の擔保に對しては 七分五厘

而して右に對する貸付制限高は第一種にありては時價の九割第二種にありては八割第三種にありては七割五分とす、我國に於ても貸付割引に關し國債證券と地方債證券との間に等差を設くるの新例を開けり蓋し當然のこと、云ふべし是等の方法は割引に非ずして貸付の方法に屬すと雖も割引方策と密接の關係を有し割引歩合を増加するに従ひ有價證券の價格は順次に下落し増擔保の差入を要するが如き結果を來すことなきを保せず、或は有價證券貸付金の一部又は全部を返却せざる可からざるの結果を生ずべく隨て市場の情況及銀行の資力に關係を生ずべきを以て因に茲に一言す

第八目 恐慌に處する割引方策

投機熱の初期に際し恐慌將來に來らんとするの兆あるときは速かに割引歩合を引上げ以て經濟界に於ける不健康の分子を抑制し恐慌既に去るの後は漸次に之を引上げ以て經濟界の變調を治め健全なる市況の恢復を努むるは投機に處するの原則なり、蓋し投機の發生は需用の不當なる増加に因り或物品の生産又は取引が格別に有利の業となるにあり而して其結果此の好景氣の生産若しくは分配事業に對し所謂思惑を生じ資金滔々として之に向て注流するに至るは勢の免れざる所のものたり此時に當り豈に其狂爛を壓し怒濤を治むるの術なしとせんや、是れ亦割引方策を必要とする所以なり、然るに此の見易き情勢を察せず、當然増加すべきに際し利子割引歩合を増加せざるときは公衆をして生産の狀況販路の關係を辨知するに暇あらしめず、或は生産額併に販賣額に關する統計を明にせず、若しくは金融市場の狀況外國爲替相場の如何に關せず全速力を以て其生産を繼續せしめ其間豫知す可らざるの出來事に遭遇し爲に投機熱は實際の好景氣を超えて昇騰し、所謂過度の投機となり、生産若しくは販賣上の恐慌を來たし、一部若しくは全般の物價下落となり、生産者は生産物の價格の低落に因り販賣者を需要の減少に因り孰れも利益を失ふに至るべし、恐慌一部に止まる場合に於ては資本、勞力此部より

資金需給
に關し純
理上當然
の順序

去て他の部に向ひ恐慌全般に亘り百業停止の場合に於ては遂に復た放資の途なきに至り爲に一般金融市場に於て資金需給の關係を一變し、資金の相場亦下落せざるを得ず、蓋し資金需給の如何は其使用價格如何にありて存し、商工業沈衰の際には資本の需用を減じ其使用價格を減ずるは當然の理勢なり

然るに現今の信用經濟に於ては生産及販賣上の恐慌は同時に信用恐慌を惹起するを通例とす、蓋し一般恐慌に關係を有する者は極端より極端に走り、過度なる信用より忽ち一變して過度の不信用に陥り、借入金は返済の督促を受け預金は引出の請求に遭遇し、割引は拒絶せられ、其他例へば小切手、振替勘定若くは相殺等の方法にして爲し得べき多數の取引は皆現金を以て之を爲ざるを得ざるに至り、資本家の多數は其所有に係る有價證券を賣却して之を現金に換へ自家必要の用途を慮り容易に他に放下せず加之銀行の流通物件即ち手形等は固より無限の信用を有する者に非ず恐慌に際會して尙ほ其信用を維持する者稀にして遂に又貨幣代用物中に數へられざるの運命に陥るは已を得ざるの情勢とす、斯の如き時變に際して卓然として信用を保ち泰然として動かざる者は獨り中央銀行にして其大に努力すべきは正に此時にあり、宜しく玉石を鑑別し強大なる信用を利用し門戸

信用經濟
上實地に
起る情況

を開放し一般信用の墜落に因て生じたる虧隙を補填せざる可らず即ち利率は相應なる高度に之を保つべきは勿論なりと雖も猛然驟起し彼の非常手段なる制限外發行を試みるも實に此時にあり、事是に及んでは英國の如く一部準備法を採用する國に於ては西曆千八百九十年のペヤリン恐慌の場合に於けるが如く外國(當時は佛國中央銀行より三百萬磅露國政府より百五十萬磅を借入れたり)より一時巨額の資金を借入るゝの已を得ざるが如き窮狀に陥ることなしとせず而して事一層急なるに及んでは更に一步を進めて西曆千八百四十七年五十七年、六十六年の例に倣ひ銀行法停止なる極端の手段をも之を敢てせざるを得ざるの必要を生ずべし、其法律上に穩當ならずして實際に危険なるは多辯を要せずと雖も大勢を挽回し世を救ふの急あるに際して復た他を顧るに遑なし又前記借入の如き英國の如く四海の市場に於て強大なる債權と信用とを有する者に非ずんば得て企て及ぶ所に非ざるなり、蓋し中央銀行をして其職責を完ふし經濟界の擾亂を排除せしめんと欲せば充分なる活動の自由を與ふるを以て最も必要とす、恐慌當時及恐慌後市場の救済整理の爲め著しき効驗を顯はすは規模廣大信用鞏固にして且つ安全なる屈伸力を有する中央銀行を措て他に之を求むるを得ざるなり

第九目 金の流出を止むる爲の割引方策

以上説く所の外尚ほ中央銀行の勤むべき一他の要件あり、何ぞ哉他なし即ち内地に於る流通物件若くは資金の需用に基くに非ずして國際の貴金屬の遷轉出入に因り生ずる所の變化に處することは是なり、蓋し内外市場の情況に依り中央銀行より取り出されたる流通物件殊に金貨は内地の流通に使用せられずして去て外國に流出すること往々にして之あり、畢竟斯の如きは外國に於ける金の需用の度内國に於けるより高く其必要とする流通物件を内地の流通より奪ひ去るもの外ならずして其結果内國に於て流通物件の虧缺を生ずるは數の免れざる所なり、此虧缺は相應の手段を以て之を補填し、之をして甚大ならしめざるが爲め其豫防策を講せざる可らず、是れ中央銀行が畢生の力を振ひ以て當らざるを得ざる所の當然の任務の一なり

貿易外に金の流出する原因

方今文明各國間に於る貴金屬の移動は始ど金に限られたるが如し、此の金は即ち直接又は間接に中央銀行より取り去らるゝものにして其是に至るは貿易關係の外其原因種々あり請ふ少しく之を辯ぜん

第一 政治上の原因より來るもの、蓋し政治上の紛擾危機に際しては外國に於

ける債權者は其債權を他の方法に依らず直ちに正金にて回收すること少しとせず例へば先年獨露葛籐の際露國は其債權の殆ど全部を金貨にて獨逸國より引上げたるが如き是なり

第二 金の輸出は貨幣制度に原因することあり而して其原因は或は自國の事情に因るものあり或は外部の事情より他動的に生ずるものあり、即ち一國の貨幣制度紊亂するときは高價なる貨幣は外國に流出す、又本位制度變更の結果本位として選ばれたる金屬は其國に向て流出す而して輓近本位として選ばるゝ者は多くは金にして銀に非ざるなり

曾て獨逸帝國政府が其本位を確立する爲め要せし金は佛蘭西より得たる償金を以て之を收得せり、當時此償金の大部分は獨逸和蘭及英國宛の手形若くは銀行支拂手形にして交付せられ、英國の手形若くは銀行券にて支拂はれたる者實に貳千五百二十二萬六千七百七十八磅の巨額に上れり、斯の如くして得たる英國宛の手形等は獨逸に於て之が賣却を試みたりしに其額巨大なりしが爲め倫敦宛の爲替相場は著しく下落し爲に恐慌を惹起するの懸念あるに至りたるを以て手形の賣却は之を中止し英國に對する債權は總て英國に於て金貨及金塊の買入に使用し

之を獨逸に輸入したり

第三 外國に於て金價騰貴して金の輸出を促すこと、例へば外國の中央銀行に於て他國の金貨の買入價格を引上げたるが如き原因の働に由るもの是なり

第四 爲替相場の現送點を超過する事

爲替相場の現送點を超過することが金の輸出を促すは論を俟たず、斯の如きときは速かに割引歩合を増加して其流出を止めざるを得ざるなり、其詳細は載て第三章第一節第二目に在り請ふ參看あれ

元來外國貨幣若くは金塊は一箇の商品にして其交付の請求あるも中央銀行は之に應ずるの義務なきは論を俟たず、只合意を以て賣買の方法を採るを以て足りとす、然れども外國に金を輸送するには必ずしも當該外國貨幣又は金塊を使用するを要せず、其代用として内國の金貨を用うることを得べきは固より論なし、斯の如くして使用せらるゝ金貨は或は内地の流通より引上げられ或は直接に中央銀行の正價準備より引出さる。前の場合に於ては直接に中央銀行に關係なきが如しと雖も金貨が市場より取り去られ特に貨幣の代用物を流通して其虧隙を補填するに非る以上は中央銀行に對する貨幣の要求を増加するは自然の數にして、或

獨逸中央銀行より金を引出す方法

は兌換券發行の増加となり或は正貨準備の減少となり間接に正貨引出の要求に遭遇すると同一の結果を生ずべし是に於て中央銀行たる者は平居不息の注意を以て外國爲替相場を洞視し、苟も變兆を呈するあれば速かに相當の手段を施さざるを得ず、而して外國貿易に關係ある實業家に對しては常に親密の關係を保ち懇篤の注意を與ふるを必要とす、是れ我中央銀行に銀行總會、割引委員、獨逸中央銀行に中央委員、佛蘭西中央銀行に監理委員の設けある所以なり、此委員等は法律上無職業の一人たるも差支なしと雖も事實は總て商人又は金融界に於て高等の地位を占めたる人物より之を選ぶを常とす、英倫銀行に於ける組織も亦然り

獨逸中央銀行より金を引出す方法は伯林、マイン、河畔のフランクフォルト、普魯西のデュッセルドルフ、及びミュンヘン等に在ては二百馬以上の銀貨又は五十馬以上の白銅貨及銅貨を以て之を金貨と引換ふるにあり、「ターレル」銀貨は此限に非ず、此の如き方法は時間を要すること甚だしく輸出の爲に金を引出すが如く巨額の引換を要する場合には不便なるを以て實際には此方法に依るもの極めて少し、而して西曆千八百七十五年十二月の帝國宰相の告示に依れば引換の爲め貨幣を提供するときは其貨幣を計算したる後ち金庫より通例五日以内に之に對する金貨を

即時引換
を中央に
集中する
の趣意

交附するの規定なるを以て時間と手數とを要すること少しとせず、金を引出す他の方法は兌換券民間流通に合法の効力を有せざる帝國發行紙幣(ライヒカッセンスシャイン)の提出是なり、帝國發行紙幣は帝國及各聯邦に於ける各金庫に於て支拂の爲に之を領收することを要するのみならず、帝國中央金庫に於て兌換せらるるの規定にして、實際に於ては獨り中央金庫のみならず各地に於て兌換せらるる。右の外帝國銀行は其兌換券の引換を請ふ者に對し伯林中央金庫にありては呈示次第即時に其支所にありては現金及貨幣の供給が許す限り引換をなすべき義務あるものとす。帝國銀行が其兌換券の即時引換を獨り中央金庫に限りたる理由は金輸出より來る需要を成るべく伯林に集中し以て國際の金の異動を達觀するの便を得るの趣旨に出でたるものにして之に由て金の輸出を防ぐの趣旨を含むものに非ざるに似たり。

帝國發行紙幣并に兌換券を以て金貨に引換を請ふ者あるときは舊法時代には帝國銀行は規則上之に對し「ターレン」銀貨幣を交付するも妨げなきに拘らず舊貨幣法第十五條實際は金貨を以て引換るを常とせり、然れども引換請求者が希望する種類の金貨を得る能ざるの事實は屢々之あり、目下伯林に於ける帝國銀行支店

に於ては十馬貨大に缺乏し一日の間一箇の十馬貨を見ざることありて多少の不便を免れず、此點に就ては政府は目下改良の方法を考案しつゝありと云ふ斯の如く金の引出に就き注意する所以のものは畢竟中央銀行の正價準備を裕にし、市場の安寧を保つと同時に國威を維持するの旨趣に外ならず、然らば即ち其減少の兆あるときは原因の如何を問はず急に割引歩合を増加して應急處分を施し、而して徐ろに根治策を講じ以て其源を治めざるを得ざるは論を俟たざるなり。

第十目 割引方策と併用すべき金の流出豫防方法

茲に又正貨の流出を防ぐ爲め利率の増加と相待て行はるゝ頗る有効なる二三の方法あり、其一は金の買價を高くすること、其二は金を輸入することを約する者に對し充分に長き期限を以て無利子貸付を爲すこと、其三は兌換券引換手數料の徴收にして既に第一編第二卷第四節兌換券準備第一目の三に於て論ぜし所の者たり。以上の方法中第一は頗る巧妙なる術を要す例へば獨逸國に於て純金一獨片五百「ゲラム」の價値を千三百九十五馬獨逸に於ける購入の最高度に引上げ而して佛蘭西銀行は毫も其買價を動かさずとせば左の如き結果を生ずべし。

一、七一八、五〇は ^法 一、三九五に等しく

一〇〇、〇〇〇は 八一、二七五に等し

然るに純分比例を以て法と馬とを對照するときには百法は八十一馬なるを以て右の價格にては獨逸に於ける巴里宛現送點は他の元素を同一と假定せば十七片（ペンニヒ）半丈け上騰する割合にして伯林に於ける普通の巴里宛現送點は八十馬半なれども上述の如く帝國銀行の買入價格を上すときは現送點も亦上騰して八十馬六七片五となるべし而して佛國より獨逸に達する現送點は之に伴ふて上騰せざること勿論なりとす

此の如く金の買入價格を上騰し又は金輸入の爲に使用する資金の貸付に對して長期無利子の特典を與ふることは金の輸入を促すに頗る有効なる手段にして割引率の引上のみにては内國商賈の爲め不便を醸すの虞ある場合に於ては用て以て之を補ふに足るものとす、且つ此方法にて輸入したる金は敢て自國の金貨に改造することなく其儘之を賣却することを得べし、若し然らずして之を金貨に改造するも方今文明國に於ては本位貨の製造は無手数料なるを以て、只残るは金利の問題に止まり極て些細にして要するに其失費甚だ寡少なり

英倫銀行は此方法を用る頗る効果を收めたり即ち西曆千八百九十一年の終り

英國の例

佛蘭西銀
引留の金の
策

に米金「オンス」の買價を七十六志五片より七十六志五片二分の一に又本位地金「オンス」の買價を七十七志九片より七十七志九片二分の一又は七十八志四分の一片に引上げたることあり、又西曆千九百年の夏候には獨逸帝國銀行に於て屢々實踐したる如く英倫銀行に於ても金を輸入する者には無利子の貸付をなしたり獨逸及佛蘭西は其幣制完備せず、中央銀行は金の引出に對し金貨を支拂ふ代りに之と同時に置かれたる銀貨を代用するの權利を有し佛蘭西銀行は時に此權利を使用するを憚らず、然れども獨逸帝國銀行は其執行を敢てせず而して佛國は尙ほ兌換手数料を徴することあり即ち西曆千八百九十九年二月七日獨逸帝國銀行當時の總裁コッホ氏が獨逸帝國議會に於て報告したる所に依れば佛蘭西銀行の穀物若くは木綿の輸入に對し爲換相場不況の際に金貨を以て支拂を要する場合に當り九十日前後の長期の手形を受け其代價を以て金を引出す者に限り兌換手数料を徴せずして金貨を交附し多額の金を輸出せんとする者に對し兌換手数料を徴せずして金を交附するは唯此場合のみ而して其特に長期の手形を要する所以のものは其割引歩合を以て間接に金を交附するの報償を得んとするに外ならず、此場合を除く外輸出の目的を以て金貨を佛蘭西銀行より得んと欲するとき

は商品として之を買受ざる可らず而して其賣價は巴里取引所の例に倣ひ純金一基に付き三千四百三十七法を以て基礎とし之より上るときは其上りたる差額を割増と稱し下るときは其下りたる差額を割引と云ひ孰れも千分率を以て之を表す例へば千分の一割増と稱するときは金の賣價左の左し

純金一基は 三、四三七、〇〇〇に等し故に

右の千分の一の増は三、四三七にして

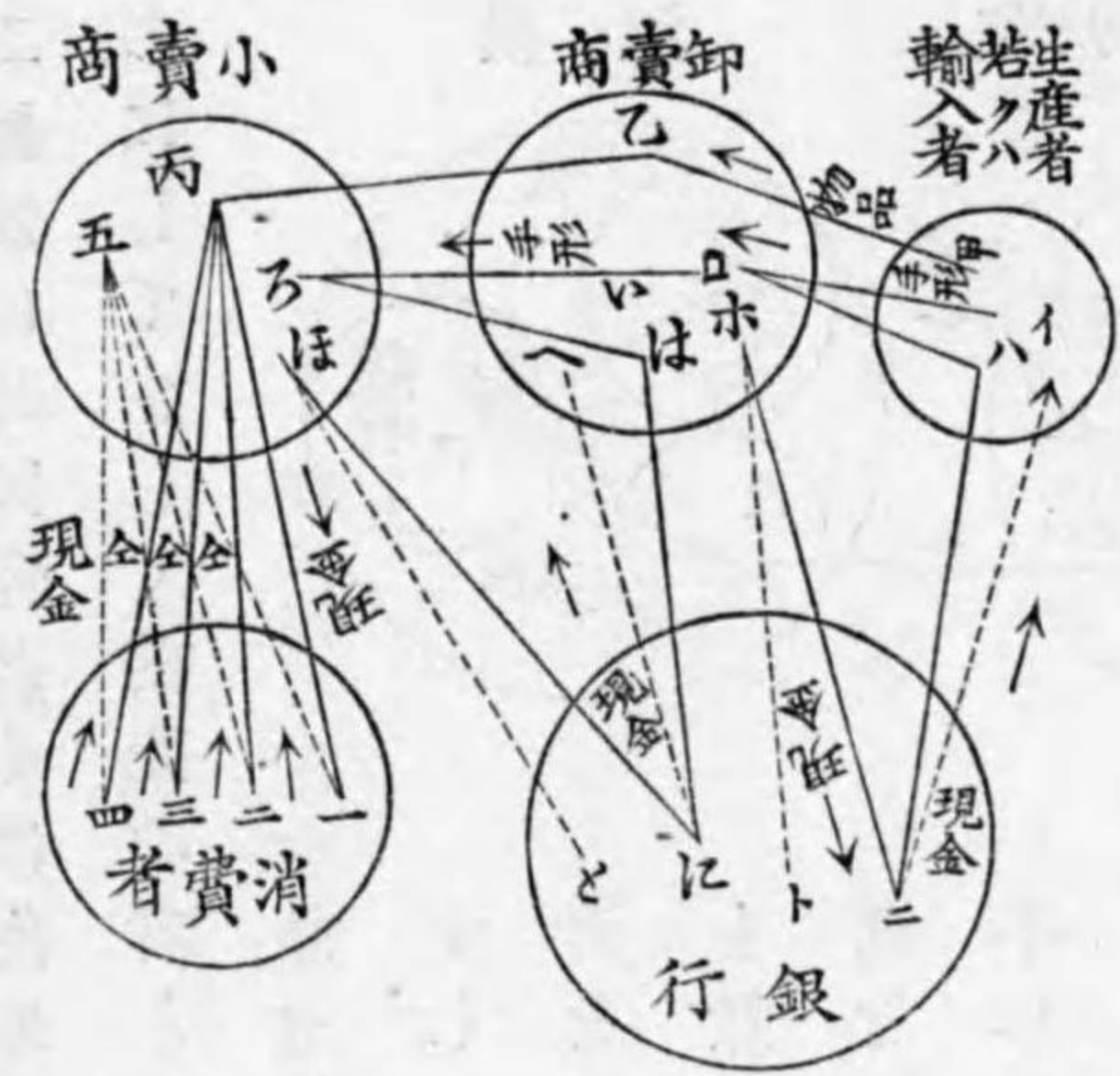
割増相場は 三、四四〇、四三七なりとす

銀行か此の如き割増を以て金を交附する方法を稱して金價割増法又は兌換手數料の徴收と云ふ、割増と云ひ手數料と云ひ其名稱を異にするも畢竟同物異名にして共に金價を上騰し之を國內に引留むるの策に外ならず、手數料の事は第二章第一節第二目に詳説せしを以て茲に之を贅せず、元來割引方策と兌換手數料徴收とは其方法に於て全く特殊なるも其目的は等しく金の流出を防ぐにありて奇正兩道の關係を保つ孫子曰く、凡そ戰は正を以て合し奇を以て勝つ、中略奇正の相生するは循環の端なきが如し孰か能く之を窮めん哉と宜なる哉、水波同體一動一靜以て其狀を異にす察せずんばある可らざるなり

第二節 手形の取扱

第一目 手形の振出、引受等の手續

手形の事を論ずるに先ち其振出、引受、裏書、呈示及支拂等に就き一言するは後學の爲め便利なるべしと信じ左に第一、第二、第三圖解を掲出せり、第一圖解は普通の爲替手形の場合を示すものにして即ち甲が



第一圖解

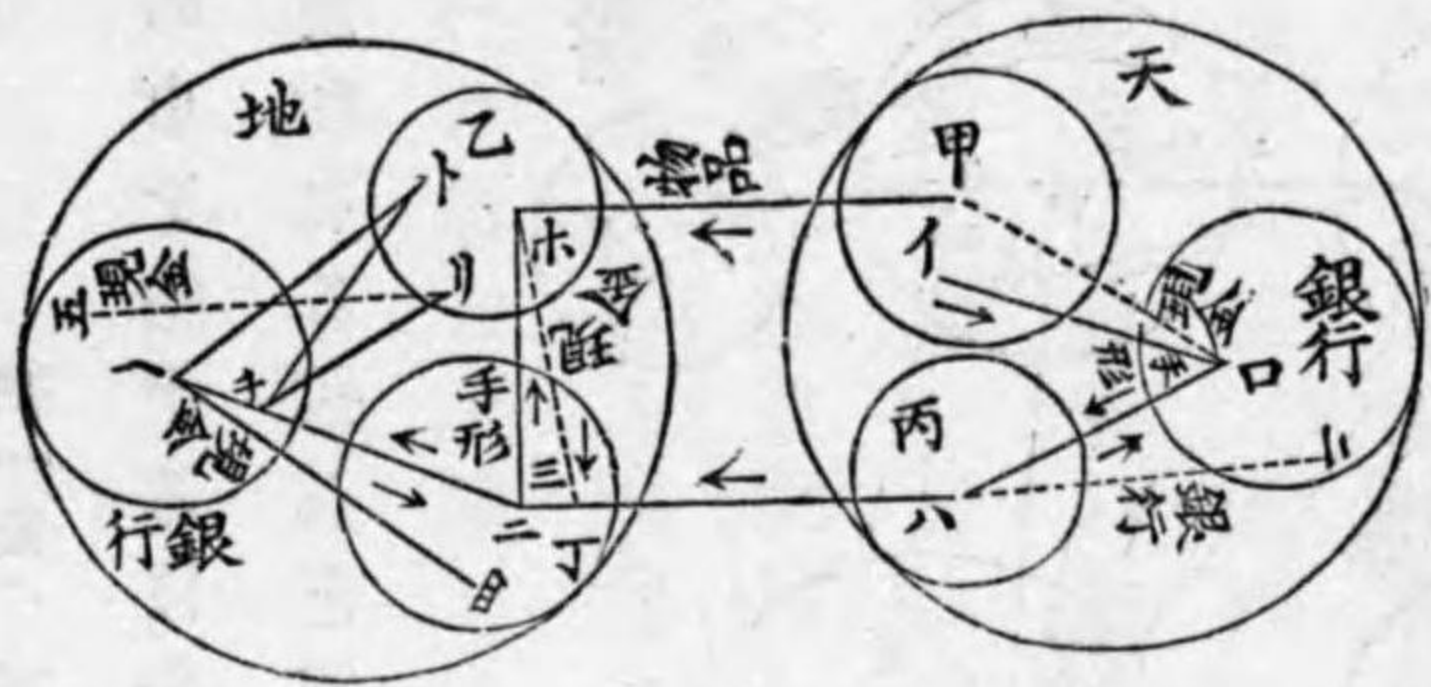
乙に物品を賣却し之と同時に手形を振出し、「イロ」の線を経て「ロ」にて引受を得、「ハ」に持ち歸り、「ハニ」の線を経て「ニ」にて割引を得、「ニヘ」の點線を経て現金を受取るなり然るときは銀行は手形の期限來りたるときは、「ニホ」の線を経て乙に呈示し支拂ひを受け、「ホト」の點線を経て現金を受取り手形の終局を告ぐ餘は之に準じ説明を要せざるべし、丙は小賣なれば手

形を振出さず、丙一、二、三、四の如く物品を消費者に賣却し一五、二五、三五等の各點線

を経て支拂を受くるものとす

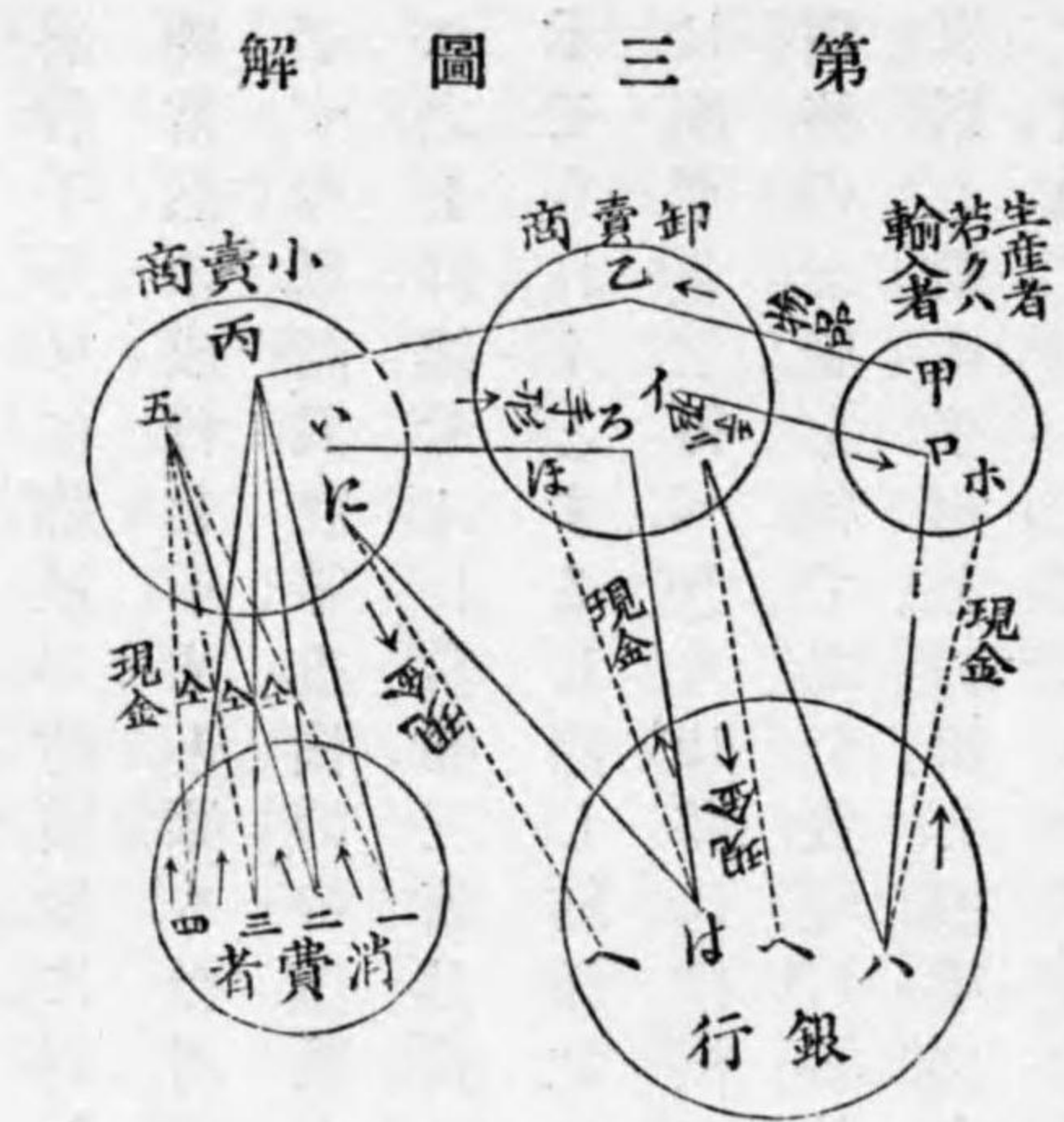
第二圖解は外國宛若くは内地と雖も遠隔の地方に向て手形を振出す場合を示すものにして、少しく前記の者と其手續を異にす、即ち天の甲より地の乙に向け物品を輸出すれば、甲は乙に宛て手形を振出し引受を得ずして直ちに「イロ」の線を経て時の爲替相場を以て手形を銀行に賣却し、「ロ」の點線を経て現金を受取るなり。然るに丙は丁に對し輸入品代價又は其他の支拂義務を有する者なれば其辨濟を要し銀行に至り前記の手形を購入し、「ハニ」の高線に従ひ其代金を支拂ひ其手形を丁に送付す、手形にして參着拂の者なれば、丁は直ちに「ニホ」の線に従ひ、「ホ三」の點線を経て支拂を受くべしと雖も外國の手形は概ね四箇月拂なるを以て、「二ヘ」の線を経、「ヘ四」の點線に従ひ割引を受く、然るときは銀行は「ヘト」の線を経て乙の引受を得、「トチ」の線に従ひ之を持ち歸り、期限に至り、「チリ」の線に従ひ之を呈示す、「リ五」の點線に従ひ支拂を受けて結了す

第二圖解 橫濱 倫敦又大阪



行は「ヘト」の線を経て乙の引受を得、「トチ」の線に従ひ之を持ち歸り、期限に至り、「チリ」の線に従ひ之を呈示す、「リ五」の點線に従ひ支拂を受けて結了す

第三圖解は約束手形の場合を示すものとす、元來約束手形は債務者より振出すものなれば手形は「イ」より起り、「ロ」に至り甲は直ちに之を「ロハ」の線に従ひ銀行に送り、「ハホ」の點線に従ひ割引を受く、然るときは銀行は期限に至り、「ハニ」の線を経て乙に呈示し、「ニヘ」の點線に従ひ支拂を受けて結了す、餘は是に準ず



裏書の事は別に説明を要せざるべし試に之を一言すれば呈示前に手形を他人に譲渡するとき裏面に姓名を記し不渡等の場合に於て支拂の義務を引受くることを意味す

第二目 手形割引に就ての注意並に空手形及真空手形の區別

一 手形流向の順逆

手形割引の効用廣大にして其手續の簡明なる前二節に於て論述せしが如しと雖も、割引執行に就ては固より大に注意すべきものあり、苟も玉石を甄別せずして

漫りに割引の請求に應ずるが如きは固より不可なり、請ふ手形流向の順逆より之を説かん

手形流向の順逆とは例へば綿屋が紡績屋に宛てたる爲替手形或は紡績屋が綿屋に對し振出したる約束手形は順なり、然れども紡績屋が綿屋に宛て振出したる爲替手形又は綿屋が紡績屋に對して振出したる約束手形は逆なり、即ち前者は事物當然の成行を示すと雖も後者は自然の順序を失ひ其間若爲の消息なきを得ず必ずや私話共謀等投機的の魂膽あるべしと推測するは蓋し正當なる推測なり、試みに之を詳述せんに當初三箇月拂にて振出してゐる綿手形が其支拂期に達し將に呈示せられんとするに際し紡績屋は既に出來し之を市に鬻げば容易に手形の支拂に應ずるを得べきも時將に投機の初期に當り紡績は今二箇月間其製品を維持し價格の上騰を待て之を賣却し格別の利益を得んと欲し其綿絲を賣り惜み綿屋と私話し新に手形を振出し綿屋に之を引受けしめ之を以て銀行より融通を得一時を彌縫することなしとせず、蓋し斯の如きは投機の初期に於ては珍しからぬことなりとす、又外面を装ふ爲に紡績屋は殊更に綿屋に對して約束手形を振出すことあるを以て單に外面の形式如何を以て手形の取捨を決する能はず、其實況に通じ

手形逆流の弊

實相を穿ち大に注意する所なきを得ず

二 相互引受

相互引受とは表面上空手形の嫌を避んが爲め實際取引使用の要なき貨物を甲より乙に送り復た乙より甲に送り返し幾度となく其受授を繰返し其間相互に手形を振出し相互に引受を爲すものにして其用に供せらるゝ貨物を蹴鞠と云ひ、其引受を十文字引受と稱し金融界の一大惡戯にして大に注意すべきものゝ一たり

三 空手形

空手形とは物品の賣買其他債權債務の發生又は存在なきに單に融通の爲め作製したる手形を云ふ、夫れ手形は信用の體にして信用は物の性なり、性體相待つて而して流行甫めて全し、然るに空手形の性たる夫れ斯の如く其體虛にして一根の據るべきなし、抑々前記逆流、蹴鞠の場合の如きも眞乎の取引より生ずるに非ずして一種の空手形に屬すと雖も前者は眞實の取引に附隨して發生し後者は外面を装ふも尙ほ一の囀ありて之が利用の勞を取らざるを得ず、獨り純然なる空手形に至りては單に或事情の爲め銀行より融通を得る爲に作爲する所の者なれば之に就ては非常の注意を要す、元來斯の如き惡戯を爲す者は尋常普通の商賈に非ず又

Cross acceptance

蹴鞠及十文字引受

青年初生の輩に非ず所謂百戰練磨奸譎の老獪にして最も巧に外面を装ふを以て熟練なる銀行家と雖も或は誤なき能はず況や新設銀行にして顧客を引くの念ある者に於てをや意氣相投じ所謂水魚の關係を生ずるなきを保せず殊に注意すべきは年來熟知の顧客にして或は故意に或は一時の事情より心ならずも其信用を濫用することは是なり此の如きは史乘其例に乏しからず今試に其著き者の一を擧れば西曆千八百六十年英國に於て起りたるロレンス、モルチメヤ會社に於ける皮革の投機是なり倒産の當時該會社の義務に屬せし八百七十八萬餘圓内七百五十萬圓は全く空手形より生ずる所の債務に係れり抑々該會社は當時其設立以來已に五十有餘年を経て名聲内外に噴々たり此社會にして此事あり信用の濫用是に至りて極れりと云つべし

四 架橋手形

空手形を濫用するの弊害の恐る可きは論を俟たず然れども手形は單に真空を以て其確實不確實を區分すべきものに非ず例へば坊間に架橋手形と稱し甲乙兩地間の爲替が時を期し例へば春秋を期して片爲替となり双方の市場の一時爲替相場の変動甚しくなるの不便を避くる爲め兩地の銀行が互に契約を定めて甲地

bridging over bill

空手形濫用の實例

より送金多き春季に於ては甲地の銀行は乙地の銀行に宛て手形を振出し之を甲地に於て賣却し其手形の金高を乙地銀行へ對し借とし之に反し秋期に至り乙地より甲地へ對し送金多く乙地に於て甲地宛の手形不足するときは乙地銀行は甲地銀行に向て手形を振出し之を乙地に於て賣却し手形の金高を甲地銀行に對する借となし曩に甲地より來りたる手形の融通拂の爲め甲地銀行へ對する貸方勘定と差引き其貸借を決算するが如きは純然たる空手形なりと雖も其双方の金融を幫助し爲替相場極端の變動を防ぎ偉大なる功を奏す兩地の銀行にして十分の信用あらば架橋手形の發行は容易に行はれ銀行亦相當の利益を得べし真正の手形と雖も彼の南米の「スケイト」即ち水上滑器を送り又例へば北極地方へ蚊帳を輸出せし等より生じたる爲替手形の如きは其支拂は全く其手形の義務關係者の一般勢力に依らざるを得ず其取扱は大に注意を要するは論を俟たず

五 真空手形の差異

然れども手形の眞は即ち真空は即ち空にして其大體に於て差違なきを得ず他なし眞の場合に於ては根底の品物の存するあつて弊害の及ぶ所限度あるべしと雖も空の場合に於ては物質上の限度あるなく其限度は銀行の鑑識如何に懸り不

幸にして其注意足らざるときは弊害何の邊に波及するや之を知るに由なし、而して空手形の場合に於ては手形面に顯はるゝ所の貸借關係は全く實際と異なりて裏面に於ては振出人は引受人に對す爲替資金供給の義務を有し、引受人は正當に自己の利益の爲に引受けたる手形の如く其支拂に注意せず、呈示に至り支拂圓滿なるを得ざるは蓋し勢の免れざる所とす、由是觀之眞手形の不良なる者は猶狐の女妖に假る者の如く其害を爲す尙ほ淺く人目を迷はすこと一朝一夕而已と雖も空手形に至りては則ち然らず所謂女の狐媚を爲す者にして其害即ち深く朝々々々人心を迷はすの患あり注意せずんばある可らざるなり

第三目 注意雜件

一人にして數多の銀行と取引する者の手形及金額の端數なき手形は特に注意を要す、蓋し前者は其内情を知ること難く殊に他地方にある多數の銀行と取引する者の場合に於ては最も然りとす而して後者には其形狀に於て當然疑ふべき理由あり、何となれば實際の取引に輸贏を毛厘の間に争ふ所の苦勞人間の取引なるを以て眞正の手形には其金額に端數あるを實例とす、然れども融通手形は斯の如き必要なきを以て其振出人の注意是に及ばず其金額例へば百圓止まり又は十圓

一行主義

雇傭引受

止まりなることなればなり、然れども斯の如きは未熟者の爲す所にして既に不正手段を以て融通を得んとする狡猾なる老武者は殊更に端數を付すべきを以て其有無は固より重きを措くに足らざるなり、其注意すべきは雇傭引受人の使用なり、彼の有名なる英國の「ウェストルン」銀行破産の場合の如きは該行發行の手形引受人百二十四人中藁人形即ち雇傭引受人七十人の多きに達せり、世に小額の金錢の爲め雇傭引受を爲すを甘諾する所の立ん坊的人種あり注意せずんばある可からず

第三章 爲替及信用狀

第一節 爲 替

第一目 爲替の變動

爲替の事は概ね載て普通の銀行論にあり又之に關する専門の書に乏しからず故に之を茲に詳論するの必要なしと雖も元來爲替の事たる銀行業務最要部を占むるものたるを以て其最も金融に關する部分に就て一言するは敢て無用の事に

手形の期限の長短

非らざるべし、抑々爲替の順適、逆戻、平準と云ふが如きは世人の熟知する所にして特に之を茲に呶々するを要せず而して參着爲替の場合に於ては爲替の變動は上下共に現送點に限らるゝも亦論を俟たず、然れども實際の外國爲替は參着後四箇月拂にして其變動決して現送點の爲に限定せられず其他種々の關係よりして爲替相場の區域外變動を起すは事實上已むを得ざる所なり、請ふ少しく之を辯ぜん

第一は手形期限の長短が其價格に關係することは是なり即ち手形の期限愈々長ければ其價格愈々廉なり、是れ他なし手形が其支拂地に到達するも直ちに支拂を受ることを得ず、期限中に現金を得んと欲せば其期間の割引を受くるの要あればなり

利子歩合の高低

第二は利子歩合如何に依て相場に變動を來すことは是なり即ち支拂地に於て利子歩合低ければ割引輕きを以て手形は振出地に於て之を高價に賣却するを得べしと雖も、之に反して支拂地に於て利子歩合高ければ割引重く振出地に於て手形廉價ならざるを得ず又振出地に於て利子歩合非常に高きときは手形の所有者は速かに其手形を賣却し現金を得て之を運轉する方便となり、手形の價格以外に廉價なることあり、斯の如き場合に於て現送點を以て其價格を支配するを得ず

金銀比價の變動

第三は金銀の價格に依り爲替が變動することは是なり、則ち銀を以て金手形を買ひ金を以て銀手形を買ふ場合の如きは假令外國貿易其者より來る變動は微弱なるも金銀比價の變動が爲替に影響すること頗る強大にして決して區域内に止まるを得ず而して兩本位國に對する爲替は金種類に就て特約なき場合に於ては廉き金屬を以て支拂はるゝも之を奈何ともする能はず、其價格の變動を豫期するを得ざるの不便あり又國際金價若くは銀價の差違に依り金又は銀を現送するを利とすることあり注意すべきこととす

貨幣の景況

第四は貨幣の景況が爲替相場に影響することは是なり、即ち貨幣が痛く磨損し其價格下落したるときは其名稱を以て爲替を計算することを得ず其下落は貨幣磨損の度合に依らざるを得ず其最著るしきものは紙幣の下落なりとす例へば紙幣の下落を五割とせば爲替は實際平準なるも名目上五割の下落を示す斯の如きは之を爲替の「アッパレント、アドウォルシチ」即ち名義上の逆戻と云ふ、是に至りては現送點は之を眼中に置く能はず爲替は非常の、下落とならざるを得ざるなり

爲替の名義上の下落

第五は商業の景況其他戰爭變亂等が大に爲替に影響することは是なり、元來戰時に於ては送金便ならず途中掠奪の虞あるを以て手形の價格騰貴することあり、又

商業の景況

手形を以て集金する者は回金の危険を慮り却て外國宛手形を廉價に賣却することなしとせず、又商業取引の對手國に於て商況不穩恐慌至らんとし利子歩合上騰するときは冒險的資本金を其國に移し奇利を得んとする者なきを保せず然らば其國へ宛たる手形は高價となるべし、之に反して豫め危険を慮り所有の手形を賣り急ぐ者ありて大なる下落を見ることあるべし、此場合に於ては種々なる事情顯れ頗る亂調子を呈す

第六は金銀輸出の禁制是なり是れ實に兇戯に類するものなりと雖も史乘其例なしとせず、北米合衆國の紙幣下落の時に之あり、斯の如きは外國宛爲替手形の相場を上騰する強力なる原因となるや凝を容れず、何となれば此禁制の爲め外國支拂の必要を抹消するを得ず其必要は依然として存す然るに金銀の輸出は法律を以て禁ぜられ、爲替の購入は外國支拂の唯一の方法となる可ればなり、今之を自然に放任せん乎、外國爲替手形騰貴すれば金銀の輸出起り、金銀輸出せらるれば物價下落し輸出増加し、外國爲替手形は自然に下落し正貨其價を増加す、故に紙幣の濫發を以て正貨輸出の爲に生じたる間隙を充足するが如きことなくんば正貨は自然に復歸して市場を調和すべきは多辯を要せず

金銀輸出の禁制

第二目 爲替逆戻の矯正

爲替の逆戻は國家の利益に非ず爲替をして逆戻に陥らしめざるを努むべきは勿論なり、と雖も事一たび是に至れば之が矯正を圖らざるを得ず其法二あり、一を根治法とし二を應急法とす而して爲替逆戻の原因種々あり、今其主要なる者を掲げば左の如し

- 一 物品の輸入超過
- 二 外國に負債を拂ふ事
- 三 外國に運賃保険料其他手数料、謝金等の支拂
- 四 外國に資本を移し若くは遺贈贈與を爲す事
- 五 外國へ旅行する者多き事
- 六 外國へ償金若くは年貢を支拂ふ事
- 七 貨幣の紊亂

等是なり故に爲替の逆戻を見るときは各々其原因を究め根治法を施すべきは當然の事なりと雖も、抑々根治法なる者は能く一朝一夕に其功を收むべきものに非ず例へば物品の輸入が爲替逆戻の原因たるときは其超過を防ぎ輸出の増加を力

應急策の
必要

むべきは勿論の事にして天若し之を許さば結局爲し得ざるの業に非ずと雖も外國市場累年振はず我國産滞積して將に數年の供給するに足るの實況を呈するときは我産物を生産費以下に鬻ぐと雖も外國市場は尙ほ或は之を收容するの力なかるべし斯の如きの情況に際しては所謂根治法も急に其功を奏するを得ず宜しく應急の策を講じ一時金利を高ふし道に依りて當然出づべき者は之を如何ともする能はず一面流出を許すと同時に一面に於て大に金銀流入の便路を開かざる可らず而して借入金元利投入外國資本の割賦の如き貿易外の支拂多き場合の如きは元金の辨濟若くは債券株券の買収を試みざるを得ずと雖も是れ亦急になし得べきの業に非ざるなり運賃保険料等の支拂亦急に之を止むる能はず徐るに内國に於て相當機關の發達を俟たざるを得ず是に於ても亦應急策としては利子を上騰するの外他に方策の存するなし又資本を外國へ移すが爲め爲替逆戻となる場合に就ては其移轉を止むれば忽ち逆戻を矯正すべしと雖も資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く到底人爲を以て之を防遏する能はず其出るべき者の出るは實に數の然らしむる所なり此場合に於ても一時の應急策は利子歩合を増加し必要外の流出を止め金銀流入の便路を開かざるを得ざるなり而して利子低

爲替作用
の効力

廉なるが故に爲替逆戻となる場合の如きは之を矯正する易々たる耳貨幣の磨損又は貨幣の下落より來る逆戻の如きは改造消却實に容易の業に非ざるなり而して其應急策の如きは共に利子引下にあるは疑なし
爲替の取扱に依りて一時を凌ぎ爲替相場の激變を免るゝこと亦爲し能はざるの業に非ざるなり而して彼の架橋手形の作用の如きは大に双方市場を融和し爲替相場の變動を減ずるの効あり其他未來の出會を慮り爲替作用を以て矯正を計る亦臨機の策にして當局の正に怠る可らざる事に屬す曾て佛國債金支拂の場合に於て佛國は七億三千餘萬法の巨額を英國爲替及英倫銀行兌換券を以て支拂へり斯の如きは佛國より金の流出を減じ英より獨に對する金の流出を増加するの結果を生ずべし國際爲替の變轉に因り生ずる所の結果斯の如し注意せずんばある可からざるなり

第三目 爲替の計算法

次に論ずべきは爲替の計算法なり抑々爲替計算法に二あり

一、受取計算

二、授與計算

受取計算

是なり而して爲替計算には不動部動部の二要素あり前者は讀て字の如く始終一定して動かず計算の建物となる者にして後者は常に前者に對して多少の差違を生ず受取計算に於ては自國貨幣を建物即ち不動部とし對手國の貨幣を動部とす例へば一圓に付き或は英貨二十四片半を受取ることあり(平準)或は二十四片より多くを受取り能はざることあり(逆戻)或は二十五片を受取ることあり(順適)此等の場合に於ては一圓は常に動かずして英貨なる片の數が圓に對して増減す故に不動部の交換價格少きときは爲替下落し其多きときは爲替上騰す即ち我圓に對し片の數を少く受取るときは英貨に對し我圓の交換價格減少し、之に反し片の數を多く受取るときは我圓の交換價格増加す然れども授與計算の場合に於ては其關係正反對となりて、對手國の貨幣を建物とし之に對して我貨幣を與ふるものなり例へば英貨二十四片半に對して或は一圓を與ふることあり或は一圓一錢を與へざるを得ざることあり或は九十九錢を與ふれば足ることあるが如し、此場合に於ては動部多ければ逆戻となり、少なければ順適となる、竟畢學術上爲替の上り下りと云ふは建物に對して動部に多少を生ずると云ふものにして動部増加するときは爲替が上ると云ひ其減少するときは下ると云ふ故に受取計算の場合に於ては

授與計算

爲替の上
り下り

別に誤解を來すの慮なしと雖も授與計算の場合に於ては上ると云ふときは實は下るものにして下ると云ふときは實は上るものなるを以て往々錯誤を來すことなきを保せず故に爲替の事を談ずるに當り常に計算の基礎受授執れにあるかを詳かにせざるを得ず、我國に於ては概ね受取計算を使用すと雖も英國の如きは二者を併用し

獨逸 佛蘭西 奧太利 白耳義 瑞西 アムステルダム等

に對しては受取計算を用ひ

西班牙 リスボン セイントピートルスボルグ 紐育 キャルキヤタ等

に對して授與計算を使用す、其執れを使用すべきかに就ては固より一定の論なく史上の沿革慣習等より來るもの多きを以て敢て謂ふ所に非ざるなり、然れども學者中には授與計算を以て至便の法とするものあり、ボリュエー氏の如き一人なり是れ一理なきに非ず即ち買物をするに當り出す所の金の多少に依て買收品の價格の高下を定むる如く或は了解し易きの理あるべし

學術上爲替の計算凡そ斯くの如く其用語粗々一定す、然れども實際に於ては爲替其物に就き或は日本爲替を意味し或は倫敦爲替を意味し議論談話の間種々の

誤謬を來すなきを保せず故に替爲の事を談ずるに當り受取、授與の區別を明にするには勿論等しく英國爲替の上下を論ずるに方りても純然學問上より之を論じ日本貨幣が英國貨幣に對する交換力の多少より之を論ずるときは事甚だ單純なりと雖も實際は概ね英吉利宛爲替手形其物の相場又は我圓に對し與ふる所の英貨其物の相場により上り下りを論ずる場合なきに非ず然るときは學理の所謂上下と正反對の事實となる、事一瑣事に屬すと雖も亦以て注意すべきの一事たり(因に云ふ倫敦巴里間の平準は一磅に對し二十五法二二五、倫敦伯林間は二十馬四三、倫敦紐育間は四弗八十六仙七なり而して磅、馬、法、弗に對する詳細なる比價は第一は九圓七十六錢三厘、第二は四十七錢七八、第三は三十八錢六七、第四は二圓〇〇六なり)

第四目 爲替の仲立

元來爲替の仲立即ち「アイピツレション」とは甲の場合に向て仕拂を爲すに當り必ずしも其場所に宛てたる手形を使用するを要せず、乙の場所に宛たる者を用ふることを云ふ(實際に於ては投機的に爲替の廉買高賣を目的とする場合あり)又手形を宛る場合に於ても必ずしも債權の存在する場所に宛るを要せず、第三の場

單純及複
合仲立

所に宛ることを云ふ例へば英國に對する支拂に合衆國宛の手形を用ひ又日本が布哇に於て保有する權利を根元とし布哇勘定にて倫敦に宛て手形を振出すが如し斯の如く單に一箇所を経由して爲替手形を以て他の場所に支拂ひ又は手形を振出すを「シムブル、アイピツレション」即ち單純なる仲立と云ふ、然れども數箇所を通じて終に最後の目的地に支拂をなし又は送付する者は之を「コンプレツキス、アイピツレション」即ち複合仲立と云ふ例へば日本が英吉利に支拂を爲すに當りて布哇に於て合衆國宛の砂糖手形を買ひ之を合衆國に於て賣却し英國宛の麥手形を買ふて英國に支拂を爲すの類是なり又手形を振出す場合に於ても例へば日本より布哇に米を輸出し之と同時に同所より砂糖を輸入すれば米の輸出手形は直ちに砂糖輸入者の需用する所となり差支なしと雖も日布間の貿易未だ十分發達せず時に斷續して輸出手形を賣却するを得ず其振出人若くは所有者は之を以て金融を得るに苦しむことなしとせず斯の如き場合に於ては日本は布哇勘定にて手形を倫敦に宛て日本は倫敦より金を受取り米の代價を布哇より受取る權利を倫敦に譲り詰り日本は早く現金を受取り倫敦は割引歩合を收得し双方の便利となり以て金融を調和することを得べし、是れ單純なる仲立の場合なり、然れど

仲立手形
と普通手
形とは市
場の影響
を異にす

も布哇勘定にて先づ米國へ爲替を取組み米國にて倫敦手形を購入して英國より支拂を受くるときは複合なり倫敦の如き世界の交換所たる所は自國に宛られたる手形と雖も仲立勘定に屬する者は他日外國より其代金を受取り、又仲立勘定の支拂を受けたる國よりは多少の手數料を受け其國に對し債權を増加すべきに依り、此種の手形は決して普通の手形の如く債務の存在を證するものに非ず、貨幣市場の状況を詳かにせむと欲せば這般の分析最も肝要なりとす

第五目 國際動産の効力

次に論ずべきは、イントルナショナル、ヴァリユー即ち國際動産なる者なり、既に公債の章に於て論じたるが如く方今國際に資本を運轉するに方り國際動産の強力なる實に驚くべき者あると同時に國際動産は爲替事業に於ても亦偉大なる効力を有す例へば英國が米國に支拂を爲すに當り亞米利加宛の手形なしとするも英國は必ずしも英國に現金を送るを要せず、紐育取引所の有價證券の價格を按じ其利益ある者例へば合衆國公債獨逸公債メキシコ公債等を選び之を米國市場に賣込み、其代價に對し手形を振出し米國への支拂に宛ることを得べく飛電の往復座ながら千里を致し巨萬の爲替取引と雖も瞬間之を結了するを得べし。斯の如くし

歐洲諸國
の外國有
價證券投
資高

て賣却したる有價證券は遠く海を越へて米國へ送付するを要せず、通例米國買受人の爲め英國の賣渡人が保護預りとして之を保管し國際に毫も現金を動かすことなく國際動産の力を藉り居ながら巨大の支拂を爲すことを得べし、云つべし國際動産は貨幣市場の一大調劑なりと

第六目 世界の貨幣市場及趨勢

一 巴里

往時に於ては巴里市場は貨幣本位の確定せざると外國會社の發行に係る證券を市場に提供せんと欲せば毎年若干の租税を拂はざるを得ざるとの爲め多少外國有價證券取引の發達を妨げしと雖も輒近佛國經濟の基礎堅固なること磐石の如く世界の債權國となり金の輸入年に多さを加へ隨て事實上金本位の基礎確然動かす可らず西曆十九世紀の後半より進んで本世紀に入り巴里市場は倫敦紐育と相併んで世界の最も有力なる者の一となり世界市場としては倫敦尙ほ筆頭に位すべくも歐洲市場としては巴里は既に倫敦を凌ぐの勢あり、獨逸を除き歐洲大陸大小の國にして佛に負ふもの甚だ多し之に自國の巨大なる公債は皆内債に屬し鐵道株(二百億法)及債券等皆内國にあり以て巴里市場の大なる知るべき而已

元來巴里取引所は官許仲買より成立し其資格證券の撰擇等に就き嚴重なる規定ありて監督廳の検査亦頗る煩密なり、依て「クウリース」と稱する員外仲買自然に發達し法律及行政監督外の働を爲し公認せられざる證券と雖も彼等の取扱ふ所と爲り直取引、定期取引の二部に分れ寬嚴頗る其當を得大に見るべきものあり

二 倫敦

倫敦は流石に故參の市場にして其取引高今尙ほ巴里の約三倍を保つ而して其食品原料品の輸入の盛なる他國に於て見ざる所のものあり是等の貿易大に外國爲替に關係し市場に影響す然れども近時大陸及米國市場大に發達し獨り倫敦をして其威力を逞ふせしめず、米國との關係の如きは特に注意すべきものあり、西曆千八百九十三年ころまでは英國の資本大に米國に注入せられ今尙ほ止まず、米洲の鐵道の如きは殆ど全く其發達を英資に埃つ（六十億圓以上に達す）近年合衆國も其富源を發達し漸次其有價證券の英國に在る者を買ひ戻し方今其價格の變動は紐育市場に左右せられ倫敦は却つて之に隨伴せざるを得ざるの勢を呈すと雖も倫敦は今尙ほ世界的中心市場たるを失はず外國及殖民地銀行にして英國に本店支店を開く者年に多きを加ふ其實況左の如し、我正金銀行倫敦支店も亦其一例な

第九表の一 在英國外國銀行資本金及積立金等

西曆年次	行數	資本金	積立金	預金	紙幣手許在高	引當物高
一八八〇年	三	一八、一五五、〇〇〇	五、一三六、〇〇〇	二、三五八、〇〇〇	一、四〇六、〇〇〇	六四、一七五、〇〇〇
一八八五年	二〇	一八、四五六、〇〇〇	七、〇三三、〇〇〇	三六、八一七、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	八一、七〇〇、五二六
一八九〇年	一八	一八、三三九、〇〇〇	六、六五五、〇〇〇	六七、五九一、〇〇〇	三、二一八、〇〇〇	一三〇、一六三、〇〇〇
一八九五年	二四	二〇、二一〇、〇〇〇	七、九七七、〇〇〇	五九、三九三、〇〇〇	三、〇二五、〇〇〇	一三九、一五三、〇〇〇
一九〇〇年	二四	二九、六四四、〇〇〇	一二、七九〇、〇〇〇	一五、四六二、〇〇〇	三、五九三、〇〇〇	二二六、二七、〇〇〇
一九〇五年	二七	七〇、三〇、〇〇〇	三〇、五五五、〇〇〇	二九〇、六六九、〇〇〇	四、三三七、〇〇〇	五〇〇、五七七、〇〇〇
一九一〇年	二八	九一、八〇五、〇〇〇	四八、三九六、〇〇〇	四一八、八九一、〇〇〇	三、七三四、〇〇〇	七四四、二九五、〇〇〇
一九一一年	三六	一〇六、四五、〇〇〇	四六、〇四九、〇〇〇	六二六、五五三、〇〇〇	四、一四八、〇〇〇	九五七、九五三、〇〇〇

第九表の二 在英國殖民地銀行資本金及積立金等

西曆年次	行數	資本金	積立金	預金	紙幣手許在高	引當物高
一八八〇年	二七	二一、三六五、〇〇〇	七、六〇三、〇〇〇	九〇、七六六、〇〇〇	七、一六六、〇〇〇	一五三、六四四、〇〇〇
一八八五年	二八	二一、七三二、〇〇〇	九、五九三、〇〇〇	一三四、五八〇、〇〇〇	八、一五三、〇〇〇	一八八、七五五、〇〇〇

一八九〇年	三〇	二四、六六、〇〇〇	一三、四六三、〇〇〇	一七三、一八三、〇〇〇	九、五四三、〇〇〇	三五六、八〇四、〇〇〇
一八九五年	三〇	二八、六七九、〇〇〇	一、九五三、〇〇〇	一六五、七七〇、〇〇〇	六、九一七、〇〇〇	三三五、六一四、〇〇〇
一九〇〇年	三九	三五、八七〇、〇〇〇	一〇、七五一、〇〇〇	一六、五五五、〇〇〇	九、〇三五、〇〇〇	二四六、三六六、〇〇〇
一九〇五年	三三	三七、九〇七、〇〇〇	一六、四六四、〇〇〇	二六、一九二、〇〇〇	一一、八三四、〇〇〇	三三三、三三七、〇〇〇
一九一〇年	三三	三七、四〇九、〇〇〇	二〇、九五四、〇〇〇	二八、八三〇、〇〇〇	一三、二五六、〇〇〇	三九四、三六〇、〇〇〇
一九一一年	三六	四二、二八五、〇〇〇	二〇、六五八、〇〇〇	三三、五五五、〇〇〇	一五、九六一、〇〇〇	四五三、三七七、〇〇〇

然れども又英國が諸外國に於て銀行事業を營むこと頗る盛大にして最近(四十二年)本店三十個資本總額八千五百四十五萬二千磅、積立金三千四百五十七萬四千磅、預金三億八千九百六十二萬磅、貸付割引六億五千三百四十三萬千磅の巨額に達せり

三 伯林

伯林取引所は同法改正第十二章第三節第一目參看以來非常の打撃を受け復た昔日の盛況なく獨逸の外國有價證券の輸入は近年減少の方にして印紙貼用高に據り之を調査するに八年前には其高五億二千七百萬圓に達せしと雖も西曆千九百十年には三億六千九百萬圓に減ぜり

又獨逸に於ける西曆千九百九年及同千九百十年の上半期に於ける内外投資高を擧ぐれば左の如し

第十表

	西曆千九百九年	同千九百十年
獨逸國債(帝國及聯邦共)	一、〇一一、〇〇〇 <small>百万馬</small>	六、〇九五五 <small>百万馬</small>
外國々債	一一一、四〇〇	二二〇、六八〇
市町村債	四一二、八三〇	三三五、八〇〇
獨逸に於ける土地抵當貸	三五七、九四〇	三二〇、〇〇〇
雜貸	一九〇、五〇〇	三六〇、四〇〇
銀行株	三七、五二〇	七〇、一五〇
鐵道及市街鐵道株	—	二、二二五
工業株	一二〇、九八〇	七九、四〇〇
合計	二、二五二、一七〇	一、九九八、二二〇

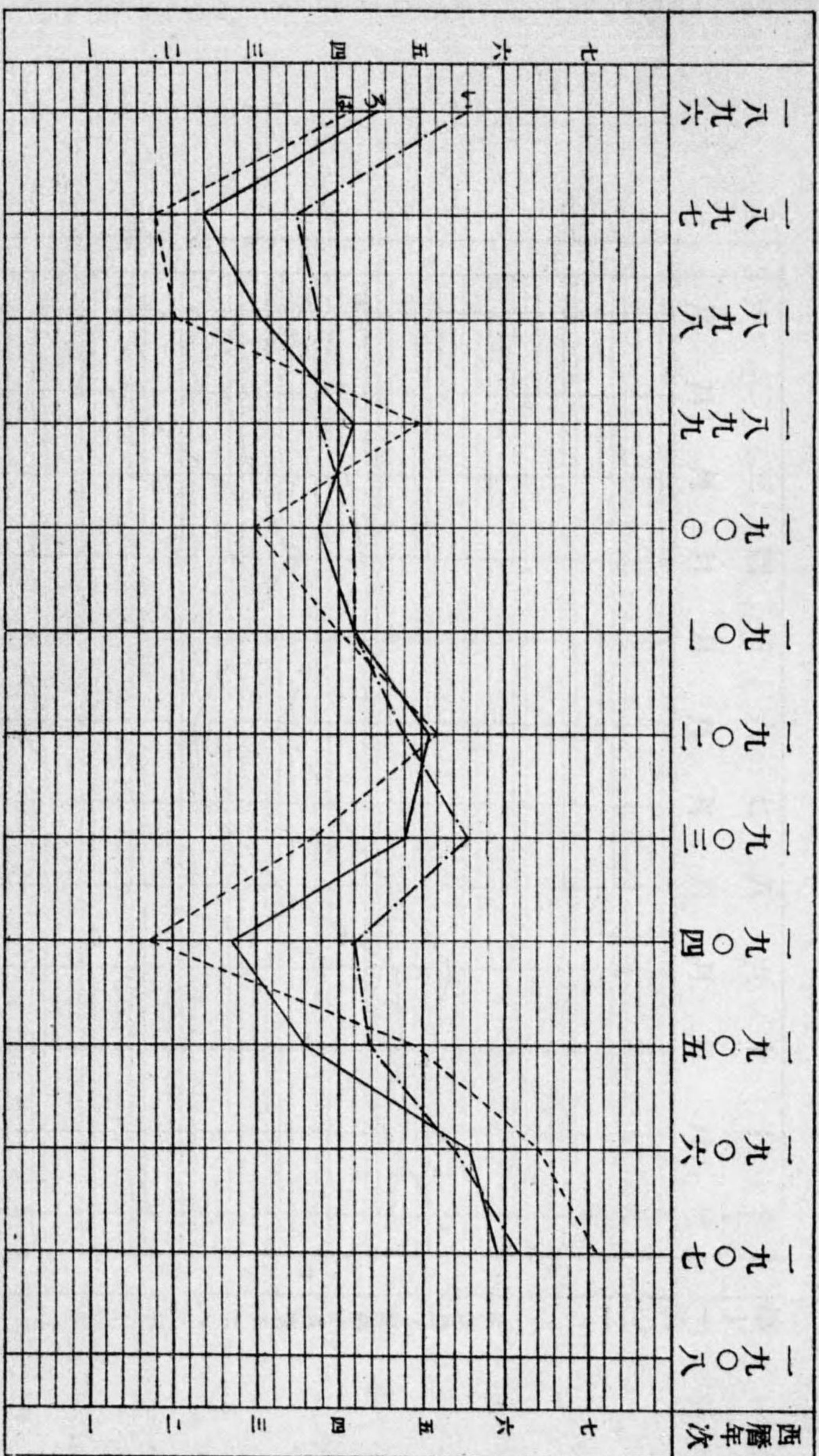
西曆千九百十年に於ける獨逸の内外投資額は三十五億二千馬にして内五億二千馬は外國への投資なり而して過去十年間投資額最も多きは西曆千九百九年

にして其高四十八億六千萬馬に達し同千九百三年の二億六千萬馬を最小とす、十年間の外國投資の最高は西曆千九百二年の一億五百四十萬馬にして最低は同千九百七年の千六百八十萬なりとす而して西曆千九百十一年上半期の總投資額は十五億六千九百萬馬にして内二億四千七百萬馬は外國政府への貸付なり而して佛の上半期總額は十六億八千萬馬、紐育、巴里、伯林、倫敦の合計は百二十六億馬なれども重複を免れず例ば倫敦の一億が他國の下受負人の應じたる者と重複に數へらるる例なきに非ざればなり

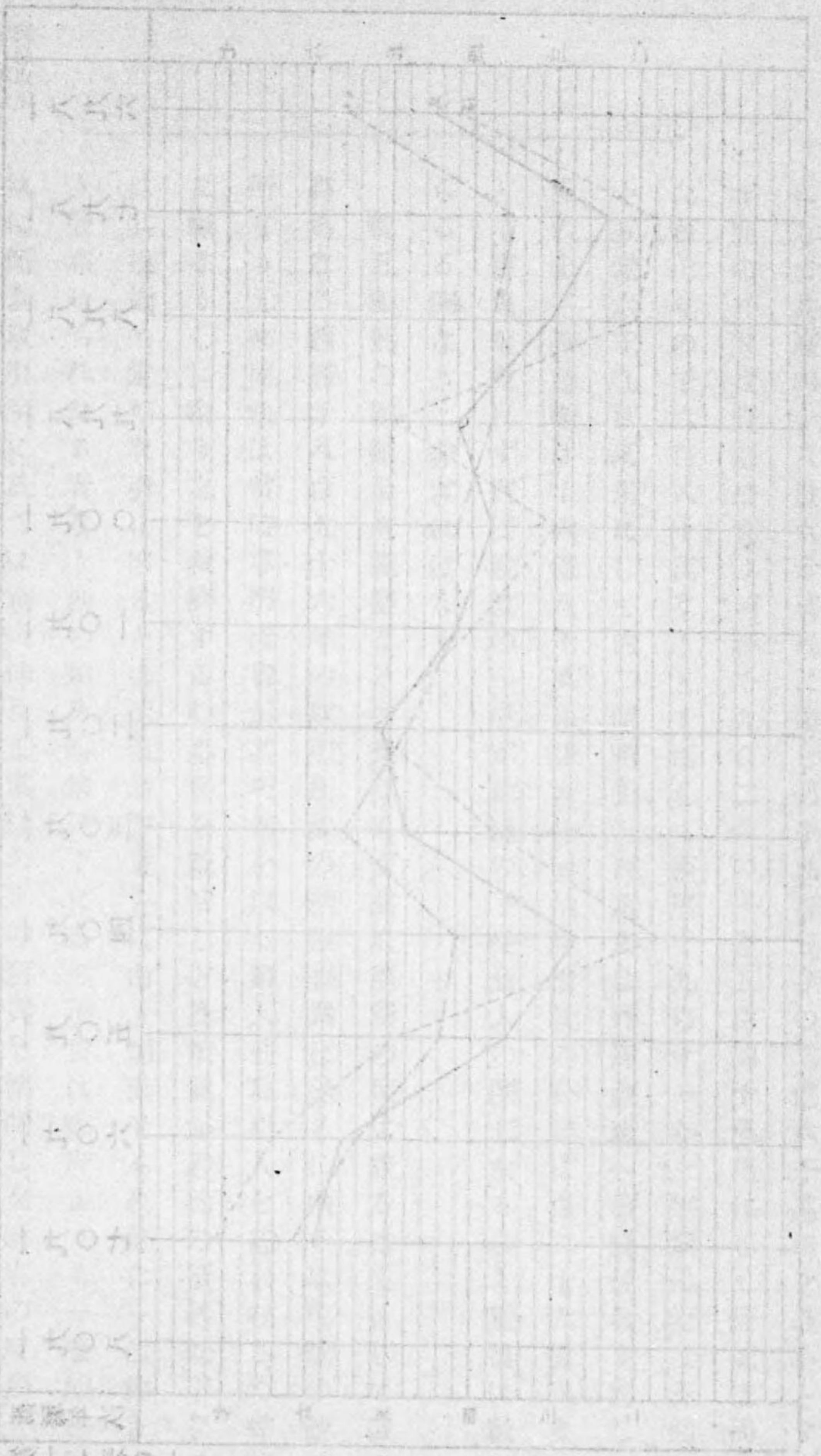
輓近獨逸の國運最も隆盛なるに拘はず其取引所の振はざるは主として彼の有名なる西曆千八百九十六年の取引所法の制限森嚴に過るに由るは輿論の認る所なり。元來同法は當時専門流者が其巧智を以て素人筋取引人を苦しむるの弊甚だ熾なりしに由り之を救済するの必要を感ぜしと農業黨が穀物の價格低下なるは其投機的定期取引に因るとの迷信的謬見とに由り煽動せられ終に一法律と成り發布せられたる者なり。斯の如き事情の下に自然議會は政府よりも一層峻嚴堅執に傾き取引所に於ては鑛山株及工業株の定期賣買を禁制し、又政府の反對せしに拘らず五倍の多數を以て取引所に於ける穀物の定期賣買を禁止せり。元來本法

獨逸取引
法の
不結
果

米國紐育ニ於ケル西曆一八九六年乃至同一九〇八年間ノ標準利率

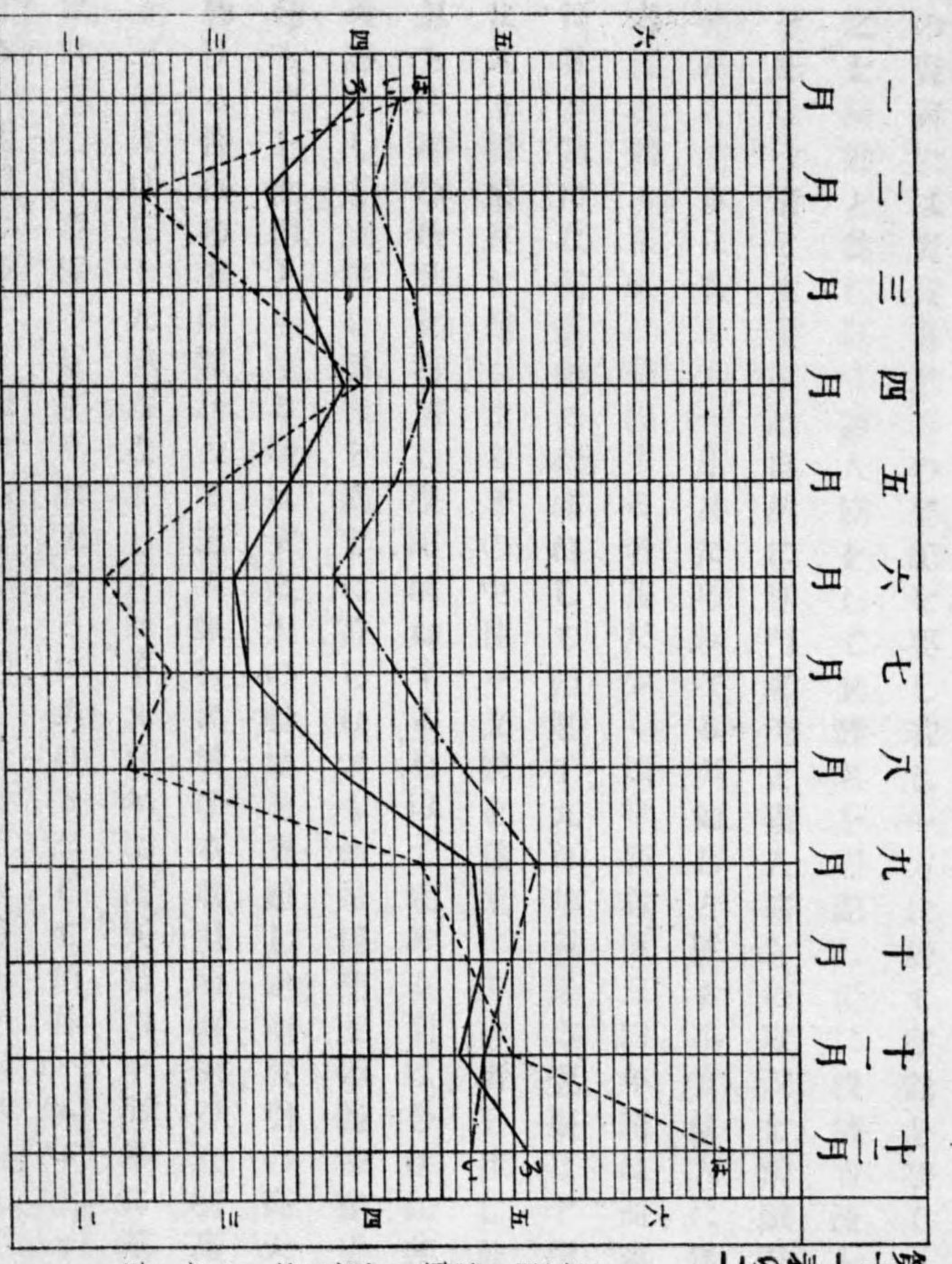


は取引所通知貸
る同上期限貸
い六十月期商業手形割引

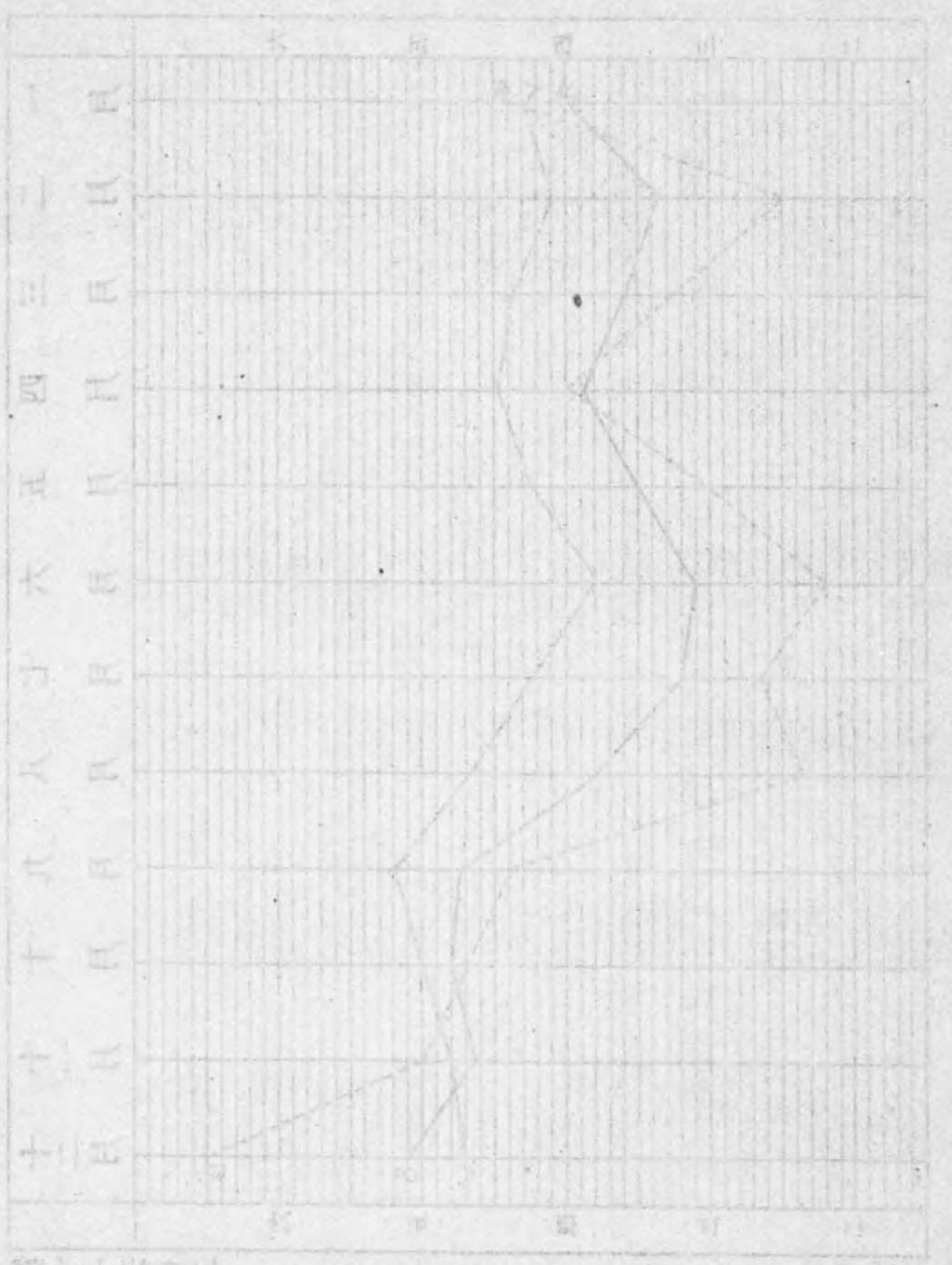


米國紐約ニ於ケル西曆一八九六年乃至同一九〇六年間ノ月別標準利率

米國紐約ニ於ケル西曆一八九六年乃至同一九〇六年間ノ月別標準利率



第十一表の二 又前記ノ變動ノ月別ヲ示セハ左ノ如シ



世界の貨幣市場及其趨勢

取引の減少

に於て政府の主眼とせし所は取引に關する専門者流は皆其姓名を登記し取引所定期の賣買には賣買者双方の登記を要し若し一方に於て登記を缺くときは其賣買は之を無効と爲し以て素人筋をして其姓名を登記し世に投機者流と同視せらるゝを忌むの情を生ぜしめ自然に専門者流と素人筋との取引を消滅若くは減少せしめんとするにありて一見甚だ巧みなるが如しと雖も事實は大に豫期に反し専門者流と雖も正直に登録する者甚だ少く法律發布後三四年間は商業繁盛にして賣買者の間に取引圓滿に行はれしも西曆千九百年以降市況振はず所謂不景氣時代に入り投機買を爲したる者の中往々支拂を爲すに苦む者を生じ彼等の猾智なる忽ち法律の缺點を利用し登記缺如するを以て定期取引は合法に非ず依て支拂の義務なしと主張し受渡を爲すに苦しむ者も亦同様受渡の義務存ぜずと主張し法廷も之を如何ともする能はず多大の動搖を惹起し定期取引の高大に減じ伯林に於ける仲買の機關銀行たる三大銀行に於ける取引所關係の取引高西曆千八百九十三年には三十九億馬なりしに同千九百年には九億四千萬馬に減じ三行中二行は其取引所關係の業務を廢止するに到れり而して伯林ハムボルヒ及フランクフルトの主要なる十二銀行の定期取引も西曆千八百九十五年の八十七億三千

八百萬馬より同千九百一年には減じて二十億六千萬馬と成れり。此減少の結果として現金取引には多大増加を來し前記三箇市の八個の大銀行に於ては西曆千八百九十三年の二十一億六千萬馬に對し同千八百九十三年には五十八億六千萬馬に増加し、前者中に約三億馬、後者中約二十六億二千萬馬は鑛山及工業株取引なりし又取引所の爲め交換取扱を主要の事業と爲す所の伯林、カッセン、フェラインの現金支出に就て之を見るに西曆千八百九十三年には八十五億二千萬馬なりしに同千八百九十九年には百八十二億馬に増加し而して毎月の決算日の交換取引は西曆千八百九十三年乃至六年には總額の四割一分を占しに同千八百九十八年乃至同千九百一年には二割九分に減じ之に反し現金支拂は五割九分より七割一分に増加せり

斯の如く現金の需用を増加せし結果小銀行は最早大銀行と併立すること能はず勢ひ銀行の合併を促がし進で利率の變更を屢々ならしめ且つ率を高むるの必要を生ぜり。抑々近年獨逸金利の高歩及利率變更の屢々なるは事業の繁榮、投機の隆盛なるに由るもの少なからざるべしと雖も西曆千八百九十六年の取引所法亦之が一大原因たらざるを得ず、其國運の盛なるに比し交換高の僅少なる亦之が爲

なり而して伯林市場をして國際的市場たるの力を失はしむるも亦此法の結果たらざるを得ず。西曆千八百九十三年には伯林、ハムボルヒ及フランクフォルトの十大銀行が世界の爲め爲替の仲立を爲したる高は五億二千萬馬なりしに同千九百二年には七千二百萬馬に減じ、獨逸銀行が外國の爲にする仲立事業(ブロケレイヂ)の如きも亦大に減少し其高前記三箇市の七行に於て西曆千八百九十五年の十二億八千萬馬より同千九百一年の四億七千八百萬馬に減少し其手数料は西曆千八百九十三年には二十九萬馬なりしに同千九百二年には十萬馬に減少せり。然るに獨逸銀行の外國取引所との取引は同期間に著しき増加を示し殊に倫敦株式取引所に於て最も著しく前記三箇市の十二大銀行の外國取引所に向て發せし定期取引の注文高は法律以前は年々平均約四千四百萬馬に止まりしに西曆千九百六年には二億二千萬馬に上れり而して取引に係る證券は主として鐵道及鑛山株にして獨逸に於て登記せられざる所のものなり。由是觀之獨逸資本家が法律の爲め自國に於て定期を爲すを妨げられ已むを得ず其餘力を外國に洩らし爲に自國の市場に逼迫を生ぜしめ外國爲替に不利の結果を來し延ひて利率の上騰を促すの傾向を生ずるや論を俟たざるなり

獨逸帝國定期取引の法律斯の如く夫れ不自然にして大に輿論に反し且つ實際に於ける不良の證據歴々として顯はれ勢ひ差し難く西曆千九百八年に至り政府も終に一改正案を呈出し工業株定期取引の禁を解くと雖も尙ほ二十萬馬以上の會社に屬する者たるを要するの條件を存し輿論は此制限を不可とす登録の方法は之を改正し商店(コンモルシヤル、フォルム)として登記を経たる個人及會社は株式及債券の定期賣買を爲すの權利を有すべき者と爲し(小賣にして定期の必要なき程取引高の小なる者を除く)以て素人筋と専門者流との間の障壁は尙ほ之を存すと雖も素人筋は登録せざれば従前の如く定期取引を爲すの權利なし自己の便宜の爲には取引を無効と爲すことを得區分少しく自然に近づき者流間には登記の有無を問はず合法に定期取引を爲し得るの路を開けり又新案は銀行及仲買に債務者が辨濟を爲さざる時は質物を賣却し損失を補ひ或は預金を差押へる事を許し以て彼等をして損失を免れしめんとし其利益を保護せり然るに新案は尙ほ五穀定期取引の禁を解かず是れ固より理由なき事なりと雖も獨逸の農業黨は侮る可らざる勢力を有し往々政治上に其威力を逞ふし國家と雖も之を如何ともする能はざるは社會上政治上珍しからぬ事に屬するを以て今回も亦其例に漏

れず充分の改正或は行はれざるの勢あり而して彼等の五穀の定期を怖るゝこと蛇蝎の如く之を工産に許し之を農産に許さざるは沒理の甚しきものなりと雖も勢ひ之を如何ともする能はざるの情況なり然れども新案は稍や改善の道を開き年柄の必要に依りては農業者は合法に専門五穀商と自己の生産に係る大麥、小麥の定期賣買を爲すことを得るものとせり是れ進歩の一階梯たると同時に農業者にも亦一便利を與へ彼等の無意味若くは感情的に定期を嫌ふの情を薄ふするの効力あるものと云ふを得べし又西曆千九百年取引所に於て穀物取引所の再興せられし以來所内者流中には法を犯して穀物の定期取引は現に行はれ只所外者と之を取組まざるに止まれり元來獨逸は方今五穀の輸入國なるを以て取引所に於ける其定期の有無は固より四海の五穀市場に影響することなし

既説の如く登記の弊害甚しく終に狡猾なる商賈輩は銀行若くは仲買と數口の取組を爲し其中利益ある者のみを選び之が履行を迫り不利なる者は棄て、顧みず其損失を相手方に譲り而かも其非行は法廷の助長する所と爲るの結果を生ぜしを以て政府は今回の改正案には之を全廢せんとし原案に此事を掲載せり然るに議會に於ては保守黨、宗教黨等常に取引所を敵視し事の善惡を問はず苟くも其

利便と成る事は皆流毒の因たりとの妄信を抱く者少なからず、尙ほ登記を存じ之を強制し現行は單に登記を経ざる者は法の保護を得る能はざるに止まり別に制裁を附せずと雖も彼等は更に一步を進め之に制裁を附し登記を経ずして定期の契約を爲したる者は五箇年以下の禁錮及一萬馬以下の罰金に處するものと爲し一旦特別委員會の第一讀會を経過せり。然るに斯の如き極端なる議論は又是れ眞面目に非ずして裏面に於ては當時集會法を統一し(今は列邦寬嚴を異にす)公會に於ける用語は獨逸語に限るものと爲し其取締を列邦より帝國法律に移すの議案提出(後)議會を通過し六割以上外國語の用ひらるゝ場所に於ては次の二十年間は公會に於ても其外國の語を用ゆることを許し、警察へ其目的を告げ許可を受くべきものと爲し、各列邦に多少取捨を爲すの餘地を與へたり)せられ居たるを以て之を好まざるの黨派一致して政府が固く登記全廢説を採て動かざるを見故らに其反對に出て斯の如き頑強なる説を主張し集會法の統一を妨げずとするの意に出るものありて久しく第三讀會を開かず双方相反目し中には順慶流を講じ居る者ありたり。然れども斯の如き的情況を以て事を終始する能はざるは無論の事にして双方讓歩して一の折衷案を生じ久しく結ばれて議決に至らざりし、請ふ左に

其重要なる點を陳述せん

一 政府の主張に係る特別登記の廢止は復活せられ定期取引の範圍は原案より多少廣められたり、由來政府は商社普通公認登記を以て取引所に於て定期取引を爲すの權利の基礎と爲せしと雖も協定案は小商人若くは職工級に屬すべき者にして登記を経たる者を取除けたり(自由黨は此區分を煩細に過るものと爲し商業登記を以て總て定期の基礎とせり)

二 政府案には鑛業及工業株は總て取引所の定期價格表に掲載し得べきものと爲せしと雖も協定案は其選擇は之を聯邦會(ブンデスラット)の權内に屬するものとし原案は價格表に掲載する前に發行會社の説を聞くに止まりしと雖も協定案は會社の承諾を得るを要するものと爲し爾後隨意に之を取消すを得るものとなせり

三 協定案は現行法に據り創立せられたる會社の株式にして公然の取引に據らざる取引は取引所に於て是を認めず是等の取引には總て取引所の便宜を與へざるものとなせり、然るに政府案は是等にも公然取引を爲すを許すものとせり。元來是等の取引は實は定期たるも表面は直現金取引の如き形を裝ふものにして畢竟

現行法の峻巖に過るの結果銀行商人間の協議に生じ弊害なきにしもあらず、今試に其方法を略陳すれば銀行が先づ大會社の株式を未來の或時期に引取るべきの注文を發し又は讓渡すべきを約し單に帳簿上に其賣買讓渡を記入し置き、華主が賣方なるときは期日までの利子を其預金に記入し、買方なるときは其までの利子を銀行に支拂ふものにして賣買價格は普通の決算日(モンツリ、セツトルメントデイ)の實況に據るものなり、其素質斯の如し多少の議論あるは勢の已を得ざる所のものなり

四 現行法は専門的に穀物の未來(フューチュル)と唱する取引を禁ぜしと雖も引渡すべき現物の存在する定期は之を認可せり、今其由來を考ふるに西曆千八百九十六年現行法の實施せらるゝに當り五穀取引所は農業黨の壓迫を受け終に旗を卷ひて市場を退き其より三年の間伯林市場に穀物の定價なく商賈は勿論住民舉て非常の不便に陥りたり是に於て政府は百方商賈を諭し彼等をして市場に復歸せしめんとし農業黨と商賈との間に斡旋し終に賣券の方法を講じ纒かに市場の標準を得るに至れり、此方法に據り、商賈製粉業家及倉庫は損害賠償の責に任じ隨意的(オプショナル)定期取引を爲すを得るものとせり、例へば製粉事業家は一方に

於ては自己の爲め便宜なる或未來の時に麥粉若干を賣渡す事を約し、一方に於ては其と同時期に於て麥を購入すべき事を約束する事を得るものと爲し漸やく需給の投合を求むる事を得たり、然れども斯の如く同時に相互間に賣買を爲すときは當初より現物の受授を目的とせず單に差分を拂ふて表面を裝ふことを得べく又賣買の間契約當初の價格と讓渡當時の價格との差達を受授するを目的とし當初より現物の受授を眼中に置かざるの弊を生ずべきを以て斯の如き取引は合法の者に非ずとの論難斷ゆるとなく殊に農業黨の如きは大に之を好まざるに嚴罰を以て之を禁止すべきを論ぜり、恰も好し今回の改正に當り自由黨と意氣相投じ該黨は斯の如き純粹差額取引は禁錮及重き罰金を以て禁止すべきを主張せり、是れ獨逸取引法即ち西曆千八百九十六年の法律の結果不良にして取引所に多大なる打撃を與へたること斯の如し、元來取引所問題は我國に於ても尙ほ未解決の問題に屬し大に研究すべきものある哉論を俟たず、故に多少の重複を顧みず更に補充的に一言を加ふるは蓋し無用の業に非ざるを信ず請ふ少しく之を述べん

抑々西曆千八百九十六年の法律は六月二十二日を以て自由黨及社會黨員の反對ありしに拘はらず中央政黨及保守黨の賛成を以て議會を通過し同年七月三十

日より實施せられたり。該法は前記の如く穀物(麥粉を含む)鑛山及工業株及二千馬以下の會社の株式債券は總て定期取引を禁ぜり、是に於て中小會社は非常に打撃を被むり左なきだに世上の趨勢は大資本大會社の勢力を増進するの傾向なるに大に其發達を助長し「カルテル」「シンヂケート」等の暴威を逞ふするの一因と成り就中穀物の如きは多大の影響を受けたり。今一例を設けて實際の動作を述んに例へば製粉者か麥を購買し製造に着手し製粉の後ち其製品を賣却するとせば原料品の購入より製品の賣却までの間の麥價の變動を豫測すること難く著き危険を侵さざるを得ざるを以て彼は麥の購入に次て製造時間を見計ひ麥粉の定期賣却を爲し價格の上騰より來る所の利益を捨て其の下落より來る不測の損失を免れ以に製造家相當の利益を收むるを以て満足するを通例とす、又従前は麥商が生産地の入込み生産者より麥を購入するには再賣の時の萬一の下落を慮り「ブツセル」(二斗九升五合餘)に付十錢乃至二十錢を踏みしものなるに當今は取引所の相場付を利用し附近の中央市場例へば米國なれば「シカゴ」の相場に對し二錢廉の價格を以て生産者より購入するを通例とす。然るに前記西曆千八百九十六年の法は穀類を取引所に登することを禁ぜしを以て定期は勿論之を爲すを得ず、日々の公定

相場をも之を知る能はざるを以て總て前記の利益を失ひ、其賣買は擧て之を思惑に附せざるを得ざることとなれり、此事は五穀に限らず證券類に於ても皆同様の結果を生ぜり。是に於て商賈は勿論一般公衆も大に之に苦み法の缺點を濫用し裏面に於て一種忌むべきの取引を按出し盛に之を行へり、即ち法の正條には「定期取引とは契約に依り定められたる或未來の時に物品の受渡を爲し之に對し支拂を爲すものなり」と規定したるを以て禁止せられたる證券及物品の投機的定期取引を爲さんと欲する者は獨り證券又は物品のみを定期受取とし支拂を即時と爲し以て容易に法網を脱し而かも其仕拂は仲買若くは銀行よりの借入又は慣合の過振小切手を以て之を爲し、又賣却には證券又は物品のみを定期渡しとし、支拂は之を即時に受け、是も慣合にて手形小切手等を以て表面を装ふこと多し、以て自在に定期の實を行ひ其害従前の時代より一層甚しきに至れり

又現行の特別取引登記の方法は既記の如き大弊害を生じ輿論の攻撃殆ど此一點に集まれり。抑々獨逸現行取引所は仲買及取引所に據り定期賣買を爲す者は一般の商業登記の外特別の登記を爲すを要し加入手数料百五十馬及二十五馬の年税を負擔し前記の如く賣買者の一方に此登記を缺くときは其取引は法律上之を

無効と爲せり、然るに立法者は尙之を以て満足せず西曆千九百年民法を定め其七百六十四條に左の如く規定せり

物品又は證券の定期賣買が當初より現物の受渡を豫期せず契約當時と支拂日との取引所公定相場の差違を一方(損失者)より一方(利得者)に支拂ふを目的と爲す者は本法に於ては掛け事(ウェイチャ)と見爲す、當初一方のみが差違の受授を目的と爲し一方は單に其情を知るのみの場合亦同じ

又同法第七百六十二條には左の如く規定せり

博易(ギャンブリン)又は掛け事(ベツチン)の爲には支拂の義務を生ぜず、又之に依り現に失はれたる金銭は支拂義務は成立せざりしとの理由を以て之を回復することを得ず

是に於て民法は定期取引を骨牌、競馬と同視し全く法律以外に置き、是れ前記の大弊を生じたる一因と云はざるを得ず。西曆千八百九十六年以前には、取引所の取引は總て勘定上の取引と認められ、毎月末に決算を爲し、倫敦に於ては月二回なり、或は支拂を爲し或は更新して取引機關公開せられ、苟も物品及證券を賣買せんと欲する者は大小に拘はらず常に自己の動作上參考に資するの材料を得るに苦ま

ざりしも爾後は取引所に登る證券等極めて小數と成り全體の上に參考するに由なく、又是等小數の證券等或特別の事情に依り昇降するときは其原因の影響を受けざる他種の證券等を以て之に差繼ぎ代用利用するの道を失ひ、隨て現金使用の必要を増加せり、是れ豈に近時獨逸貨幣市場に於て金利屢々動搖し他國に對し常に高分を保つと雖ども尙ほ鄰邦の貨幣を吸收するに足らず金融頗る逼迫し工商爲に不便を感ずるの一因たらざるを得ん哉。是に於て小銀行は大に金融に苦しみ西曆千八百九十一年乃至九十六年の間には個人銀行の廢業せし者三十二行、西曆千八百九十七年より同千九百二年までの間には百二十五個の小銀行の廢業を見るに至り、西曆千八百九十一年乃至九十六年間は六十五個の株式銀行新設せられ、西曆千八百九十七年乃至同千九百二年には更に二百七行の増加を見たり、是れ大銀行と取引所の關係増加したるの結果にして其良否に就ては天下自ら定論あるを以て之を此の處に贅せず。斯の如く獨逸取引所法は内國に於て内國市場の調和を破るのみならず投機者流は自國に於て投機的取引をなすに便ならざるを以て其資金を紐育倫敦等へ移し、大に鐵道、礦山等の株式市場に横行し頗る脱兎の勞を逞ふし本國の市場をして更に一層の逼迫を感ぜしむ、是れに於てや彼の人種、國

語宗教、學說等種々にして一定せざる獨逸に於ても現行取引法の有害なるには異口同音殆ど相一致するものゝ如し、今試に輿論を掲ぐれば左の如し

現行取引法は各種の有價證券の價格を下落せしめたり何となれば現行法は甲種の證券を賣り乙種の證券を買ひ其間に利害の調和を計り市場自然の需給の道を塞ぎたればなり、又證券の賣買が自由ならざるを以て些少の政治上經濟上の變動が市場に大影響を及ぼす何となれば各種の賣買が自由なれば或原因が最大なる影響を甲種證券に及ぼすも乙種には左程及ばざるを以て其間に調和を求むるを得べきも現今は之を爲すを得ざればなり此有様にて戰爭でも始まれば直ちに市場に大恐慌を生ずべし、誠に憂慮に堪へざるなり

是等は其大要にして現行法の論難駁撃數ふるに違あらず、是に於て輒近獨逸政府も大に悟る所ありて前記の如く改正の必要を認め議會亦之を諒とし大體に於て政府案を可決し第三讀會を通過せり、是に於て五穀商中に大動搖を生じ萬一如上の議論國法とならば穀物賣買は盡く暗中の投機と成り其害名狀す可らず國民の不幸是より大ひなるものなかるべしと爲し一大議論を惹起し自由黨及急進黨も終に極端に其説を主張せず市場の動搖も隨て平穩に歸せり

四 白耳義

伯林の次位に在りて歐洲市場に勢力あるものをブルクセルとす、抑々白耳義は強國の間に介在する一の小中立國なりと雖も其民の勤勉なると主權者の賢明なるとに依り國初以來四十年間に國富大に發達し殊に諸設の事業に自由主義を採り内國諸會社の證券は云ふに及ばず外國證券も取引所に顯はれ西曆千八百九十八年發布檢束的法を避くるが爲め佛國の金融會社にしてブルクセルに支店を開く者多く西班牙鐵道株の如きは殆ど擧げて佛より白に移れり而して白は電氣馬車鐵道に經驗を積み他國の爲に之を開き資本を供給すること甚だ多し

五 紐育

北米合衆國亦金融市場の一勢力となり、輒近英國の國庫證券の募集に應じ我國の公債にも應じ其他メキシコ、キューバ等の公債にも指を染め漸次債權國の仲間入を爲すの勢ありと雖も國勢尙ほ新にして未だ債務國たるの實を免れず、隨て取引所に顯はるゝ所の證券も内國諸起業會社の株券債券に屬し鐵道及信託會社合衆國に盛なるものゝ中の最たり國廣し鐵道の要多き所以銀行の分業なし故に信託會社發達を要すに關するもの主要の部分たり

六 市場の趨勢

各國貨幣市場の特質斯の如くなるは其國情及歴史上の發達の然らしむる所に
して正に然らざるを得ず、然るに今哉各市場は各々其地形に依り電信陸上、海底及
電話を以て氣脈を通じ運輸の便亦大に開け居ながらにして千里を致し所謂縮地
の法是に行はれ一國一市獨り其利を専らにすること能はず圓滿普及殆ど内外の
別なく苟くも常識を保ち普通の注意を拂ふときは金融界より殆ど距離の要素を
除却し有價證券の價格決して各中心市場に於て懸隔あること能はず資金を利子
の高低に因り隨處に流動し恰かも水の樋管を通ふが如く出入其高低に隨ひ自由
自在にして内外の區別なし金融の便殆ど其頂上に達せり、今哉世運の進歩は獨り
英都をして四流の金權を専らにすることを得せしめず、三十有餘年の平和は大に
佛國々民の囊裏を養ひ艷麗花の如き巴里に強大なる金權を加へ又建國百有餘年
の歲月と勉勵は大に北米の富源を發達し材料の豊富と生産力の強大とは以て四
海を壓し彼の富強を以て誇る所の歐洲人士をして「ヤンキー、ペリル」即ち米禍を絶
叫して顔色なからしめ其商業中心たる紐育は高塔巍然として中天に聳へ貨車の
往來織るが如く事業の盛大なる既に倫敦を凌ぎ既に世界金融の一中心市場とな

り倫敦、巴里と相率ひて以て鼎足の勢を爲し天下の三大中心と稱へられ而かも其
實あり、然れども四海の廣大なる三者の一獨り金權を専らにすること能はず、國情
の差違に依り各々其專務を異にし相待て始めて其事業を全ふす、即ち紐育は手形
發行の中心となり、倫敦は引受の中心となり而して巴里は融通の中心となる蓋し
是れ米は其生産力強大なりと雖も其勢尙ほ債務國に屬し其辨濟の爲め巨額の支
拂を要し、英は四海の最大債權國にして物品の輸入最も多く而して佛は資力内に
充ち債權國として英國に亞ぎ、佛の外國投資額は無量三百億法を超過す、他國の爲
め一時金融を爲すに最も便なればなり又合衆國の如きは特別の事情ありて利子
の變動急且つ屢々なり、請ふ之を左に掲出せん

スウエス運河の開鑿は地中海沿岸の諸港に東邦貿易の便宜を與へ喜望峯廻航
當時の如く倫敦をして中央市場の全權を專有せしめず、英國が尙ほ金融の一大中
心たるを失はざるは先鞭の力多きに位す而してシムブソン大隧道は新たに中歐
諸國に交通の便宜を與ふべく而してパナマ運河は更に多大の影響を英國の繁榮
に及ぼすべし、今日既に英國は自ら金融の中心と云はんより寧ろ海外銀行の地主
と云ふべき情況なり、即ち在英倫七千八百七十個の銀行本支店中外國及殖民地銀

英國特有
の地位

英國に於
ける内外
銀行の資
力

金融の順
序

行の此支店及び代理店の数は三千三百三十八個の多に達す就中佛の商工銀行里昂銀行、巴里割引銀行、獨逸銀行等勢力最も強大なり即ち在倫敦里昂銀行の如きは取引英倫銀行に亞ぎ、在英内外銀行中最大金額に達す、是等の銀行が英國と大陸との貨幣及證券市場を媒介し營む所の業務甚だ盛大なり我横濱正金銀行の支店亦此中にありて彼我の金融及貿易に貢獻する所少からず、今是等銀行の資力にして英國銀行に屬する者は十億五千萬磅、殖民地銀行に屬する者四億三千七百三十八萬七千磅而して外國銀行に屬する者は實に三十億九十七萬七千磅則ち英國自身の者の三倍に垂んとし實は主客顛倒の奇觀を呈す然れども倫敦に於て各種の事業に應じ得べき銀行資金は前三口の締高即ち四十五億七千七百四十六萬四千磅(卅七年)にして亦盛なりと云つべし

倫敦は此強大なる資力を以て各地より來る所の手形の引受を爲す、今如何にして外國手形が倫敦に達し如何に前記三大中心が協力して世界の金融を便する乎を見るに例へば米國の一倉庫會社が物品を賣却して買受人に手形を宛れば此手形は地方銀行の割引する所となり地方銀行は斯の如くして得たる權利に基き附近の都會の「コルレス」先に手形を宛て第一轉之が割引を受け附近都會の割引銀行

は紐育に宛て第二轉割引を受け紐育割引銀行は倫敦銀行へ宛て割引を受け(第三轉倫敦に於て其金を使用し若しくは大陸へ送り又は自國へ引くものとす、而して倫敦若し金融を要するときは巴里に宛て割引を受け(第四轉後に至りて決算す)是等回轉中に紐育銀行は地方銀行に命じ倉庫より物品を購入したる者より集金し倫敦の爲に保管し若しくは送金す)斯の如く手形が轉一行する毎に其性質を改良し改良毎に割引歩合を遞減す即ち斯の如き場合に於ては地方倉庫の手形は通例六分乃至七分にして倫敦宛手形は大方三分なり(卅七年十二月には三箇月二分九四六箇月二分八八)三大中心の世界金融を爲すの實況凡そ斯の如し事情妙にして間然する所なし銀行の術亦盡せりと云つべし

第二節 信用狀

第一目 信用狀の種類

信用狀は爲替手形と類似する者なるも少しく其趣味を異にす、而し信用狀には數種あり、請ふ先づ種類より之を説かん

一 普通信用狀

- 二 「ソルキュラ、レタ、オフ、クレヂット」即ち信用廻文
- 三 「コムフォード、レタ、オフ、クレヂット」即ち合款信用狀

等是なり、普通信用狀は第三號雛形の一の如く其發行者が銀行商會の如き或第三者に其所有者に金錢を支拂ひ、又は信用狀發行者の本支店若くは指定人に對して其所有者が發行したる手形若くは小切手を支拂ふことを依頼するものなり、信用廻文は第四號雛形の一の如く其發行者が數多の銀行へ其所有者が自己發行者の本支店又は或第三者に向て發行したる手形若くは小切手の支拂を依頼する者なり

合款信用狀

合款信用狀は専ら外國貿易上の支拂を便利にする爲に發行するものにして貿易上の支拂を受ける者に第四號雛形の一の如き書式を以て發行者より信用狀を與へ、其と同時に其發行者は通例銀行若くは外國貿易に關係ある商會なり、其信用狀の所有者に自己即ち發行者の本支店又は自己に對する債務者に對し必要なる小切手若くは手形を發行するの權能を與へ、同時に支拂銀行に向て信用狀所有者の眞實なること及其振出したる小切手若くは手形の保證に立つことを信用狀に記入す、而して其の小切手又は手形が信用狀の發行者の本店に於て支拂はれたると

きは其資金は貿易上の支拂義務者より發行者に拂込むものとす、此場合に於て若し第三者が其小切手又は手形を支拂ふるときは、其第三者は信用狀の發行者に對しては勿論其所有者及拂出元に對して手形上の權利を保有す、然れども此事は信用狀の交付より或期間内に發行されたる小切手又は手形に限るものとす、又物品購買の爲に信用が與へられたる場合に於ては右の小切手又は手形に船荷證書、貨物引換證等を添付し、又は之を送附したる後、小切手若くは手形を振出すを順序とす

第二目 署名、合言葉及受拂用紙

總て信用狀には其何種に屬するを問はず所有者をして其一隅に署名せしむるものとし、所有者の旅行先の主要なる市府の銀行の本店に向て鑑合の爲め當人の署名鑑を送付し更に合言葉を送ることあり、而して小切手振出の場合に於ては其裏書の文言を定めて之を通知し、一は以て紛失の場合に備へ、一は以て信用狀の正當の所有者たるの證左を明にするの便に備ふ、又時に或は信用狀に第五號雛形の如き其正當所有者の人相書、我國人にして外國へ旅行する者の爲め人相を附するときは面貌體格の差違の爲め却て疑を生ず、を添付することあり、實に用意周到な

りと云つべし而して紛失の場合に於ては速かに其取扱本店に電報して支拂を差止むるは所有者の自由なり。是等は皆多年の経験上より得たる結果より出る所の注意にして則とるべきもの少なからず、廻文信用状の場合に於ては信用状の外に第四號雛形の二の如き拂受表用紙を其所有者に交付す。此用紙は雛形の如く概ね之を五欄に分ち第一欄には拂渡の月日第二には拂渡人第三には拂渡場所第四には文字を以て拂渡金額を記入し第五には前欄の金額を確むる爲め更に數字を以て其金額を記入す。其記入は勿論支拂人の方に於て之を爲すものなり。斯の如く信用状の所有者は數個所に於て支拂を受け歸國の後ち之を發行者に示し出立の時拂込たる金額と照合して決算するものとす。此受拂書は信用状の使用者が如何なる場所を旅行し如何に支拂を受けたる哉の日記の代用となる而して小切手振出の場合に於ては他日其支拂人と信用状の發行者との間の決算鑑合の便となり頗る便利なるものなり。

第三目 信用状の依頼及發行

信用状の便利なる凡そ上來述ぶる所の如し、今一步を進めて其取扱方法を説かに商業信用状を得んと欲する者は先づ第一號雛形の如き依頼書を發し

第一號雛形

商業信用状依頼書

一 極度金高
 一 取組場所
 一 取組限期 ……年…月…日より…年…月…日
 一 支拂期限 手形日付より…日以内
 一 取組人
 一 仕拂人
 前書之通り貴行商業信用状…へ御發行可被下候該信用状に據り各地取組先銀行に於て取組たる割引手形又は荷爲替手形の金額期日に至り仕拂相怠候節は拙者提供の差し金又は其代用品は勿論拙者若くは保證人當座勘定を以て直ちに御引去り御勘定可被下候右御依頼申上候也
 但し御取引先銀行の都合にて取組方御斷りの場合有之候ても不苦候
 ……市…町…番地

.....年.....月.....日

..... 依頼人

三三

.....市.....町.....番

..... 保証人

..... 某

..... 某銀行

..... 御中

旅行信用狀(一名廻文信用狀)を得んと欲する者は第二號形の如き依頼書を發す

第二號雛形

旅行信用狀發行依頼書

一 極度金額

一 請取場所

一期 限年.....月.....日より.....年.....月.....日

前記之通り貴行當座信用狀私へ發行可被下候該信用狀に由り各地取引先に於て貴行當座小切手を以て仕拂相受候節は即ち貴行に於ける拙者當座勘定より御仕拂可被下右御依頼申候也

.....年.....月.....日

..... 某銀行

..... 御中

.....市.....町.....番地

..... 依頼人

..... 某

右の如く依頼を受けたる銀行は差支なしと思考するときは商業信用狀の場合に於ては第二號雛形の一の如き信用狀を作り之に同等の第二面を添付し之を依頼人に交付し

第三號雛形の一

第三千三百號第一面

商業信用狀 (旅行も兼用す)

依頼人印
全上筆跡

三五

第四號雛形の一

信用廻文(一名旅行信用狀)書式

第一面

旅行信用狀

いろは第貳四五〇〇號

拜啓本狀の末端に記名せる大黒屋福助氏は本信用狀の正當なる所持人に有之候就ては金貳千五百弗以内に於て同氏の要求次第所要の金額を(此金額最高限金貳千五百弗也)同氏振出の弊行本支店宛の手形に對して御拂相成度此段御依頼候也 敬具

追而大黒屋福助氏に御拂渡相成候金額は此信用狀の裏面へ御記入被成下度本狀の有効期限は本日即ち明治三十四年十月廿六日より明治三十五年十月廿六日に至るまでに御座候

日本東京何銀行頭取

明治三十四年十月廿六日

所持人 大黒屋福助(自署)

本狀第三面四面記載の諸銀行各位

第四目 信用狀の記入

斯の如くして得たる信用狀の所有者は其旅行先の各所に於て所要の金額を受取り第二面以下に示すが如き記入を得以て金額領收の事績を明にすることを得

第四號雛形の二

受拂用紙(第二面)

支拂日附	支拂人名	市名	金額(文字)	金額(數字)
十一月三十日	第一國立銀行	紐育	百 弗	100 [#] 0
十二月三日	第五十國立銀行	紐育	參 百 弗	300 [#] 0
十二月十五日	ジョン、ラールマン	ポストン	貳拾五 弗	25 [#] 0
.....

三月
廿五日
パース銀行
倫
敦
五拾磅
50 ^先
.....
.....

第四號雛形の三

(用國米) 面 三 第

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

(用洲歐) 面 四 第

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

右の外信用狀の發行者が其依頼人即ち所有者をして自家本支店に宛て手形若くは小切手を振出さず、ジョン、スミス又はジョン、ブララン商會の如き在外の第三者(發行者に對し債務ある者を通例とす)を特定し之に對して切手若くは手形を振出さしむることあり。此場合に於ては發行者は第四號雛形の如き書式を用ひ其末文に其手形又は小切手が第四號雛形の第三面、第四面の或支拂銀行又は割引銀行より右の第三者に呈示せらるゝときは遲滞なく支拂はるべき旨を保證す

又在外支店代理店若は出張店等が右の小切手若くは手形を支拂ひたるときは本國に在る本店は信用狀發行者に向て其資金の償還を請求す、此場合に於ては爲替相場及手数料を請求す

第五目 人相書

又前記信用狀所有者人相は左の如きものなり奇異なる者なるに由り參考の爲め左に掲載す

第五號雛形

信用狀所有人の人相書

人相書		住所		名	
年齢	三十九年三箇月	頤	瘡	髮	黒鸞色
身長	五呎六吋四分の一	顔色	淺色	鼻	尋常但し厚
額高		眼	灰色	口	尋常

此人相書は株式會社歐米爲替取扱會社の振出せる信用狀附帶のものなり寫せるものなり

第六目 信用狀に關する規定

紐育に行はるゝ信用狀發行の規定は概ね左の如し

甲 正金提供に對し發行の場合但し五百磅以上發行の日に於ける倫敦宛參着手形の爲替相場を以て發行す

但し提供金には利子を附せず亦手数料を徴せず

此場合に於ける信用狀の使用残りの分は返附の日に於て手形の爲替相場を以て拂戻すべし

乙 使用金額に對し百分の一の手数を要求する場合

此場合は次の如く區別すべし

(一) 正金提供(但し五百磅以下)發行の日に於ける倫敦手形の爲替相場に依りて支拂ふ但し利子を附せず
此場合に於ける信用状の使用残りの分は返附の日に於て爲替買相場を以て拂戻すべし

(二) 正金に略ぼ等しき額の當座預金 此場合の引出受領手形は必ず其の日の爲替買相場に準じて當座現金より差引くべし、但し貳千五百弗以上の預金に對して當座貸金の普通利子より一分方廉なる利子を拂ふ、但し年利四分を超ゆべからず

(三) 手形の呈示せらるゝ時に辨濟すべき約束にて満足なる保證を與る場合

(四) 完全なる有價證券の預け入れ 萬一使用金額を辨濟すべき準備金を差出し得ざる場合に於て此證券を賣却するなり 斯る證券の賣却及び之に附帶せる利子及配當金の徴收に對しては一千分の二、五の手數料を徴す

總て信用状は其所有者之に署名し所有者の爲には充分なる證明書なるが故に何れの地に在るも所要の金額を得んとする場合に之を利用するを得べし。信用状には通例此目的の爲に世界の有名なる銀行の目錄を要す、故に其表に基き世界の

旅費支辨
の爲には
信用状の
方便あり

米人は最
も信用状
を利用す

總ての部分に於ける銀行より資金を得べし。又如何なる場合に於ても紹介人の署名なかる可らず

第七目 信用状と爲替手形との便否

信用状と爲替手形とは其効用稍々等しと雖も、旅客の爲には前者の方便なり何となれば爲替なれば出立の際旅行先の必要を豫定して之を取組まざるを得ざるを以て途中にて旅行計畫に変更を生じ各所に於ける使用金額に過不足を生ずるの不便ありと雖も信用状は即ち然らず、各所に於て隨意に必要な金高を得るの便あればなり勿論爲替にても倫敦の加き或中心に所要の全金額を振込み置き旅行先にて幾度にも需用高丈之に向て手形を振出し各所に於て所要の金高を得るは不能の事に非ずと雖も旅行中不慣の場所に於て斯の如き事を爲すは不便少なからず信用状ならば出立前自己の住所に於て一たび相當の手續を爲せば天下到處に青山ありて復た顧慮する所なかるべし、米國に於ては世界中六百箇所に向つて差支へなく信用状を發行することを得べき機關完備す、實に至大の便利を得たるものと云つべし。元來合衆國人士は性質活潑大に旅行を好み殊に英國とは一種深密なる關係を有するを以て少しく餘裕を得ば先づ英國に遊び夫れより大

陸に到らんとする者頗る多く巴里の某銀行家の調査に據れば合衆國の旅客が歐洲に於て使用する所の金額は毎年八億圓に下らず斯の如き計數は其性質上推算に據ざるを得ず固より確實なることを得ずと雖も今や合衆國の人口は九千萬を超過し其一億に達するは將に數年を出でざるべし而して其生産力は既に二倍の人口を支ふるに足り頗る餘財あり抑々故國を慕ふは人間の常情にして合衆國人士の行動茲に出るは實に當然の事に屬す而して輓近五箇年間の輸出超過額は年五億弗に前後す信用狀を作爲する固より難事に非ざるなり其使用合衆國に盛なる亦偶然に非ざるなり

第四章 貸付并に金銀及公債證書の

購入

第一節 貸付

第一目 普通貸付

一 質物の撰擇

普通商業銀行は割引を先にし貸付を後にすべきは前陳の如し夫れ然り然りと雖も銀行も固より一營利事業なるを以て資本金に餘裕ありて割引のみを以て之を處分するを得ざるに際しては固より貸付を爲すを妨げず然れども貸出先の信用と擔保品の選擇とに就ては最も慎重なる注意を要す夫れ然り擔保品中最も佳良なる者を大藏省證券とす元來大藏省證券なる者は其確實なること普通公債と等しく而して其償還期日は當初より確定し加ふるに期限中と雖も元金を要することあるときは其賣却は固より自由なり然らば即ち各種動産中貸付擔保品の品質に恰當するは蓋し此者の右に出づるなかるべく而して其便利手形の割引と擇ぶ所なく確實の點に至りては之を手形に比して一層上位を占むと云ふを得べく商業銀行の貸付擔保の爲めには大藏省證券は實に無類の良器なり

次は公債證書とす其確實の點に於ては固より疑ふべきものなしと雖も元金の償還に就ては之を豫期するを得ず然れども元金の必要あるときは容易に之を賣却することを得べく是れ亦好箇の擔保品たるを失はず

其次は會社の債券とす債券にして確實なる會社の發行に係り佛蘭西の土地銀行日本の勸業銀行の債券の如き者たらしめば公債證書と大差あることなく巴里

大藏省證券

普通公債

社債券

に於ては土地銀行の債券は公債證書と同價格を保つを通例とす。元來債券の利子は一定にして株式に對する割賦の如く變動なく、前者は後者に對し優先權を有す故に其確實にして擔保の性質を備ふるは兩者孰れにあるや、は多辯を要せずして明なり。株券に至ては大に注意を要し仔細に其玉石を鑑別せざるを得ず。而して其玉なるも尙ほ浮沈を免れず。况や其石なる者に於てをや。然るに近年學理を蔑にし吾人の望に副はず。頻りに株式質を以て貸付をなし。甚きに至りては銀行自ら之を所有し、臍を嚙むの悔ある者少しとせず。然るに喉下一過して其熱きを忘るゝの譬に洩れず。誤を爲す一再に止まらずして其災前回より寧ろ重きは實に近年の實歴たり。今實地に就て之を見るに四十二年末の普通銀行の貸付擔保中公債證書は千百餘萬圓に止まるも株式は凡六千七百五十萬圓即ち六倍以上に達す。而して其株券の所有高は約六千三百萬圓に達し之を質物に比し大差なし。戒めずんばある可らざるなり。

二 能動と所動との區別

夫れ水相は靜にして而して風相は動なり。風水相依つて以て浪を爲す。然れども其濕燥の性を壞らず。元來資本の放下に「アクチフ」と「パッシフ」即ち能動と所動との

株式は普通貸付の質物に適合せず

株式中の撰擇

區別あり。株式は能動に屬し債券は所動に屬す。而して貸付の擔保品は確實にして價格の變動少なき者を好しとす。株券の如きは常に其價格の動搖常ならざるのみならず、萬一其株券が質流れと成るときは其質取り銀行は之を競賣せざるを得ざるべし。然るときは其競賣價格に就て質流し人より往々廉賣の苦情を受くる不愉快を免れず。又我國に於ては競賣法第三條第二項に依り競賣の委任は書面を以て之を爲さざるを得ざるの不便あり。是は株式に限らざるも、又質入株式に就き英吉利の如き取扱(後に説くべし)をなす場合に於ては不知不識の間に其株式は質取銀行の所有に歸し銀行は事業會社の株主となり。根底に於て氷炭相容れざる利害關係の衝突を生ずることなきを保せず。豈に怖れざる可ん哉。斯の如くにして株式が一旦銀行の所有となりたるときは銀行は之に對し拂込の義務を免れざるべく、假令都合好く之を賣捌くことを得るも我國に於ては商法第一百五十四條に依り其讓渡を株式名簿に記載したる後ち二箇年を経過するに非ざれば全然拂込の義務を免れ能はざるの虞あり。故に銀行が已を得ずして株券を質とし貸付を爲す場合に於ては優先株中にて「キューメレチーフ」即ち積送的のものを先取すべし。を第一とし次に無記名株若し記名なれば拂込濟のものを選ぶを好しとす。而して「チーフ

前項の規定は記名の株式には之を適用せず

第四百六十七條 指名債權の讓渡は讓渡人が之を債務者に通知し又は債務者が之を承諾するに非ざれば之を以て債務者其他の第三者に對抗することを得ず

前項の通知又は承諾に確定日附ある證書を以てするに非ざれば之を以て債務者其他の第三者に對抗することを得ず

又明治三十七年法律第十七號は

民法第三百六十四條第一項の規定は記名の國債には之を適用せずと規定し、更に新規の一異例を開けり

四 擔保品取扱に關する英國の慣例

英國の如きは一の簡便法あり即ち銀行が株式を質として貸付を爲すときは其旨を會社へ通知す(口頭又は鉛筆書きにても効力を有すと聞く)會社が此通知を得たるときは株式名簿の書替をなし質借人の名義より貸付銀行の名義に移し返金ありたるときは更に銀行より通知を得て本來の所有者へ返戻の記入を爲す是れ別に法規の命ずる所に非ずと雖も、實際の必要上貸借の圓滿にして且つ安全なる

を期するが爲め自然に發達たしる便宜法にして好箇の一習慣なりと云ふを得べし、然れども尙ほ時に或は拂込の義務の生ずるなきを保せず而して嚴然法理を以て之を論ずれば斯の如きは質權と所有權との關係を混淆するを以て固より完全と云ふを得ず、只事の必要上より生ずる機宜の取扱にして復中に單あり雜中に純あり英國商慣習の如きは實に掬すべきもの少しとせず、株式質貸付の苟もするを得ざる凡そ斯の如し、豈に愼まざる可ん哉

五 銀行の避べき貸付

然りと雖も銀行も亦其素質元と世俗に所謂愛嬌商賣の一なるを以て株券を以て融通を請ふの顧客に向て、咄汝何者ぞ何夫ぞ其れ腐敗株を齎らし來て嘔々する乎等の暴言を吐き顧客を怒らす可らず、須く恭然言行を愼み敬して遠くるの道を講ずべし、近時二三銀行の失敗に鑑み世上少しく株式質貸の苟もすべきに非ざるを悟るの狀なきに非ずと雖も仁義主となれば即ち安く客たれば則ち危く、之を理に鑑みる者は安しと雖も之を事に鑑みる者は危くして而して過を再びするの虞なしとせず深く留意せざるを得ざるや論なき耳、其他貨物引換證(商法第三百三十二條以下)預證券又は質入證(商法第三百五十八條以下)船荷證書(商法六百二十條以

貨物引換
證券及預證券
質入證券

下)又は在庫商品を擔保とし貸付を爲すことあり、是等も隨分考へものなり、何となれば流質の不幸に際しては銀行が荷主となるの不便あるのみならず貨物が危害を被り又は變質を生ずることなきを保せざればなり、然れども全然之を拒絶することも事情の許さざることあるべきに由り證券の場合に於ては其所持者は銀行たることを倉庫に通じ適當の注意を請ひ變事ある毎に通知を得ること、爲す方便宜なり商品の場合に於ては倉庫の臺帳を銀行の名義に書替へ之に對し不可讓渡の預證券を取り置く方安全なり、土地家屋の如き不動産抵當貸は普通商業銀行の放資には最も不適當の者たり復た多く論ずるを要せず

不動産抵當

六 銀行の貸付と質屋の貸付との區別

元來學理上より論ずれば銀行業と質取業との區別は前者は對人信用を基礎とし後者は對物信用に依るものなりと雖も國運の進歩に隨ひ世事頻繁事情複雑を加へ銀行と雖も一々其顧客の面體風采を記憶し其内部の情況を詳かにすること能はず、時に對物信用の力を藉らざるを得ざることあるは蓋し勢の已むを得ざる所のものありて存す、故に道理上銀行の貸付は對物信用に非ずして對人信用なりと雖も「オリペン、クレヂット」即ち信用貸と稱する無擔保貸は内外銀行界に於て好

貸付に關
し英國の
慣習

箇の放銀法として之を見ず、然れども銀行の貸付を單に對物信用のみに依頼するは既に其主義に適合せず、對人信用に重を置かざれば違約流質等の弊屢々起りて銀行も時間と費用とを徒費すること尠なからず擔保物を選むと共に大に對人信用に注意せざるを得ざるなり、是に於てや英吉利に於ては擔保品に通例「コラテラル、セキユルチ」即ち見返品とし之を取扱ひ對人信用として貸付に對し更に約束手形を取り置くの習慣あり、然るときは其貸付期限中金融を要することあれば「コルレス」先若くは中央銀行に其見返品を移し約束手形の再割引を受けて金融を便することを得べくして市場を融和するの功少しとせず、方今我國に於ては貸付に手形を附するを以て一種の弊事と爲すと雖も是れ畢竟其方法目的共に其宜きを得ざるに由るものにして事其當を得物其所を得ば又是一種有効の金融方法たるを失はず

七 合衆國に於ける業體に對する貸付の百分比例

商業銀行が貸付に注意せざるを得ざる斯の如し、然れども割引に餘力あれば進んで貸付を爲すは毫も妨げなく貸付は固より銀行業務の業たるは論を俟たず、今輓近北米合衆國に於ける普通貸付の百分比例を見るに頗る玩味すべきものあり

請ふ之を掲出せん

- 一 製造家に對する貸付 五〇分
- 二 仲立商に對する同上 一五
- 三 仲買に對する 同上 三〇
- 四 小賣に對する 同上 五
- 合計 一〇〇

由是觀之製造家は其事業の素質上借入多く商賣は主として割引に依り其業を營むものたるを知るに餘りあり

第二目 保證貸

保證貸とは英語に所謂「キャッシュ、クレデット」なる者にして専ら蘇格蘭に行はれ殆ど農業信用及工業信用の代用をなす然るに英倫は大に事情を異にし其發達を見ず元來英國は金融機關の發達古くして分科特別の組織發達せる特設銀行の便を缺くと雖も事實の必要上より自然に特種の貸付方法按出せられ其名は異なるも其實は則ち同一にして農工信用亦大に行はる其方法は二人以上の保證人を立て實際の預金は毫も之なしと雖も或金額を限り恰も之あるが如く當座勘定を開

保證貸の方法

保證貸の効用

保證貸の擴張

き必要に應じて其高まては何時たりとも現金を引出すことを得るの權利を被保證人に與へ其引出したる高に對しては相當の利子を拂はしめ何時にても返金をなし預金に戻入することを得るものなり當座貸越條約の發達したるものなり
保證貸は斯の如き仕組なるが故に有爲の少年輩の出世を助くるに大功あり例へば此處に大工の徒弟ありて其業既に成り獨立事業を經營する能力を有すと雖も世人未だ其伎倆を知らず得意を得ること甚だ難く又必要なる道具を整へ材料をも仕入るゝ爲に資金を要するは無論なり斯の加き場合に於て師匠若くは兄弟子等二人以上保證人と成り銀行に其大工の卒業生を紹介して前陳の方法に依り彼が爲に信用を開かんことを請ふときは銀行にして其保證人に満足し且つ當人の性行伎倆を信ぜば彼が爲に信用を開くに吝ならざるべし而して小壯者は是に依りて出世の階梯を得速かに有爲の精巧勞力者となるを得べし豈便ならず哉
蘇格蘭に於ては此方法大に農業信用に行はる而して前記の如き青年有爲の輩の出世を助くるのみならず既に業を營み多少世に知られたる者の爲にも頗る便利なることあり例へば茲に一工場的主人ありとせん彼は必ず貸銀支拂の爲め多少の手元金を保有せざる可らず然るに今之を銀行に預くるとせば利子甚だ低く

之を手許に所藏せば全く利子を失ふ故に此方法に依り勞銀支拂に必要なる丈の金高を銀行より引出すの權利を得るとせば自己の資金の全額を擧て事業に注入することを得べくして營業資本を増加するの便あり

第二節 金銀及公債證書の購入

銀行が割引貸付に従事し尙ほ資金に餘裕あるときは金銀の購入に之を使用するを得べし然れども是れ重に中央銀行に屬する事業にして他の商業銀行の好んで爲すべきの業に非ざるなり元來中央銀行金銀有高の多少は國の信用に關係し之が増殖を計るは其職務の一なるを以て特に中央銀行に金銀の賣買を許すは頗る其當を得たるものなり然れども此事は所謂銀行當然の業務に屬するものに非ずして國家經濟の基礎を鞏固にする爲の外又別に必要ありて存す其他尙ほ資金に餘裕あれば公債證書の購入を許す然れども決して商業的に證券賣買を爲すを許さず只資金放下の爲め之を許す耳

今諸國に於ける銀行の公債證書購入高を見るに英國に於ける郵便貯金銀行は自國公債の約四分の一を有し佛は凡そ六分の一を有す獨逸に於ても西曆千九百

購入の素

諸國に於ける銀行の公債有高

利率の高は資金の低に依り定まる

事業資本と銀行資本との區別

年八月三分利の公債證書九〇・三〇より八九・六〇に下落したるに驚き貯金銀行をして大に公債證書を購入せしめんとの議を惹起せり而して獨の貯金銀行は方今凡そ十分の一を所有す
銀行資金使用の順序及範圍は凡そ斯の如し深く注意する所なくんばある可らざるなり

第五章 利率

第一節 總論

利率の市場に於けるは猶ほ艦楫の船舶に於るが如く最も大切なるものにして其高低は市場の進行方針とに關し重大なる關係を有し而かも事人爲に出で、却て自然を制するの怪力を有し之を大にしては國運の進歩に關し、之を小にしては個人の利害と銀行の損害とに係り殊に中央銀行利率と一般市場利率との關係の如きは國家の經濟上に重大なる影響を及ぼし實に容易ならざる結果を生ず、請ふ少しく之を辯せん

抑々學術上大體の關係に於ては資本は之を固定と流動とに區分す而して市場

直接の關係に於ては一國の資本は自然に「ビジネスキャピタル」即ち事業資本及「バンクィングキャピタル」即ち銀行資本の二種に分たる若し夫れ利率にして高に失せん乎資本は自然に事業に向はずして銀行に入り以て市場一般の進行を止め纒かに現況を維持し靜停不動蟻群霜雪に逢ふて土中に蟄し而かも食料支へざるの状を呈す之に反して其率低に失せん乎資本は滔々として銀行界より事業界に逸出し其狀恰も給水大小の諸管より用水を流出し而して本流よりは却て給水池に送水の力を減ずるが如し尙ほ近く取て之を喻ふれば動脈を斷ちて之を結束せず血液の流出を自由にし尙且つ靜脈を壓して血液の歸還を防ぐるの類に屬す夫れ斯の如くにして生命を保たんと欲すと雖も豈に得べけん哉故に利率は高からず低からず高低其中を得るを要す其程度を定むること一見甚だ困難なるが如しと雖も元來利率の高低は需要供給の原則に依り支配せられ標準自然に表はれ之を制する甚だ易し即ち率高きに過ぐれば資金の銀行に入ること多く銀行其處分に苦しみ低に失すれば出るもの多くして銀行資金の需用に應ずること能はず故に前者の場合に於ては銀行は自然に利率を降下せざるを得ず後者の場合に於ては自然に之を上騰せざるを得ざるなり

利率は自然の需給を以て相給する程度とす

斯の如く一昇一降其間資金の需給如何に依り經驗上自然に銀行自身の維持營利の爲め適當なる中點を發見し之に加るに普通の注意を以てせば則ち其操縦を誤らず利率程度を得る哉疑を容れず故に貨幣及銀行の制度其宜きを得其間何等人爲の故障を加ふることなくんば利率は自然に適當なる點に定まるを通例とす然れども徒らに人爲を加へ自然に反し殊更に利率を上下せん乎市場或は充血し或は貧血し種々の病症を生ずるは數の免れ能はざる所なり慎まざればある可らざるなり

第二節 中央銀行利率と市場利率との關係

中央銀行率と市場の率とは粗々同一なるを要す兩者の間に著しく徑庭あるときは甚しき不便を免れず而して前者は少しく後者の上にあるを恒例とす若し前者にして後者の下にありて普通銀行が融通を中央銀行に求め其金額を公衆に轉貸して其間に世俗の所謂鞘取を爲し得るが如き餘地を存するときは普通銀行は自己の預金等の取扱に注意せず中央銀行に向て融通を請ひ低利を以て資金を得るを以て唯一の能事となすの弊を生ずるなきを保せず又市場の緊縮を要し中央

銀行が其利率を引揚ぐるに際し普通銀行は之に應ぜず依然割引貸付を自由にせば其結果或は投機熱を煽動する事なしとせず故に歐洲諸國に於ては中央銀行の率は概ね市場率の上において只時ありて兩者の間に差違なきを見る事あり英國の如きは中央銀行率は市場率の上にあるを通例とす露國及我國に於て異例を見る而已獨逸の如きは既説の如く容易に中央銀行の率と他の發行銀行の率との間に差違の生ずるを許さず只場合を限定し微に中央銀行の率に比して他發行銀行率を低下するを許し以て中央銀行と他發行銀行との間に營業方針の背馳せざる事に注意す方今各國に於ては深く此點に留意し操縦概ね宜きを得然るに我國の實際は未だ此域に達せず遺憾なしと云ふを得ず請ふ輓近の實況を左に表出せん

歐洲諸國の實例

第十三表

西曆一九一〇年	日本		英國		獨逸		佛國		奧國		露國		蘭國		白國	
	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	
一月	六分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
二月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
三月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	

西曆一九一〇年平均	日本		英國		獨逸		佛國		奧國		露國		蘭國		白國	
	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	中央市場	
四月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
五月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
六月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
七月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
八月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
九月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
十月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
十一月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
十二月	五分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
一九〇九年同	六分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	
一九〇八年同	七分	七分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	

同 一九〇七年同	七、〇〇、八、三、四、九、三、四、五、三、六、〇、三、五、一、三、三、四、六、三、四、四、九、〇、四、六、八	七、一、六、九、七、一、八、四、五、五、一、〇、四、八、六、四、九、四、四、三、八
同 一九〇六年同	七、一、三、七、四、〇、四、一、七、四、〇、五、五、一、五、四、〇、四、三、二、七、四、三、四、一、三	七、二、七、七、三、一、八、七、三、四、一、三、七、七、三、八、四、三、五、六
同 一九〇五年同	七、六、九、八、七、〇、三、〇、三、六、六、三、八、三、三、〇、〇、三、一、〇、三、七、〇、三、三	五、六、四、五、五、七、一、七、〇、三、三、六、八、三、三、九、三、一、七、二、六、六
同 一九〇四年同	六、二、七、七、八、三、三、〇、三、七、四、二、三、三、一、四、三、一、九、三、五、〇、三、一、四	五、三、八、五、八、六、一、七、六、六、三、三、四、二、七、三、〇、〇、二、五、七
同 一九〇三年同	六、三、七、八、八、〇、三、七、五、三、四、三、八、四、三、一、〇、三、七、七、五、〇、三、一、〇	四、五、〇、九、〇、一、六、五、〇、三、〇、四、三、一、九、三、一、八、二、八、八
同 一九〇二年同	八、六、〇、一、〇、一、七、三、三、三、九、三、三、一、九、三、三、一、四、三、三、五、三、七、三	四、五、四、六、五、一、六、六、三、〇、〇、四、三、一、四、一、三、〇、〇、三、三
同 一九〇一年同	九、九、二、一、六、四、三、七、三、三、一、〇、三、一、〇、三、三、〇、〇、三、一、〇、四、八、四、八、三、六、五	五、一、六、五、六、七、一、七、一、三、三、三、三、〇、〇、三、三、一、八、二、一、八

備考 日本市場利率は東京組合銀行の平均率なり

米國恐慌の前後に於て歐洲大陸は勿論英國の市場も非常に逼迫し西曆千九百六年十月十九日を以て利率を六分に増加せり是より前き伯林は露債の拂込の爲め生ずる金貨の流出を防がんと欲し同月十日を以て六分に増加し、阿姆斯特ダム銀行は十一日を以て五分と爲し、自耳義中央銀行二十五日を以て四分半、紐育は二十七日を以て六分乃至六分半とせり、然るに佛國は悠々として尙ほ三分の低率

を保てり、今英國が過去三十年間中央率を六分と爲せしは昨年を除き六回にして即ち左の如し

西曆千八百七十四年十一月三十日より翌年一月七日まで三十八日間
 同 千八百七十八年十月十四日より十一月二十一日まで三十八日間
 同 千八百八十二年一月三十日より二月二十三日まで二十五日間
 同 千八百八十九年十一月三十日より翌年二月二十日まで五十二日間
 同 千八百九十年十一月七日より十二月四日まで二十七日間
 同 千八百九十九年十一月三十日より翌年一月十一日まで四十二日間
 然るに西曆千九百七年に於ける歐洲各國中央利率の變動は更に甚し請ふ之を表出せん

第十四表の一

從前の利率	變更の利率	利率變更月日	從前の利率	變更の利率	利率變更月日
六・〇	五・〇	一月十七日	七・〇	六・〇	一月廿二日
五・〇	四・五	四月十一日	六・〇	五・五	四月廿三日
四・五	四・〇	同 二十五日	五・五	六・五	十月廿九日

倫敦	四・五	八 月十五日	六・五	七・五	十一月八日
倫敦	四・五	十月三十一日	五・〇	六・〇	三月十二日
倫敦	五・五	十一月四日	六・〇	五・五	四月十五日
倫敦	六・〇	同 七日	五・五	五・〇	同 廿三日
巴里	三・〇	三月廿一日	四・〇	五・〇	三月十六日
巴里	三・五	十一月七日	五・〇	五・五	十月三十一日
露 國	七・五	二月五日	五・五	六・〇	十一月七日
露 國	七・〇	十一月八日	五・五	六・〇	十一月七日

(附言) 英國に於て七分の高率を示せしは西曆千八百七十三年以來なき事なり尙ほ引上の必要を感じしと雖も幸に佛蘭西銀行より三百餘萬磅の融通を受け且つ獨逸よりも金の流入ありて事茲に及ばずして止めり是れ獨逸の引上げ方尙ほ其程度を得ざりしを示すものなり斯の如くして此上の上騰を防ぎ一月に至り數回の引下を決行するを得たり而して西曆千九百八年の實況は左の如し

第十四表の二

(西曆千九百八年中に於ける利率の變)

月	阿姆斯特アル	伯林	白耳義	倫敦	巴里	聖彼得堡	維也納
一月	五・〇	七・五	六・〇	七・〇	四・〇	七・五	六・〇
二月	四・〇	六・〇	五・〇	四・〇	三・〇	六・五	五・〇
三月	四・〇	六・〇	四・〇	四・〇	三・〇	六・五	四・五
四月	三・五	五・五	三・五	三・〇	三・〇	六・五	四・五
五月	三・五	五・〇	五・〇	三・〇	三・〇	六・〇	四・五
六月	三・五	五・〇	三・五	二・五	三・〇	六・〇	四・〇
七月	三・〇	四・〇	三・五	二・五	三・〇	六・〇	四・〇
八月	三・〇	四・〇	三・〇	二・五	三・〇	五・五	四・〇
九月	三・〇	四・〇	三・〇	二・五	三・〇	五・五	四・〇
十月	三・〇	四・〇	三・〇	二・五	三・〇	五・五	四・〇
十一月	三・〇	四・〇	三・〇	二・〇	三・〇	五・五	四・〇
十二月	三・〇	四・〇	三・〇	二・〇	三・〇	五・五	四・〇

四・〇	五・〇	九月十九日	五・五	四・五	二月三日
四・〇	三・五	一月十日	維也納	四・五	同 廿二日
三・五	三・〇	五月十五日	露	四・〇	九月廿一日
三・〇	四・〇	九月三十日	都	五・〇	一九一〇年
					九月十五日以降

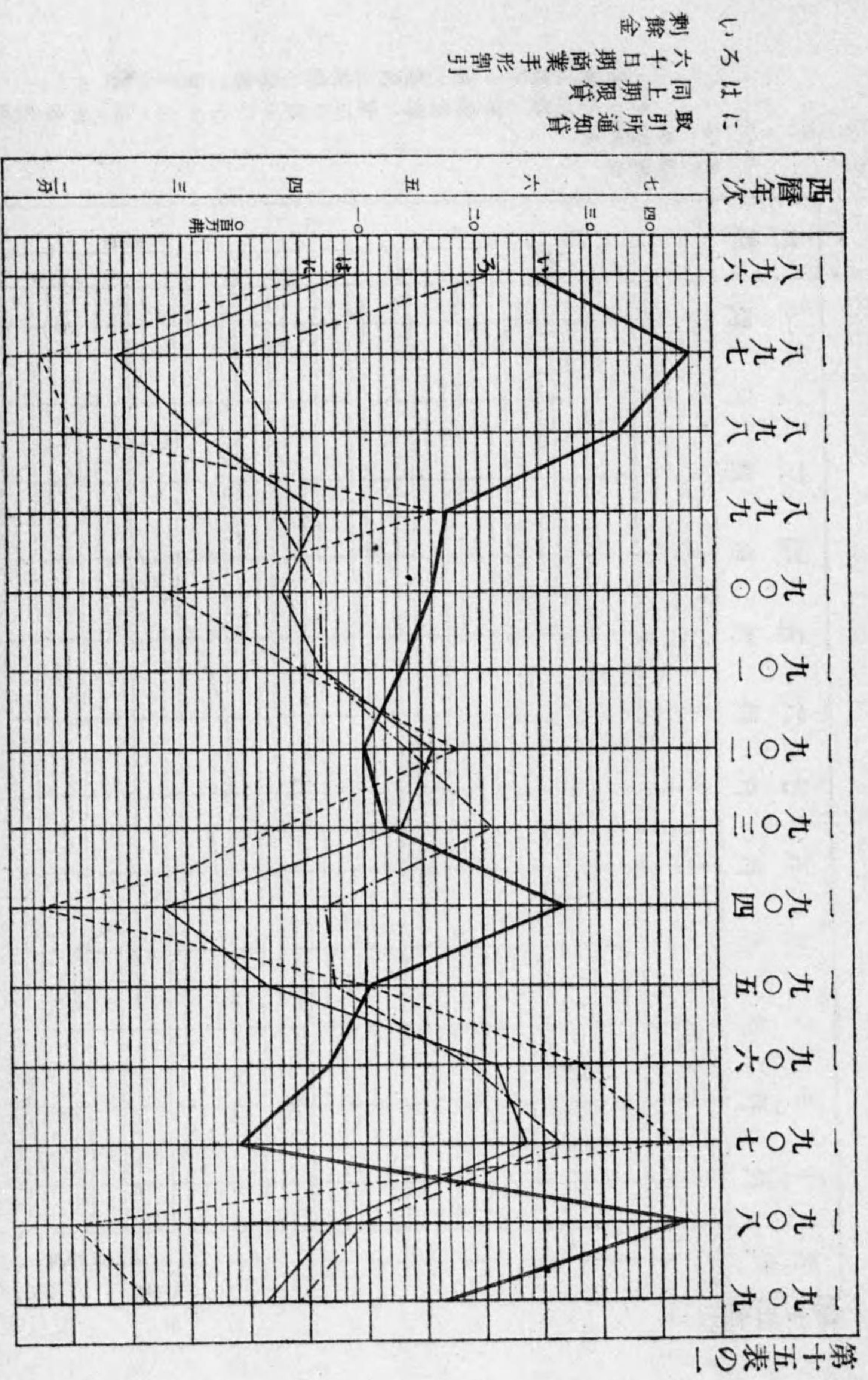
又北米合衆國は種々の事情ありて利率の變更急且つ屢々なり其變動及準備金増減等の關係を示せば左の如し

第三節 有期預金及貸付利子の變更

前二目の外利率設定に就き尙ほ論究すべき一他の問題あり何ぞや有期の貸借に係る利子變更の事是なり蓋し茲に所謂有期貸借の利子とは期限付き預金又は貸付を問はず其期限中に付する所の利子を云ふものにして有期預金には其期限中若干の利子を付し例へば三箇月期の貸付には年利五分の利子を徴するが如き是なり今之を外國の例殊に英國の實例に徴するに預金利率(定期に關す、當座には概ね利子を付せず)は之を中央率に比して概ね一步半下位に在るを通例とし、有期預金(ソツキスド、デポジットの利子は期限中と雖も英倫銀行公定率の變更に依り

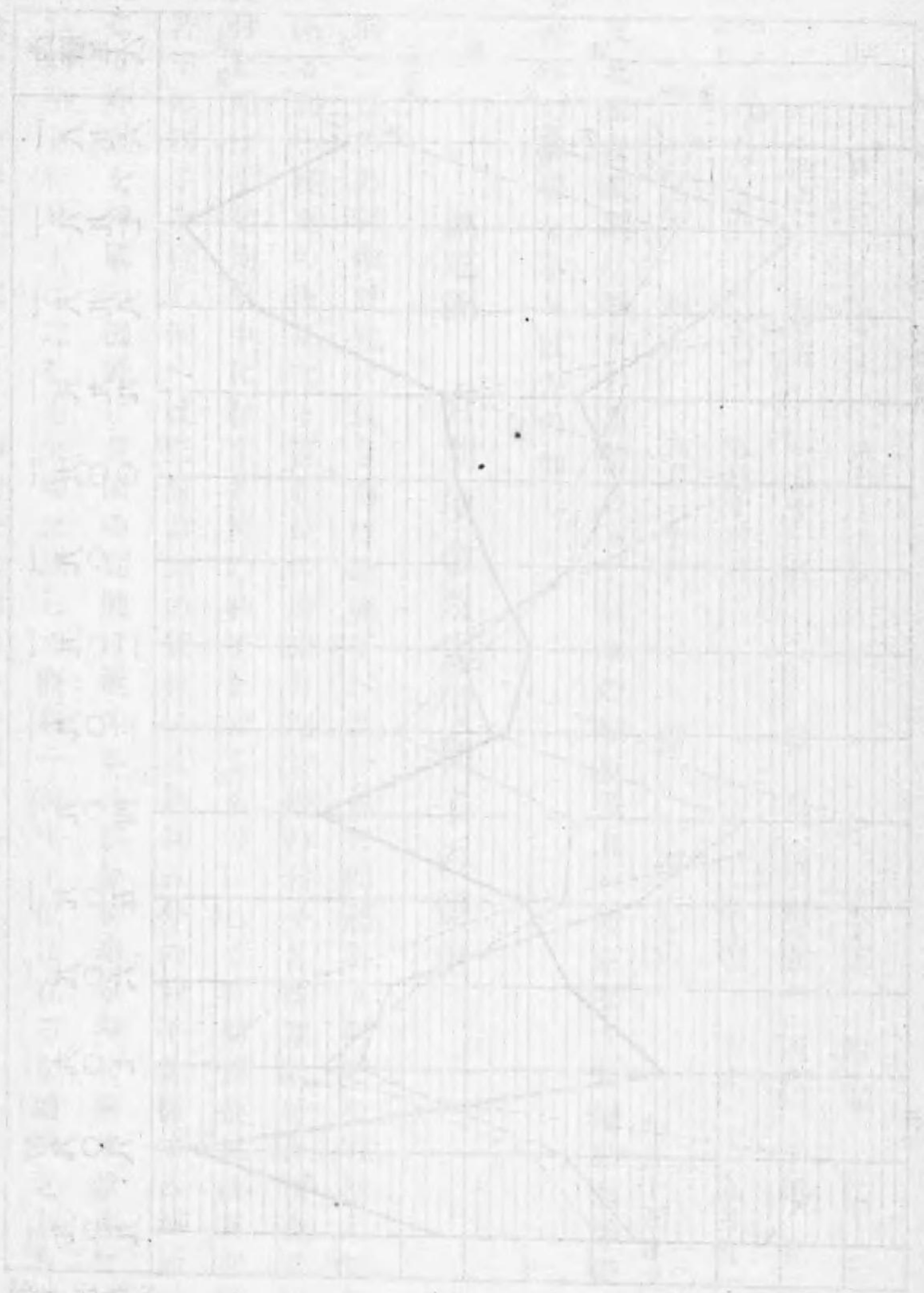
英國の
「ソツキスド」
「デポジット」
「預金」

西曆千八百九十六年乃至千九百八年間ノ準備總高及標準利率ノ變動



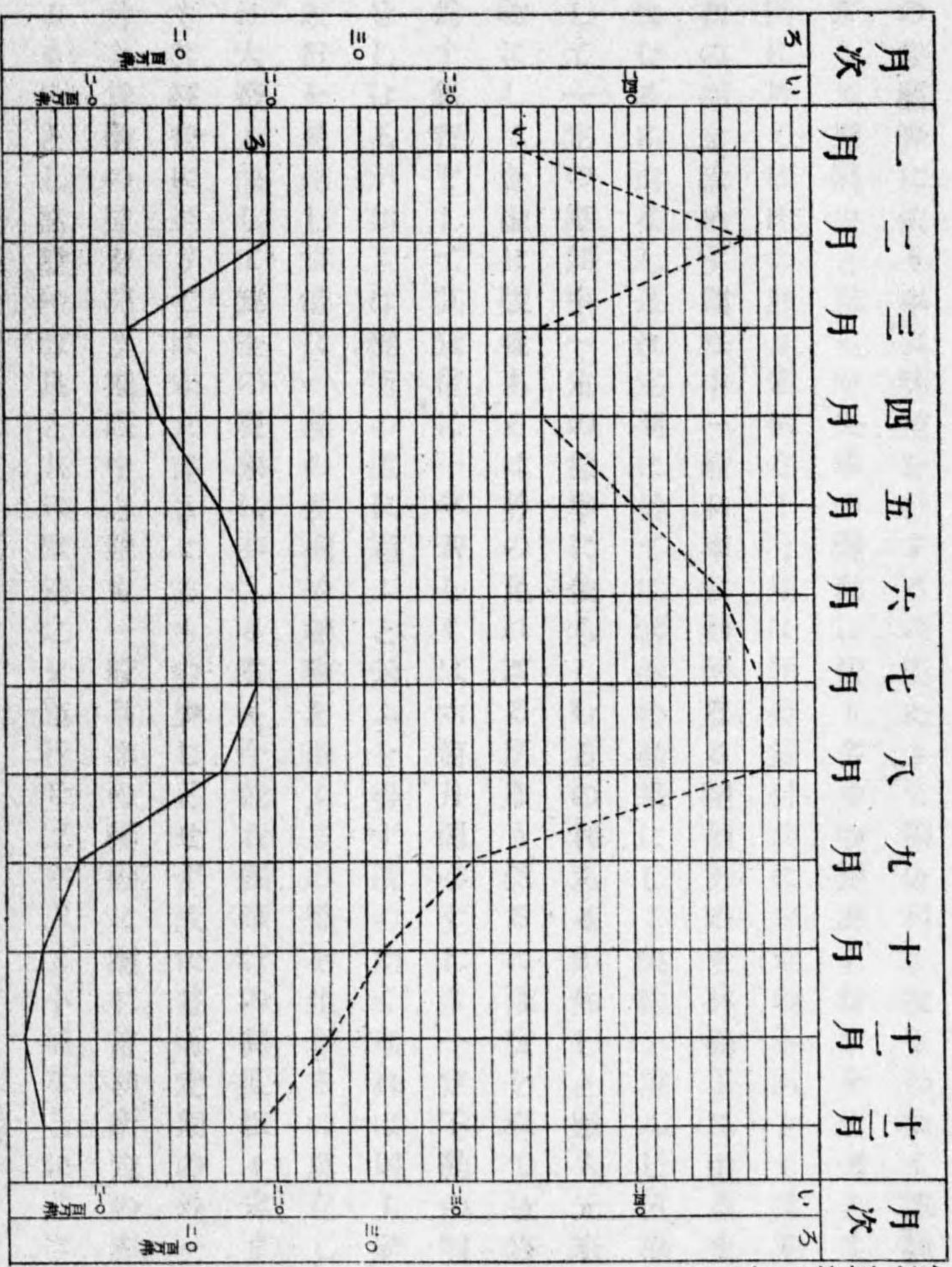
第十五表の1

に
は
取
引
所
通
知
貸
上
期
限
貸
同
上
期
限
貸
六
十
日
期
商
業
手
形
割
引
利
差
金

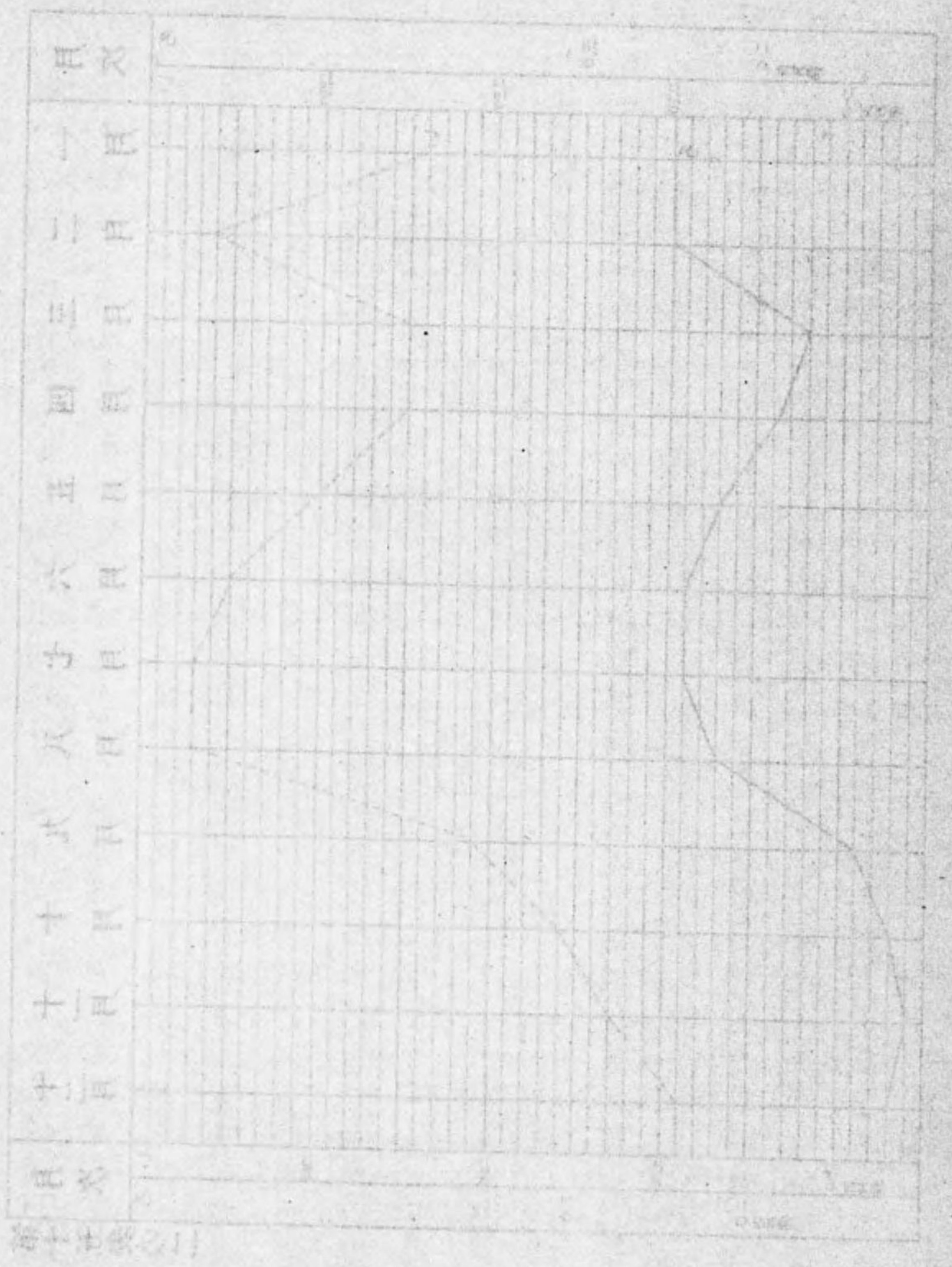


西曆千八百九十六年乃至同千九百六年間ノ月別準備總高及積立金増減

第十五表の二



い 準備總高
ろ 積立金
今一歩ヲ進ム準備金等ノ増減月別ヲ示セハ左ノ如ク利率変動ノ月別ニ就テハ第一卷第三章第七節第七目ヲ参照スヘシ



増減するを慣例とす、貸付利子に至りては借主に對する信用の厚薄擔保品の種類、需用の強弱等に依り率に等差を付するの要ありて預金利子設定の如く單純なる能はざるも、期限中と雖も中央率の變動に依り多少の變更を爲すを通例とす、然るに我國に於ては此の如き慣例なく有期は預金貸付共に定期のみありて其期限中は當初の率を改めず期限中一般利率に如何なる變動あるも其満了に至るまでは之を改むるに由なし是れ定期に於ては當然の結果にして契約を重んじ債權債務者をして一定の期間中一定の標準に依らしむるの利あるが如しと雖も元來市場は活物にして金融に張弛あるは勢の免れざる所なり、然るに確實を以て最終の目的と爲す銀行をして其貸借に一年若しくは六箇月間必ずしも一定不動の利率を使用せしむるが如きは變通の道に適ふと云ふを得ず、斯の如くなれば則ち勢ひ未來の成行を見越し貸借に一種の投機的趣味を加ふるの弊を生ずるの虞なしとせず、是れ大體上決して健全の現象に非ざるなり。今哉我國銀行の制度粗々定まる然れども其經營に至りては未だ盡さざるもの少しとせず故に普通定期の外一種の期限付き貸借の道を開き期限中と雖も一般利率の變動に應じ當初所定の率を變更するものとし諸般の改良と共に臨機之を施行せば亦以て小補なきに非ざるべ

出稼人の
預金に附
する利子

し敢て一言し以て江湖に質す
又我國の銀行に於ては海外出稼人の爲め長期預金の名の下に一種の預金を爲し六箇月以上預入れとなりたるときは定期預金の利息を付し六箇月以内に出出すときは小口當座の利息を支拂ふものとす而して何れの場合に於ても普通市場率により日數に應じて利息を計算す又た一法ならずや

第六章 預金及小切手

第一節 預金

第一目 預金の効用

輓近歐米強國に於ては預金の高非常の巨額に達し西曆千九百十一年六月に於ける英國の預金は株式銀行九十六億九千九百十八萬圓、個人銀行英蘭にて報告を爲す九行の分他は不明二億六千六百五十七萬圓、貯蓄銀行五億二千二百六十七萬八千六十圓、郵便貯金十六億八千八百九十萬二千五百五十圓、殖民地銀行三十五億千四百三十七萬圓、外國銀行六十三億九千八百一十一萬圓合計二百十四億八千九百八十一萬二千四百圓にして同年九月一日に於ける北米合衆國の預金は國立銀行七千

高預金の金

三百一十億九千九百九十九萬二千八百四十二(五十五億五千五百十三萬三千六百七十二圓、貯蓄銀行(千八百八十四行)八十四億二千五百十六萬五千九百九十七圓、個人銀行(千百十六行)二億八千四百五十五萬四千四百四十八圓、信託及貸付會社(千二百五十一個)六十五億九千七百七十一萬一千七百九十一圓合計二百八億五千六百五十六萬七千八百八圓の巨額に達す而して更に驚くべきは斯の如き巨額の預金中現金を以て預入せらるゝ者は比較的僅少にして輓近歐米の實況は左の如し

現金預け
預入と證券
比較の

	正貨	紙幣	手形小切手
倫敦	〇、七三	二、〇四	九七、二三
エジンバラ	〇、五五	一、二、六七	八六、七八
ダブリン	一、五七	八、五三	八九、九〇
右の外二六一箇所の地方銀行	一五、三〇	一一、九四	七二、八六
西曆千八百九十二年に於ける米國の實況は左の如くにして			
紐育(四八行)	〇、八一	七、五三	九二、三六
準備都府(二八一行)	〇、八二	六、四四	九二、七四

其他の三、一四四銀行

佛蘭銀行に於ては左の如し

西曆千八百九十五年
同 千九百三年

三、八〇

一一、二九

八四、九一

三、二六

三七、九〇

五八、八四

二、二二

二六、三六

七一、四二

由之觀之表面上預金は非常の巨額に達するも其實現金預入は總額中の小部分にして其大分は手形の割引と銀行間の勘定の移替とに止る、金融上銀行の効力實に偉大なりと云つべし。方今文明諸國に於ては商人は自己の權利に屬する手形は之を銀行に送り割引を受け、或は受付を依頼して預金となし、義務に屬する手形支拂の資金即ち所謂爲替資金となし以て銀行帳簿の記入替にて支拂をなし、權利者と義務者と銀行を異にする場合は或は裏書或は新規の手形小切手にて支拂をなし、個人は勿論銀行と雖も現金を取扱ふは前記の如く比較的甚だ僅少なり(我國にては大阪の最新式の某銀行にて手形小切手の取扱は總額の六割強に止まる)故に預金の多きは世人の信ずる如く銀行へ現金の拂込多きを證するものに非ずして割引事業の盛なると振替勘定の多きとを證するものなり、依て其手形小切手の撰擇は大なる注意を要す何となれば銀行一たび其選を誤るときは其義務は歴然と

預金は手形割引の結果なる

現金預ける場合

して在留し權利は雲散霧消して跡なく非常の困難を惹起するとなきを保せざればなり。斯の如く銀行預金の大部分は手形小切手より成ると雖も茲に驚くべきは英國労働者の預金にして其高實に貳拾七億八千貳百拾萬餘圓に達す、是れ手形割引より生ずるものに非ずして現預金に因り成立つ者なり、佛國の近況亦相類す即ち西曆千九百五年に於ける里昂銀行等四大銀行の預金は約二十五億九千七百萬法なり而して西曆千九百九年末の貯藏預高は約三十六億九千萬法、國立貯金銀行預金約十六億四千萬法、中央銀行預金七億二千八百三十萬法(西曆千九百十年末)公金を含まず、而して米國國立銀行の預金と貸付割引の關係は次の如し

第十六表

西曆年次	貸付割引高	現金手元在高	個人預金高
一八九四	一、八五九	四一四	一、五八七
一八九五	一、九五二	三七五	一、六六八
一八九六	一、九五一	三三七	一、六四八
一八九七	一、八八六	四二〇	一、六六一
一八九八	二、一三八	四四〇	一、九八三
一八九九	二、二九九	五〇八	二、二三二

預金と貸付割引との關係

一九〇〇	二、四八二	四七七	二、四八二
一九〇一	二、八一四	五五二	二、七五四
一九〇二	三、一二九	五六二	二、九八二
一九〇三	三、三五一	五七一	三、一六〇
一九〇四	三、四六九	六一五	一、三〇一
一九〇五	三、七二八	六七〇	三、六一二
一九〇六	四、〇七一	六六八	四、〇八八
一九〇七	四、五八五	七二三	四、二〇〇
一九〇八	四、七五一	六七八	四、五四八
一九〇九	五、一二九	八〇二	五、〇一〇
一九一〇	五、四六七	八七四	五、一四六

割引預金の効用

銀行が手形の割引を爲し生産者製造者に廣大なる便利を與ふるは既に論なく加ふるに前陳の如く商賈の爲め手形を以て預金となし、債權債務を差引き決算を媒介し商事に便宜を與ふるの効力は更に一層廣大なり、例へば甲が木綿の卸賣を始め代價一萬圓の約束にて木綿一萬反を某機業者より受取り、三箇月拂の手形を宛てらるゝときは甲は之を引受け機業者は之を銀行へ送付して割引を受け、勞銀を支拂ひ原料品を購入し以て事業を進行す而して甲は右の一萬反を乙某即ち小

賣商に賣却す、然れども其が爲め多少の利潤なきを得ざるを以て例へば之を一萬二千圓に賣却するものとす、然らば甲は一萬二千圓の手形を乙に宛ることを得べきを以て即ち之を振出し、之が割引を受け例へば一萬千五百圓の預金勘定を銀行に有するに至るべし、然らば即ち三箇月の後機業者より宛られたる一萬圓の手形の期限満了となるときは優に是を以て彼の支拂に充ることを得べく而して千五百圓の預金は銀行に残り此取引より生ずる利益となりて存ず、乙は又木綿を消費者其他に賣却して甲より宛られたる手形の支拂に應ずることを得べし而して甲乙が同銀行と取引するときは別に手形の支拂を要せず帳簿の記入替にて決算を爲すこと容易なり、銀行を異にするときは一片の小切手能く決算の功を奏す、是れ銀行當然の動作にして其便宜實に驚くべきものあり

第二目 預金に就ての注意

預金は斯の如く驚くべき働をなし利器は即ち利器なりと雖も其利用には非常の注意を要す銀行一たび其拂戻に差支を生ずるときは直ちに恐慌を惹起し、銀行の困難は勿論預け人の迷惑實に名狀す可らざるものあり故に現金預に對する資金放下方法の撰擇に注意するは勿論、其取る所の手形小切手に就ても深く注意せ

この手形を以て預金として銀行に預け、その利息を以て儲けとする。これは銀行の信用を以て、その手形を割引して預金として扱う。銀行は、この手形を割引して預金として扱う。銀行は、この手形を割引して預金として扱う。銀行は、この手形を割引して預金として扱う。

預金取扱に就て簡便に別々注意するに

ずんばある可らず。然るに世に鑄型主義なる者ありて銀行の預金準備は其總額の三分の一若くは四分の一にて足れりと論ずる者あり畢竟斯の如きは一定不動の死數を以て活動變化極りなきの市場を制せんとするものにして其根底に於て既に誤謬あり、預金の拂戻に差支を生ぜざらしめんと欲せば先づ預金者個々に就き其業體と種類とを鑑別し大に其取扱を異にせざるを得ず例へば農業者の預金なれば預入時期引出時期共に大概ね究まりあり、即ち其引出は主として播種期、肥料を施す時期、收穫時期、納税時期等にありて、預入は概ね收穫後にあり、故に銀行は其期節を見計ひ此部の預金に對しては引出期節に其全額の廻歸を期して其全額を使用するを好しとす、引出の請求なき時節に預金は三分の一を控除し之を死藏し利益を失ふを要せず、然れども引出時節には三分の一を有すと雖も決して之に應ずること能はざるなり、商賈の預金の如きは出入時なく商況の如何に依りて巨萬の出入あるを期せざる可らず、其變化の大且つ急なるは熟練なる銀行家と雖も平穩無事の時期に於ては粗々之を豫定するを得べしと雖も市場變兆を呈するときは之を豫測すること甚だ難し、只或は夏物仕入、冬物仕入等の如く、又或は恒例の低價賣出の如く稍々規則立ちたる出入の因をなすものなきに非ず、是等の業に従ふ

商賈の預金は最も注意を要す

正當に得べき利益を却て災あり

者は商人と雖も銀行家の爲には顧客中の佳良なる者に屬す其他役人、職工等の預金は出入殆ど一定す、然れども是等は其大部分は長く之を保有すること能はず又金持の小遣錢に充る預金は出入共に亂調なく其處理先づ容易なり、而して商況の如何に依りては商賈の使用人、職工等の間に種々の變調を呈す故に預金に對する注意は各々其預け人の業體性質及商況如何に依り一々之を區別して取扱はざるを得ず、然らざれば不慮の困難に遭遇するを免れざるなり

然れども毫も引出の請求なき時期に於て徒らに準備を多くし當然得べき利益を得ず、袖手爲す所なく經過するは迂愚と云つべし、安然に得べき所の利益は宜く之を收め以て積立金を強め銀行の基礎を固ふし、不景氣續發して利益少く、割賦薄くして株式下落するの虞あるときは之を補足し以て株式價格の濫高下を防ぎ、一は以て銀行の信用を保ち一は以て株主の利益を保護せざる可らず、預金準備は三分の一若くは四分の一を以て足れりとするが如きは所謂鑄型主義にして固より採るに足らざるなり、元來商人の預入には前陳の如く手形及小切手の使用多く其確實なるや否やは勿論其期限に就ては特に慎重の注意を要し預金の拂戻に差支へなきを期せざる可らず、又再割引の事も豫め中央銀行其他の大銀行と十分の打

預金取扱に就て要する一般の注意

合を爲し置くを必要とす。預金取扱に就き其箇々に對して注意を要するは前陳の如しと雖も亦一般に就て注意を要す、即ち商況平穩にして諸事圓滿に運行するときは出入其順を得從て入れば從て出て出入粗々相補ふて入の方少しく多く預金漸次に増加すと雖も一朝商況不穩の狀を呈するに至りては事情全く之に反し入金減少し引出漸やく多く困難漸やく加はる、然れども方今商業機關の繁密なる忽然として商況不穩の兆を呈し突然として大恐慌を起すが如きことなく其狀恰も低氣壓の襲來の如く時に緩急の別ありと雖も兆候漸次に顯はれ來つて商界の地平線上に一點の黒雲を顯出し其進行の方向と擴張の速度とは豫め之を測定するに難からず之に備ふるの術亦講じ難きに非ざるなり、然りと雖も平日に於て資金放下の方法其宜きを得ざれば有事の日に際會し短時期間に資本を回收すること能はず恐慌襲來の方向と其速度とは之を觀測することを得るも終に之を如何ともする能はざるに至るべし要するに預金取扱の秘訣は銀行の資金は出來得べき丈速かに之を現金に代へ得べき様に放下し置くべしと云ふにあり、服膺せざればある可らず。

第三目 幾何級數率法則及貯金利子歩合と引出との關係

預金の取扱に就て注意すべきは大要前目に於て述べたるが如く臨機應變固より一定不動の主義要綱を以て之を律すべきに非ずと雖も大勢の歸する所特別の原因ありて之を支障するに非ずんば軌道の以て依るべきものなしとせず、輒近英國にギブソン及ウイリスと稱する二紳士ありて多年の經驗上預金引出に關し一法則を發見し號けて幾何級數率法則とす、其要領は初年の預金は其年に約其半額を引出し、第二年に其四分の一、第三年に其八分の一、第四年に其十六分の一、第五年に其三十二分の一を引出し、斯の如くして第五年目に至りては初年の預金高に對する引出高の合計三十二分の三十一となり、餘す所は三十二分の一となり、第二年以下の引出總額は當該年の預金の半額と各前年の遞減率に依る數に加へ進行す、請ふ左に其様式を掲出せん。

第十七表の一

年次	第一年預金に對する引出高	第二年預金に對する全上	第三年預金に對する全上	第四年預金に對する全上	第五年預金に對する全上
第一年	二分の一				
第二年	$(\frac{1}{2} \times \frac{1}{2})$ 四分の一				
第三年	$(\frac{1}{4} \times \frac{1}{2})$ 八分の一				
		二分の一			
			四分の一		
				二分の一	

第四年	十六分の一	八分の一	四分の一	二分の一
第五年	$(\frac{1}{16} \times \frac{1}{2})$ 卅二分の一	十六分の一	八分の一	四分の一
合計	卅二分の卅一	十六分の十五	八分の七	四分の三

斯の如く預金一年中の引出高は當該年預金の半額と前年又は前數年の預金に對する二分の一の公比を以て進行する所の幾何級數高との和より成立すとの法則は我國に於ては未だ十分なる經驗を経ずと雖も貯金預に於ては凡五分の三の率を以て進行す英國に於ては二分の一の率能く事實に符合す次に掲載するものは英國に於て西曆千八百九十年に開店したる某行の支店にて起りたる事實なり

第十七表の二

西曆年次	預金	引出	幾何級數率法則に依る引出の概算
一九〇〇	二六、〇〇〇	一一、〇〇〇	一三、〇〇〇
一九〇一	四〇、〇〇〇	二五、五〇〇	二六、五〇〇
一九〇二	七三、〇〇〇	四九、五〇〇	四九、七五〇
一九〇三	六九、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三九、三七五
合計	二〇八、〇〇〇	一四七、〇〇〇	一四八、六二五

右の外ヨークシャーズ銀行に於ける創立以來の實際の總引出高は一億五百四十萬磅にして幾何級數率法則に依る者は一億六百八十萬磅なりとす兩者の差違實に一分五厘に止まる而して同行一昨年(卅六年)の拂出高は八百九十八萬一千磅法則に依るの高は八百九十八萬五千磅にして其間僅かに四千磅の差違を見るに止まる又リポル貯蓄銀行一昨年の拂出高は四萬八千五百磅法則に依るの高は四萬八千八百磅にして差違僅かに三百磅なりとす又之を英國郵便貯金に適用するに西曆千九百三年に於ける貯金總高は一億四千六百萬磅にして實際の引出高は四千二百七十八萬磅法則に依るの高は四千二百七十萬磅にして是れ亦僅々八百磅の差違なりとす然れども茲に注意すべきは前記諸例は皆實際の支拂高法則の概算に及ばざるに獨り郵便貯金に限り實際の高却て法則の實に超過し同年に於ては約二百萬磅の引出越を見たることは是なり是れ輓近郵便貯金部に於ける公債の購入漸やく増加せしに由るものにして純乎たる引出越しと云ふを得ず固より經濟界の否況を示すものに非ざるなり

新法則の實地と符合すること斯の如く殆ど奇と云つべし然れども預金の安寧を保つは之を恒久の原因に鑑みると同時に一時突發の變化を察せざる可らず前

郵便貯金の特徵

目所論の事項素より須臾も忽にするを得ず而して法則の行動を妨ぐるの。原因少からずと雖も左記數項は其主要なるものとす

- 一 支店より又は支店への移替
 - 二 預金を以て公債證書等の有價證券を購入すること
 - 三 株券債券等に應募の爲め異常の引出あること
- 等なり慎まざるばある可らず
- 又英國に於ける貯藏銀行利子歩合の變更と預金引出との關係を見るに左の如し

第十八表

名 稱	西曆年次利子歩合	貯金在高の平均	社會及「ベ」ニ銀行を除くの勘定		
			預金年額(利子除く)	拂戻年額	預金超過額(利子除く)
リバプール貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	二、四二六、〇〇〇	六三九、〇〇〇 六三二、〇〇〇 六二九、〇〇〇	六一九、〇〇〇 六二〇、〇〇〇 六二一、〇〇〇
ドンヂー貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	六九二、〇〇〇	一五七、〇〇〇 一五九、〇〇〇 一六六、〇〇〇	一三〇、〇〇〇 一三六、〇〇〇 一三九、〇〇〇
ベルファスト貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二六三 二六三 二六三	二八一、〇〇〇	一八〇、〇〇〇 一六六、〇〇〇 一六六、〇〇〇	一五六、〇〇〇 一三九、〇〇〇 一五六、〇〇〇
アジトン貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	二五〇、〇〇〇	四二、〇〇〇 四六、〇〇〇 四九、〇〇〇	三九、〇〇〇 四二、〇〇〇 四三、〇〇〇
ニュートキャッスル貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	八四二、〇〇〇	九七、〇〇〇 一〇二、〇〇〇 一〇二、〇〇〇	一一六、〇〇〇 一一一、〇〇〇 一一一、〇〇〇
ノッチングム貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	六〇九、〇〇〇	一三三、〇〇〇 一三七、〇〇〇 一三七、〇〇〇	一一九、〇〇〇 一一五、〇〇〇 一一五、〇〇〇
ブラッキホルン貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	五四四、〇〇〇	一一九、〇〇〇 一二八、〇〇〇 一二二、〇〇〇	九四、〇〇〇 一〇三、〇〇〇 一〇三、〇〇〇

貯金利子歩合との關係

名 稱	西曆年次利子歩合	貯金在高の平均	社會及「ベ」ニ銀行を除くの勘定
			預金年額(利子除く)
リバプール貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	二、四二六、〇〇〇
ドンヂー貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	六九二、〇〇〇
ベルファスト貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二六三 二六三 二六三	二八一、〇〇〇
アジトン貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	二五〇、〇〇〇
ニュートキャッスル貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	八四二、〇〇〇
ノッチングム貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	六〇九、〇〇〇
ブラッキホルン貯藏銀行	一八八七 一八八八 一八八九	二七五 二七五 二七五	五四四、〇〇〇

ホル貯藏銀行	シュツフヒールド貯藏銀行	ウキゲン貯藏銀行
一八八七 一八八八 一八八九	一八九〇 一八八九 一八八八 一八八七	一八八七 一八八八 一八八九 一八九〇
二七五 二七五 二五〇	二五〇 二五〇 二七五 二七五	二四〇 二五〇 二七五 二七五
八〇七、〇〇〇	一、一四五、〇〇〇	三三、〇〇〇
二〇六、〇〇〇 二二〇、〇〇〇 二二四、〇〇〇 二二四、〇〇〇 二一四、〇〇〇	二〇九、〇〇〇 二一四、〇〇〇 二〇九、〇〇〇 二二四、〇〇〇 二二四、〇〇〇	三七、〇〇〇 三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇
二〇〇、〇〇〇 二二〇、〇〇〇 二二五、〇〇〇 二一八、〇〇〇	二〇九、〇〇〇 二〇九、〇〇〇 二二〇、〇〇〇 二二〇、〇〇〇	三三、〇〇〇 三三、〇〇〇 三三、〇〇〇 三三、〇〇〇
六〇〇〇 一、〇〇〇 九〇〇〇 六〇〇〇	一、〇〇〇 六〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇	六〇〇〇 二、〇〇〇 二、〇〇〇 四、〇〇〇

第四目 有價證券當座預

輓近金銭の外有價證券の取引及金融を便にせんか爲め有價證券當座預なる方法を按出し伯林銀行の如きは率先之を施行す其方法は預入有價證券に對し小切手を振出し引出振替貸借等を爲すものとす小切手に白赤緑の三種あり白符は引出又は振替に用ひられ無記名とす赤符は指圖式に用ひられ又集合の切手として多數の受取人の爲にも振出すことを得るものとす緑符は一箇年を超越せざる期間の借入に對し預入有價證券を其儘質物にする場合に於て債權者の爲に振出すものにして縁符中に記名せられたる債權者が此切手を受るか又は其切手が預り

銀行へ交付せらるゝときは切手中に記載せられたる有價證券に對する質權は完全に成立するものとす是れ亦一箇の便法にして一考の價値なしとせず我興業銀行の如きは夙に其利便を察し大に研究を積み天下に率先し其業を開設す世運の進歩と共に發達伸張する期して待つべき耳其規程は同行の承諾を得て之を附録に掲載せり(附録甲第三號參看)

第五目 預金保險

一 預金保險の必要及其類例

預金の銀行に於けるは猶ほ魚の水に於けるが如く水なくんば魚生せず魚生ぜずんば水其効用の半を失ふ銀行は専心其預金の安全を圖らざるを得ざるや論を埃たず顧客の爲め自衛の爲め注意すべきは既論の如しと雖も尙ほ之を以て其手段方法を盡したりと云ふを得ず是に於てや近時北米合衆國に於ては永く該國に行はれ大功を奏しつゝある製造業者相互保險の方法に倣ひ同盟預金保證組合なる者を組織するの必要を説く者起り大に公衆の傾聽する所と爲るに至れり元來合衆國の製造者相互保險は著名なる者にして既に多年の經歷を有し組合中には嚴重なる規約ありて職工の衛生保護工場防火其他の設備は既に遺憾なきの點

製造業者相互保險の實例

に達し規約に背く者は直ちに除名して其掛金は組合に没収する等種々の制裁あり而して新に加入を望む者は規約通の設備を爲したる上に非ざれば之を許さず又組合は嚴重の検査方法を設けて組合中の工場を巡検し苟も缺點あれば秋毫も假借することなし故に工場の火災は甚だ少く輓近に至りては掛金の八割乃至九割は年々組合に残る實況なり掛金の拂込は概ね初年にありて年末には少々の金額を組合豫算積立の爲に控除し餘は出金者へ割戻すの例あり又火災保險會社等に再保險即ち危険分擔の規約あり亦以て則るべきの方法とす

二 組織方法

今銀行が右の方法に倣ひ組合銀行より代表者を出し其中より組合長を選び必要の規約を設け検査役を選びて各組合銀行が規約に従ひ居るや否やを監視し其事業經營の實況を嚴重に監督し側ら營業に關し交誼的の注意を與へ而して銀行自己の不始末に原因するに非ずして周圍の情況より己むを得ず預金の取付に逢ふ者あるときは組合に於て出來得る丈の方法を講じ組合銀行一統よりも分に應じ爲し得る丈の援助を與ふることとせば大に銀行の信用を増加し預金増加の原因となるや疑を容れざるなり

大銀行の
同盟加入
反對は誤
謬なり

然るに或確實なる大銀行は我々の銀行は大丈夫なり假令泰山崩るべく海翻へるべくも何ぞ其餘響を蒙らん同盟の如きは我に於て無用の長物而已我不關焉我不關焉と云ふが如き狹隘なる吾利主義を採る者なきを保せずと雖も一銀行の倒産は多少銀行界全體の信用を動すは勢の免れざる所にして確實なる大銀行と雖も決して之が爲に得る所なし只或は一時銀行界の紛糾に由り小銀行の預金大銀行に移ることなきに非ずと雖も紛擾漸く擴大にして預金拂戻に差支ゆるに至れば即ち預金の問題を抹消す又預金の移轉が永久のものなれば或は可なりと雖も紛擾の爲め一時に起りたるものとせば事平らぐの日に於ては直ちに拂戻され大銀行の爲め決して便利なりと云ふを得ず而して小銀行の顧客は紛擾前其位地住所金高習慣等の關係よりして之と取引するを便とし紛擾中一時の危険を避るが爲め其勘定を所謂大銀行に移すものとせば事平らぐの後ち之が拂戻を爲すは蓋し其常情たり所謂大銀行たる者何んぞ其れ移轉を喜ぶを得ん市況不穩なるに際し一銀行の倒産するあれば狼狽を進めて恐慌に至らしめ恐慌を進めて大困難に至らしむるの媒介となるなきを保せず故に當初の混雜を避け得る手段あれば極力之を試みざるを得ず勿論世俗に所謂箸にも棒にも掛らぬ者は固より堂に登るを

得ずと雖も混亂の際には確實なる銀行と雖も蜚語流言の爲に誤まられ一時火急の取付に遭遇し困難を極め甚しきに至りては兩三日中に巨額の回金あるべきにも拘らず一時の請求に應ずる能はずして門戸を鎖すの不幸を見るは史乘其例に乏しからず事茲に及んでは層一層の混雜を加へ影を追て實を忘るゝの状態に陥り一犬虚に吠て萬犬實を傳へ恐慌を惹起し市場を紊亂し銀行を倒し商賈を斃し當に施すべきの術を施すに先ち既に慘憺の状況を呈するなきを保せず

三 効 用

然るに相互保險法を設け平日嚴重なる検査を爲し嚴師父の壓力と慈母の愛兄弟の情誼とを併行し監督を爲すと同時に營業上の注意を加へ又預金者には其取引銀行は組合に加盟して預金の全額は確實なる保證を有することを知らしめば容易に蜚語流言の爲に迷はされず從て恐慌的取付を避くる上に大効力ある哉疑を容れず假令恐慌の起るあるも亦大に其勢力を殺ぐことを得べし銀行の混亂に際しては支店の預金を引出して之を本店に移したるの例なきに非ず斯の如きは畢竟公衆の金融機關に對するの觀念幼稚なるの致す所にして一笑談に附し去るべきに似たりと雖も蜚語流言の爲に誤まられ所謂恐慌に襲はるゝは世上時に或

相互補助の爲め基礎を固くす

自然淘汰行はる

は免れ能はざるの勢なり故に米國に於ては州法を以て銀行に對する惡意ある蜚語流言を放つを罪とし論じ之に相當の制裁を加ふるの例少なからず(ルイジヤナ ミシガン等)西曆千九百十年の同盟銀行の集會は其決議を以て之を合衆國銀行法に規定せんことを政府に建議するに至れり

又此組合に入りたる銀行は自然世の信用を得之に加入することを得ざるものは信用を失ひ其方法に依り銀行の自然淘汰を行ふを得べし官府表面の検査は固より相當の効力ありて時に偉功を奏するなしとせずと雖も之を仲間中の相互検査に比して自から其効力に差違ありて頗る其趣味を異にす兩者相待つて終局の効力を増加するを得ば實に邦家の慶事なり然れども組合の検査役は大に其人を得ざるを得ず米國の製造業者は之を得て既に大功を奏す其間多少の難易あるべしと雖も元來銀行事業は智力と徳義とを要す何ぞ相當の人材なきを憂へんや抑々此事たる米國に於ても未だ其實施を見ずと雖も然れども我國今日の事局に適當なる蓋し之に過ぐるものなし正に天下に率先して之を實行し大に銀行界の面目を改め商界一般の大難を救ふ亦可ならずや古來我國に出藍の例に乏しからず之を佛教に見之を儒教に見る而して今又之を近世の技術界に見んとす金融の術

に於て亦何ぞ人後に立つを要せんや

四 米國に於ける最近の發達

近時米國に於て本論の實行を必要とする者日に其勢力を加へ紐育「ファイデリチー」アンド「キャジュアリチー」會社、ナショナルシユアリチー會社、ボルチモールの米國「ボンデング」會社等首として銀行の爲め若くは預金者の爲め預金保證證券を發行し自己の過失に出でざる已を得ざる支拂停止の場合には代償の勞を採らんとするの企圖あり其保證を強制的にすべきや否やに就ては尙ほ多少の論ありと雖も斯の如き豫防行爲は固より便宜の撰擇に任ずべきものにして強制すべきものに非ざるなり然れども一たび保證を受ければ公衆の信用を増し安心の度を増加すべきに依り自然に預金も増加し保證法一たび實施せらるゝときは實際は皆之を得んことを欲し強制執行と同一の結果を生ずべし而して今一步を進め保證者に被保證の帳簿、營業振等の検査を爲すことを得るの權利を附せば効用更に多かるべし

相互主義若くは保證的第三者の行爲に依る所の預金保險は其方法宜きを得るに於ては多大の便益を生ずべきも若し國若くは地方團體の資力に依り保證を行

ふ時は徒らに依頼心を惹起し甚きに至りては奸邪の黨之を弄び良心を欺くの具と爲すの患あり、米國に於て紐育州は西曆千八百二十九年、ウエルモント州は同千八百三十一年、ミシガン州は同千八百三十六年に之を試み各々失敗に終れり然るに近く西曆千九百七年に於て當年の恐慌に怖ぢ恐れオクラホマ州立法院は前記の經歷に顧みず常識の指定に反し同年十二月十七日州費を以て預金を保證するの法律を議定し超へて西曆千九百八年二月十四日より之を實施せり、今該法内容の概要を述べんに

- 一 州法に依り州中に設立せられたる銀行及信託會社は前年の平均一日の預金高の百分の一を保證基金に拂込むを要すと命じ合法に擔保せられたる合衆國國庫預金及州金は之を除くと規定す
- 二 爾後は毎年平均一日の預金高を報告し前年の平均に超過したる金高の百分の一を拂込むを要す
- 三 原因の如何を問はず基金引出され預金總高の百分の一以下に減ずるときは州政府は特別税を賦課して之を補填すべきものとす
- 四 新に設立する銀行及び信託會社は創立の際其資本金の百分の三を基金へ

拂込むべきものとす

五 基金は斯の如くして構成し銀行破綻の場合に於て預金者拂戻の請求を爲すときは直ちに拂戻を受くるものとし州政府は債権者第一の順位に居るものとす

是に於て利に走るの徒は先を争ふて銀行を設立し預金を吸集し以て容易に富を致さんとする念慮を生じ西曆千九百八年一月より九月に至るまで既に四十七個の州立銀行を創設し(在來の銀行が資本を減じ新法に依り資本を減じ組織の變更を爲したる者は別なりし)内五行を除き資本僅に一萬弗に過ぎず諸君の預金は州金庫之を保證すと云ふが如き文言を小切手の上に掲載し巧言を以て新法の利益を鼓吹し其預金に五分六分乃至八分の高利を附し(州政府は短期三分長期四分の制限を付せしと雖も斯の如きは例に依りて効なし)盛んに吸集策を施し偶々人あり其無謀と資本の少きを詰れば彼等は平然として之に答へ「資本の多少は予輩の意とする所に非ず何となれば缺損は州政府之を保證すればなり」と今其甚しき者を舉ればラールストンは五百七十八人、フエヤフツキスは四百七十人を有する小町にして相離ること八哩に過ぎず法律前既に各々二個の國立銀行(資本各二

萬五千弗を有せしに法後各々新たに一個資本各一萬弗の州立銀行を設立し尙ほ各々一個を設立せんと欲し互に劇烈頑強なる競争を試みたり(西曆千九百九年一月)更に甚しきはハいらーは僅かに百五十人を有し今後數年間は人口増加の望みなき一寒村にして法前既に一を有せしに法後更に一行を増し兩行の預金僅かに一萬五千弗に止まり是等の類例枚舉に遑あらず又は前科者及破産者等の銀行を設立するの例に乏しからず即ち公金私用の爲め辨濟を命ぜられ之れを履行するを得ずして換刑を受け僅々數月前に満期となり出獄したる者にして銀行を設立し尙ほ相當の預金を得又或者は二箇年以前キャンサスに於て倒産し後ち間もなくオクラホマに來り妻女の名義を以て或事業を企圖し再び破産し其岳父を以て十萬弗の第一優先債権者と爲し他の債権者に對しては一仙の拂戻をも爲さざりしに彼れ二萬五千弗を以て國立銀行を設立し尋て西曆千九百八年七月一日州立銀行を設立し九月十三日には預金十一萬三百八十一弗七十五仙に達せり後ち又一行を設立し既に三行を有し更に十二行を設立するを揚言し意氣豪然たり其他「ビヤホール」主人の銀行者と成る等奇觀數ふに遑あらず是に於て州政府に於ても漸やく結果を憂へ過般一小町にして既に二行を有する者より更に一行を設立

する請願を提出せしに對し州政府は發起人等は銀行事務に經驗なく且つ設立の要なしとし之に認可狀の附與を拒みしに發起人等は直ちに裁判所に訴へ其結果州政府は無經驗を理由とし不認可するの權能なしと爲し其認可を強制し州政府の敗訴に歸し法律の改廢あるに非ずんば終に救済の道なく西曆千九百八年二月十四日より同年九月一日までに百七十九個の州立銀行を開設し内資本金一萬弗の者六十九行以上一萬五千弗迄の者三十七行以上二萬弗七行、二萬五千弗四十行以上三萬五千弗迄十行、以上五萬弗十二行、以上六萬千弗二行、十萬弗二十萬弗各々一行にして西曆千九百八年二月には州立銀行既に四百七十個に増加し國立銀行三百十二個なりしに同千九百九年六月二十三日は前者は更に増加して六百三十一個となり後者は二百三十個に減却せり、是れ人口約四十萬面積三萬八千八百三十哩の一小州に相當するの現象と云ふを得ず懸崖花倒さまに生ずるの勢を呈し衆心安からず漸やく疑懼の念を發し西曆千九百八年二月十四日約三千八百三十萬弗に減ぜし州内國立銀行の預金漸次に増加し同千九百十一年三月七日には約四千八百二十萬弗に増加せり、是れ公衆が漸やくオクラホマ州州立銀行を疑ひ其預金を國立銀行に移すに職由するものにして銀行も亦州費保證の以て恃むに足

らず一心一轉其預金を失ふを利とせず國立銀行に變じ又は復歸する者ありて其數を増加し一旦二百二十一行に減ぜしと雖も前記年月日に於ては二百二十九行に増加せり。州中の實況斯の如し然り而して隣州の實況亦大に玩味すべきものあり即ちオクラホマ州境界地方に在るアルキャンサス州の十六國立銀行の預金は西曆千九百八年二月十四日には四百五十二萬三千弗にして同千九百九年四月二十八日の考課狀に於ては之に對し僅かに七分五厘の増加を示せしに他の二方面に於ける國立銀行の預金は前年の六百八十二萬三千弗に對し二割二分半の増加を示せり而して西曆千九百十年三月二十九日には境界地方の増加は前年四月二十九日に對し四分七厘他方面は九分一厘の増加を示し既に境界地方の比例は前年に對し多少の増率を示し西曆千九百十一年三月七日の實況は比例全く轉倒し前年三月二十九日に對し境界地方は二割一分の増加を示し他方面の増加は一割二分五厘に止まれり是れ石筭を厭して斜に出てオクラホマ州より隣州境界地方へ預金流出するに職由するものに非ずして何ぞや。テキサス、及キャンサスの情況亦同じ抑々テキサスは北米合衆第一の大州にして銀行の數頗る多く西曆千九百八年二月十四日にはオクラホマ州に對する境界地方二十郡に六十七個の國立銀

行を有し其預金總高約千五百十萬弗にして四百六十個の國立銀行は約一億二百三十萬弗の預金を擁し他方面に於て營業せり而して西曆千九百九年四月二十八日に於ける預金の増加は境界地方に於ては前記預金に對し僅かに八厘に止まりしに他方面に於ては三分二厘に上れり然るに翌年三月二十九日に前者一割四分六厘後者一割五厘の増加率を示せり(前年に對するなり)キヤンサス州に於ては西曆千九百八年二月十四日オクラホマ州境界十四郡に三十四個の國立銀行を有し其預金は八百三十一萬九千弗にして他方面に於ては百七十個の國立銀行を有し五千五十一萬七千弗の預金を有せり而して西曆千九百九年四月二十八日に於ては境界地方の國立銀行預金は一割七厘他方面は一割五分四厘の増加を示せり然るに翌年三月二十九日には前者一割六厘の増加を示せしに後者に於ては僅かに六分四厘の増加に止まれり西曆千九百十一年にはキヤンサス國立銀行の預金は一體に減少せしと雖も其減少歩合は境界地方に於ては七分一厘に止まり他の方面は七分六厘に上れり

是れオクラホマ州預金保證の結果なり鑑みずんばある可らざるなり

第二節 小切手

第一目 透字小切手

預金に就て注意すべき事項は既に之を論ぜり故に今其取扱に缺く可らずして一般金融に重大なる關係を有する小切手に就て論究する所あらんとす元來小切手は金融上の利器にして其効用の大なると共に亦濫用の害なしとせず其第一は過振にして其他改描挿字紛失盜難等注意を要すべき事項少しとせず過振を防ぐは英語にて「ポルフレートット、チエツキ」即ち透字式小切手を用ゆるを好しとす蓋し透字式とは第六號雛形の如く小切手面に記入し得べき最大金額例へば千圓百圓十圓若くは五圓に限り其金高を小切手中に透字を以て打抜き振出人をして透字金額以上の高を小切手に記入するとを得ざらしむるものとす故に此種の小切手を以て引出越を爲すは不可能の事に屬し預金は幾分か常に銀行に殘留す而して其の殘高は他日決算して之に對し更に相當の透字小切手帳を附與するを得べし例へば月俸百圓の役人が其俸給を銀行に預け銀行は其人の望に應じて十圓の透字小切手を十枚又は五圓の者を二十枚とするか或は五圓十圓を適宜に取交ぜ

之を預金者に附與するか其選擇は之を相互の便宜若くは預け人の隨意に任するものとす。然るときは預金者は臨時に其需用に應じ十圓小切手なれば十圓まで、五圓小切手なれば五圓までの金高を記入し預金を引出して其用を辨ずるを得べくして決して不便を感ずることなく而かも過振に就ての注意を爲すを要せず而して銀行は引出越に逢ふの患なく支拂の爲め帳簿と引合するの手續を免かれ幾分か營業費を減じ利益を増加するを得べし。抑々此方式は家事に關する費用支拂の場合の如きは最も適當す銀行が其使用を顧客に紹介して擴張に努むる所あらんことを冀望す而して目下の一問題たる租税の小切手納入の爲め成るべく此種の小切手を用ゆることとせば保證小切手と効用を同ふし更に確實なるべくして此者の使用を誘導するの一助となり彼是れ便利なるべし、其雛形左の如し

透字小切手は納税に妙なり

脚符	割引
當座小切手	渡先
第 號	某 殿

號 雛 形

一金拾圓也

一金九圓五十錢也

名指又は此切手持參人へ御渡可被成候也

明治 年 月 日

何 銀 行

御 中

何 某 殿

第二目 改描及其他の變造

透字式の便利なる前陳の如しと雖も此式は商人の不規則なる大金の引出には適當せず此場合には普通の小切手を使出せざるを得ず、依て改描、挿字又は前後へ數字を附加するの弊なきを得ず、其他黒抜きをなして數字を書き改むることなしとせず、故に是等に對して十分の豫防をなさざるを得ざるなり先づ改描の事より之を説かん、日本にては一の字を十、十の字を千、二の字を三、三の字を五に改描することは甚だ容易なるを以て金錢勘定に於ては一、二、三十は古來之を壹、貳、參、拾に作るを通例とす西洋數字は一を七若くは九、三を八、六を八、七を九に改描するは困難の事に非ず故に改描に就ては蟹文字國に於ては我國よりも一層深き注意を要す

小切手改描及挿字の防禦

是に於てか小切手用紙に一種の藥味を塗抹し普通の「インキ」即ち墨汁を以て改描することを得ざらしめんとせしことあり然れども改描を企圖する者の如きは既に普通一般の正直者に非ずして所謂狎邪の小人市井の老獐たるを以て直ちに其用紙に附着し得べき墨汁を造るべきを以て此方法は効用甚だ薄し又正當に小切手を使用する者は常に特種の墨汁を貯へ置くの必要を生じ時としては其缺乏の爲め甚しき不便を感じることなしとせず故に方今其使用甚だ稀れなり又數字と數字との間に間隙あるときは直ちに其所に數字を挿入するを以て間隙なき様注意せざるを得ず而して墨抜きは近時甚だ巧妙となりしを以て墨汁及紙質に就て注意を要す又我國に於ては昔より數字の頭に「金」といふ字を書き後尾に「也」と云ふ字を書き前後を押へ數字の添附を防ぐの慣行あり然れども西洋にては冒頭若くは後尾に磅弗法等の略字を置くも必らず是等を以て前後を押へることなく時としては前若くは後に數字を加ふることなきを保せず此弊を防ぐ爲に第七號雛形の如く英人サイモン氏一の新式を案出し一二三四五六七八九の文字を圓形に小切手面の便宜なる場所に駢へ夫より横に例へば萬位千位百位十位一位其下に志の十位一位片の十位一位の欄を置き冒頭には磅の略字(我國なれば縦に「金の

サイモン式小切手

字を置き例へば三、五二五圓五〇錢の記入を要するとせば其數字の位に應じて各々其當然の欄内に之を記入し其頭字に恰當する前記の圓形中にある三の字を横線又は縦線を以て抹消す斯の如くするときは記載の金額の三の字を如何に改描するも圖形中に抹消しある文字と符合せず改描の事實忽ち露顯し頗る巧妙なる豫防方法なりとす是れ畢竟必要上より生じたる發明にて實に有益なるものなり我國に於ては外國に於けるが如く改描豫防の必要を感じずと雖も多少折衷して

第七號雛形

脚符	<div style="text-align: center;">  </div>	第 號	割印
	當座小切手		
渡先 某殿			
右金額名指人又は此切手持參人へ御渡可被成候也			
大正 年 月 日			
何 銀 行 御 中			
何 某 殿			

記金の朱

鑑合文字の使用

自署の必要

此方法を使用せば又以て効用なきに非ざるべし、今試に其雛形を示せば上の如し
 右の外署名を横切り(直角にても斜めにても便宜に依りて可なり)朱にて金額を
 記入し其上下に數字を挟みて平行に實線を引くべしとの説あり、是れ上部の金高
 と鑑合するの便あると朱と墨とを同時に同紙質の上に於て改描手入するは頗る
 困難なるを以て悪戯を防ぐの効用あり又、番號の最後の二字を四にて除し其殘數
 に依り又は殘數を存せず割り切れる場合に依り「イ」「ロ」「ハ」「ニ」の鑑合文字を小切手、
 面の便宜の場所に記入し以て用紙の盗用を防ぐの便に備ふることあり、例へば番
 號が一、三一五なれば「一五」を四にて除すれば「三」殘る然るときは「ハ」の字を鑑合文字
 とす、一、三一三なれば「イ」の字一、三一六なれば「ニ」の字の如し、是れ合衆國の政府發行
 紙幣には多く用ひらるゝ所なり、尤も法には四を用ゆるも三を用ゆるも便宜に依
 り可なるべし、只大體秘密に附するを要するも「コ」「ル」「レ」「ス」先は勿論同業者中には内
 密の通知あるを要す、我國には鑑合文字は殊更に西洋「イ」「ロ」「ハ」即ち「アル」「フ」「ア」「ベ」「ツ」
 を用ゆる方防賈の便あり何となれば賈造者は概して西洋文字は下手なればなり
 本目を終るに臨み茲に一言すべきは本邦の記名捺印の習慣なり本邦銀行及商
 人中には頭取支配人又は商人の姓名を版と成し之を以て署名即ち自筆に代ゆる

ものあるも版木は署名に比して偽造し易きが故に獨り手形小切手のみならず重
 要なる文書には責任者自ら署名するを可とす

第三目 線引小切手

小切手の盜難紛失に就ては豫め注意を要す、小切手の振出には常に指圖式を用
 ひ受取人及能ふべくんば其他の關係人の印鑑又は署名鑑を支拂銀行に送り對照
 鑑合の便に供すれば敢て差支なきが如しと雖も既に捺印又は署名して銀行へ送
 付する途中に於て盜難紛失に係り未だ之を覺知せず銀行へ其旨を通知せざる以
 前に於て取付けらるゝときは或は間違なしと云ふを得ず故に信用狀の場合に行
 はるゝが如く受取人と銀行との間に豫て合言葉を定め置き印鑑署名鑑と引合の
 上尙ほ合言葉を以て問答を試み其當否を確むるも好箇の一方法なり、是れ我國に
 於て未だ其例を見ずと雖も亦一考の値なしとせず、勿論其合言葉は時々變更を要
 すべし、蓋し小切手の盜難紛失は實地之なきに非ずして無記名式一覽拂の場合に
 於て最も其虞あり、其豫防には線引小切手を使用するを好しとす、線引小切手は最
 も英國に行はれ歐洲大陸之に倣ひ、我國亦商法第五百三十五條を以て之を認む、其
 手續は第八號又は第九號雛形の如く、小切手面の便宜の場所に平行線を引き其中

一般線引
及特別線引

に某銀行御中又は單に銀行御中と記入す斯の如くするときは其小切手を宛られたる銀行は名指されたる某銀行(特別線引の場合)又は他の銀行(一般線引の場合)かに對して其支拂を爲すを得べきも銀行外の素人にば之を支拂ふことを得ざるの効力を生ず故に惡漢ありて其小切手を窃取し又は拾ひ取りて宛られたる銀行に向て其支拂を請求するも其銀行は之を支拂はず小切手を窃取するも其効なきを以て罪惡其跡を收むるは蓋し當然の結果とす又銀行と取引を有する者は相當の資産ある者なるを以て後難忽ち來る所の手形犯を敢てするが如き愚をなさざるべし故に線引小切手は甚だ安全にして最も送金の場合に適當す我國の人士亦其使用を認むる者漸次多きを加ふるが如し

元來線引小切手に二種あり、一を特別線引と云ひ、一を一般線引と云ふ、即ち前者は支拂を受くべき指名銀行ありて其銀行に限り支拂を受くるを得べきものにして其式第八號雛形の如し、後者は第九號雛形の如く單に銀行御中と記入し支拂を受くべき銀行を指定せず何れの銀行にても小切手を宛られたる銀行より支拂を受くることを得べきものとす、兩者中後者最も世に行はる、斯の如く線引小切手は素人が直接に支拂を受ることを得ざるを以て一見不便なるが如しと雖も實際に

線引小切手は普通

小切手と殆ん便利を同ふし其危険なし

於ては決して然らず例へば甲が乙より線引小切手を受取り其金額の現金を必要とする場合に於ては甲は其金高丈の小切手を自己の取引銀行に宛て線引小切手と共に通帳を付して之を銀行に送付せば銀行は右から左りへ線引小切手の金額を預金とし宛られたる普通の小切手を支拂ひ甲に毫も不便を感ずることなし、甲は假令取扱ひ最も便利なりと稱せらるゝ無記名式持參人拂の普通小切手を受取るも其支拂を受け若くは之を預金とせん欲せば之を銀行へ送付せざるを得ず、一片の小切手振出は只に齟手の勞のみ假令小切手にして有税なるも税金高は實に輕微なるものなり、况んや我本體に於けるが如く無税なるに於てをや、小切手振出の勞と盜難紛失の憂とは固より同日の論に非ざるなり而して銀行に於ては一般線引なれば直ちに宛られし銀行との交換にて決算を了し特別線引なれば之を指名銀行へ送り支拂を受け又は指名銀行と宛名銀行との間は交換所に於て之を決算す、其便普通小切手と選ぶ所なし而して其安全の點に於ては同年の論に非ず、其使用の増加を見る固より、偶然に非ざるなり、今其雛形を示せば左の如し

第八號雛形(特別線引)

第 當座號 小切手 某 殿	號	何	第
	先渡	高金	大正
何銀行御中	某	何千何百圓也	年 月 日
一金何千何百圓也			
右何千何百圓也名指人又は此切手持 參人へ御拂渡可被成候也 大正 何 年 月 日 某 殿 何銀行御中			

第九號雛形(一般線引)

第 當座號 小切手 某 殿	號	何	第
	先渡	高金	大正
銀行御中	某	何千何百圓也	年 月 日
一金何千何百圓也			
右金何千何百圓也名指人又は此切手持 持參人へ御拂渡可被成候也 大正 何 年 月 日 某 殿 何銀行御中			

線引の擴
張

又現金の支拂を目的とせず唯金額の移替の爲に發行する所の所謂計算小切手

には前記線引の例に倣ひ小切手表面に二條の平行線を引き其線内に計算の二字を記入するは紛失等の場合に於て現金を引出さるるの憂なく頗る便利なるべし是れ塊國貯蓄銀行の慣習にして頗る便利なり

第四目 保證小切手

小切手の使用は廣且つ大にして實に驚くべきの度合に達す然るに其所持人は振出人が之に對する所の資金を銀行に有するや否やは之を知らず又知るに由しなきこと多し故に保證小切手なるもの起りて小切手を宛てられたる銀行は其振出人は確かに之に應ずる預金を其銀行に保有すると云ふことを保證す之を名づけて保證小切手と稱す斯の如く保證小切手は一見甚だ確實なるが如しと雖も銀行の取扱如何に依りては外見の如く確實なる能はず例へば甲が乙に支拂ふべき千圓の小切手を振出し銀行之を保證するも是と同時に銀行が甲と契約して其預金を千圓丈分割して特別預りとすれば其保證は實に確實なるべしと雖も銀行斯の如き取扱を爲さず而して甲は其後丙に對し例へば千圓の小切手を振出し之に對して保證を依頼せず銀行は前の千圓の小切手に留意せずして後の千圓の小切手を支拂ふことなきを保せず果して然らば其保證は大に依頼すべきものと云ふ

保證小切
手に對す
る資金の
取扱

を得ず、輒近銀行に於ても相應の注意をなし、ソスペンス、アツカオント、即ち停止勘定の如き方法を実行し、大に力むる所あるを以て多少保證の實を擧ぐるを得、其使用を増加するの傾向あり

第五目 集合小切手及計算用の振出

輒近塊太利に於て創設したる集合小切手なる者あり、是は一日同時に數口の取引を爲す者の爲に設けられたる者にして、振出人は小切手面に記載の金高に内譯を添付し、小切手面に記載し、又は別に明細書を添へ、其趣を小切手に表示す、又は餘白なければ小切手に繼足紙を貼付し、之に内譯明細に附記するも便利なるべし、之を銀行に呈出するものとす、銀行之を受るときは拂渡、移替、コルレス間の受授又は爲替等にて夫々預金者の爲に再算を爲すものにして、當事者に便利なるは勿論、金融上にも頗る有効なり、又現金の給付又は送金を目的とせず、單に轉記の爲に振出す小切手には其表面に轉記若くは移替の爲めと云ふ意味を明記し、以て銀行の取扱に便するの方法なり、共に一考の値ひなしとせざるなり

第六目 小切手取扱の慣行及新案

近時小切手紛失の場合には簡便なる取扱法を用ふ請ふ一言せん、小切手が紛失

重複振出

したるときは銀行に其記番號を通知し、其支拂先を差止むるを以て通例の手續とす、然るに紛失の場合には其紛失小切手と同額の金額を要すると多きに由り別に通知を爲さず、直ちに新小切手を振出し、其表面に「ジュロブリケート」即ち「重複」と記入し、之を銀行に送り、通知と引出とを一枚の小切手を以て兼ね取引を結了す、金高に差違あるときは後の小切手は前號若くは第何號紛失と記入するも可なり、方今文明國の人士は多く現金を懐にせず、小切手帳を懐にするを通例とす、故に住所又は居所より銀行へ到る途中豫め造り置きたる小切手が紛失したるときは、直に銀行に到り重複小切手を造りて通知と引出とを兼ね取引を結了す、若し又他人若くは小使、小僧等が途中にて失ふたるときは速かに銀行に通知するを好しとす、銀行此通知を受るときは直ちに紛失臺帳に記入し、紛失表に追加して出納方に之を知らしむ、後段の事は我國に於ても既に行はるゝ所なりと雖も前段「重複」の二字を記入することは我國に於ては未だ其例を見ず、事頗る簡單にして而かも害なし、亦一考の値なしとせず、而して紛失證券の無効宣言の爲にする手續と此通知とは別事にして前者は民事訴訟法第七十七條以下に據るべく、又指圖證券、無記名證券等を無効となすは民法施行法第五十七條に據ることを得るは無論のことなり

記名無記
式に就
き英米の
差

小切手及
振出書の
損毀等
の爲め
用紙へ
ざる小
手紙の
分

小切手支
拂の順序

又紛失小切手を通知前に支拂ひたるときは英國に於ては指圖式なれば銀行の責任なれども無記名式なれば何等の責任なし。無記名式の場合に於て贗造變造過振等に非ざる以上は銀行は其支拂に躊躇するを要せず而して紛失者に取りては紙幣を失ひしと同様なり、然れども通知あれば別段なり、米國に於ては指圖式は勿論無記名も概ね署名の鑑合を要す

小切手振出は其用紙の番號順を以て之を爲し若し書損毀損等の爲め使用に堪へざる者出來たるときは其用紙の表面に十字線を引き之を小切手帳發行の銀行に返却するを好しとす、輓近奧太利貯蓄銀行に此方法を採用し頗る有効にして獨逸其他の國に於ても之に倣はんとするの議あり

預金支拂請求に對し銀行が之に應ずる能はざるときは請求の順序に應じ之を支拂ふを通則とすと雖も茲に斯の如き場合に於て同時に二箇以上の小切手の呈示あるときは孰れを先にすべき哉との論あり、是に付ては種々の說種々の取扱ありと雖も輓近英國等に於ては少額のの小切手より支拂ふべしとの說勢力あるが如し。元來斯の如き場合に於ては多少の無理あるは已を得ず、殘る所の問題は唯無理迷惑の成るべく少なからんことを力むるにある耳。前陳の如きも蓋し此意に外な

最終殘高
の引出

常座に日
歩を付る
に就ての
注意

らず經驗上より生ずるの所説にして亦以て翫味すべきものなしとせず

最終殘高の引出は小切手帳に殘る所の用紙第一の者に引出の金高を記入し之を小切手帳より分離せず銀行へ呈示し通帳に引出濟と記入して小切手帳と共に之を銀行に返付するを便とす、然らざれば往々間違と疑を生ずる事なきを保せず

第七目 過振の濫用

小切手の使用に就き一種の濫用は一人一行の良習に依らず一人にて多數の銀行と取引する者が故意に甲銀行に宛たる過振小切手を以て乙銀行に預金を爲し甲乙間に決算を了するまでに甲に拂込をなし其間に日歩を貪らむとすることなきを保せざること、是なり此弊習は當座勘定に利子を付せすとせば直ちに消滅すべし、元來當座には其素質として利子を付すべきものに非ざるは多辯を要せず而して之が爲に割引貸付の率を高めざるを得ざるは數の免れざる所にして金融政策上不利なるは論を俟たず、然りと雖も我國の情況未だ劇かに當座勘定を無利子と爲すを得ざるべく暫らく時機の熟するを待たざる可からず、米國の信託會社の如きは預入の日より三十日中に引出す所の預金には利子を付せざる者多く、又英國の郵便貯金には預入の次月より利子を付するものとす、又定期の場合に於ても

定期中の引出

銀行と華主との合意に依り期限内と雖も引出を許し其分に對しては利子を付せざる事あり、清國錢莊に其例あり又以て一考の値ひなしとせず。今是等の事例を斟酌して例へば當座勘定には預入より七日目より利子を付すと云ふ如き事とせば或は可ならん前記の如き濫用は小切手不渡の因となり其通用を障害するの虞あるを以て其發生を豫防するは極めて必要の事に屬す

又他所拂の小切手は特に注意を要す何となれば例へば大阪の甲銀行に宛たる過振小切手を以て東京の乙銀行に預け入れ乙が甲に支拂の爲に之を呈示するに先ち乙より現金を引出す如きことなきを保せざればなり明治三十五年の秋英國ケムブリヂに於て起りし場合の如きは其實例の一なり即ち甲某なる者同所の某銀行に到り其行華主某の友人なりしと稱し新たに其銀行と當座勘定を開かんとを望み他所拂の小切手を示し之を以て勘定の基礎とせんとの申込を爲し其小切手の取立を請求し回金の時日を問ひ其期日までに乙某に右銀行宛の小切手と與へ現金を引出し右の期日前に踪跡を暗ませり斯くの如き詐欺手段に罹るは銀行の不注意なるべしと雖も、新設の銀行若くは新たに他所に開設したる支店等にして華主を得るに汲々たるの情ある者は時に或は此等奸策の犠牲となるなきを

他所拂小切手には最も注意を要す

小切手預入の記入

保せず、慎まざるばある可らざるなり。輒近英國に於ては小切手を以て預入する者に對しては直ちに之に應ぜず、其小切手が交換済になるを俟ちて始めて預入すべしとの説あり、我國は一步を進め既に他銀行の小切手を以て預入の場合には交換済又は取立済の後に非ざれば入帳せざるを通例とす

小切手の効用は實に莫大なるものなり、然れども手形の場合と異なることなく利器は即ち利器なりと雖も亦危険なきを得ず其危険は勉強と智力とを以て之を防がざるを得ず、而して茲に注意すべきは鎧が出来れば鎗が出来る甲鐵艦が出来れば三十三「サンチ」の大砲が出来る如く凡そ天下の事は侵害力が防禦力に勝つを通例とす故に寸毫も油斷するを得ず、世俗に所謂油斷大敵とは實に至言と言はざるを得ず

第八目 小切手の節用

小切手の効用は斯の如く夫れ大なりと雖も近時は是すら其使用を減じ商賈中交互計算ある者は其貸借勘定を一週間若くは二週間に取纏め之を銀行に送り帳簿の記入替にて決算をなし益々銀行の効用を大にするの傾向あり、商賈間に銀行を異にする場合にては銀行に「コルレス」の關係あれば商賈を助け決算を了するこ

とを得るは容易の業なり而して此事は取引銀行をして商買の内幕に通曉せしめ商況を明にするの便あり、近時白耳義に於ては此亦互貸借、勘定を全國の郵便貯金に適用し貯金者相互の貸借を媒介し現金の出納を省略し帳簿の記入替を以て其用に辨ずるの道を開けり適用其當を得たるものと云ふべし

因に云ふ我國郵便振替貯金の事是なり、抑々振替勘定の金融に便なるは論を俟たず、我政府が是に見る所ありて三十九年逓信省令第三號を以つて郵便振替貯金規則を發布し貯金の振替受拂を便にせしは大に吾人の意を得たるものと云ふべし

郵便振替貯金

第九目 小切手課税及爲替訴訟

手形小切手の課税其當を得ざるときは其使用及流通を障害することなしとせず、英國は一片(ペニー)貫通税を以て其名天下に鳴る、我國は戦争以前は手形は二錢の貫通にして小切手は無税にして其簡便なるは英を凌ぐものありしと雖も、手形小切手の如き効用の同一なるを得べき者に對して税の有無輕重あるは又以て間然する所なしとせず、然れども事是處に止まれば尙ほ恕すべきも曩に事局の爲め三十八年法律第一號を以て爲替手形に一錢を附加し約束手形に累進税を課し小

我國は改正の餘地あり

爲替訴訟

切手に一錢の新税を課せしが如きは頗る退歩の状を示すものと云つべし而して四十年に至り特に小切手を無税となし約束手形の累進率を増加し一層の不統一を生ぜり(乾第一編第二卷第一章第五目參看)

爲替訴訟も亦出來得るだけ單純なるを要す、爲替訴訟にして煩密に失するときは手形の流通敏活を失ふの虞なしとせず故に昔日は中拔裁判なる者ありて手形事件起れば即ち他の事件を止め、多くの事件中より手形事件を引き抜き先づ之を裁判せり所謂中拔裁判の號是より起れり。方今は民事訴訟法第四百九十六條に訴狀には爲替訴訟として訴る旨を掲ぐることを要す

訴の許すべきものなるときは直ちに口頭辯論の期日を定む
口頭辯論の期日と訴狀送達との間には少くとも二十四時の時間普通は二十日間(第九十四條)を存することを要す

との規定あり、古來今日に至るまで立法の此事に注意する見るべきなり而して世運の進歩するに従て爲替訴訟の爲め成るべく便利を與へ以て敏速に事を判ずるの必要を増すや疑を容れざるなり

第七章 資本及營業準備

第一節 資本

第一目 資本を過大にするの不利

銀行資本の多寡に就ては種々の説あり而して世人の信ずる所往々誤謬なき能はず請ふ一言せん、抑々銀行資本は寧ろ過少の憾あるも過多ならざるを要す、單に其營業の巧拙より之を論ずれば資本は割合に多きは拙にして其額少く事業割合に大なるを巧とす、資本多に失するときは割賦の爲め巨額を要し勢ひ利率を高くし又放資の選擇に精なるを得ず、利率高からん乎事業の進歩得て望む可らず、商業隆盛ならずんば何を以てか銀行事業の發達を期するを得ん相應の資本は固より之を備へざるを得ざるも方今繁榮の銀行は拂込資本は之を準備及積立金とし、日常の出納は預金を以て之を經營するを通例とす故に徒らに資本の多からんより寧ろ準備及積立金積立金は確實なる證券に放資す、多くして預金の多きを尊しとす、今西曆千九百十一年に於ける北米合衆國の國立銀行及其他の銀行及信託會社の概況を擧れば左の如し、右國立左其他の銀行及信託會社、單位百萬弗。

資本合計	一、〇二五、四
積立金	九〇三、二七
預金	一〇、四〇〇、四
紙幣流通高	五、四九〇、〇
割引及貸付	一〇、四二八、〇
	六九七、〇
	五、六六三、四
	七三七、〇

西曆千九百十一年六月に於ける英國株式銀行の狀況

第十九表の一

	英	蘭	蘇	蘭	愛	蘭	殖民地	外	國
公稱資本	二三四、二三七	二八、五二五	二六、三四九	六三、八九〇	一〇四、二八二				
拂込資本	六二、一六七	九、二四一	七、三〇九	四三、七六六	一一二、一四七				
積立金	三八、九三〇	九、五〇七	四、七〇六	二五、六三六	六二、五三〇				
紙幣流通高	二九、五八一	七、一二六	七、一一五	一五、九五二	四、四九二				
預金	七九七、八六七	一〇六、六三三	六五、四一八	三五一、四三七	六三九、八一				
割引貸付	五二三、三三七	七〇、六六四	四五、八一	二八七、九〇五	七七四、二三六				

備考 (イ) 報告不備

(ロ) 爲替事項を包む

又英國に於ける十大銀行(中央を除く)の最近の預金及割引の關係を見るに左の如く實に鞏固動す可らざる所のものあり(七月一日の實況)

英國銀行の近況

第十九表の二

倫敦市及ミッドランド ロイズ ユニオン 及スミス バルクレイ パース 倫敦株式 首府及地方	西曆千九百十一年(六月末日)		同 千九百十年(六月末日)	
	拂込資本 及積立金	預金 割引及貸付	拂込資本 及積立金	預金 割引及貸付
倫敦市及ミッドランド	七五、八〇〇 <small>千円</small>	七五〇、七二〇 <small>千円</small>	七五、八〇〇 <small>千円</small>	七三三、一四〇 <small>千円</small>
ロイズ	七二、九二〇	八一〇、三九〇	七二、七三〇	七七九、二三〇
ユニオン及スミス	四七、〇五〇	四三〇、六〇〇	四七、〇五〇	四〇七、五〇〇
バルクレイ	四四、〇〇〇	五〇七、九九〇	四四、五〇〇	四九三、九二〇
パース	四三、〇五〇	三九二、七三〇	四二、〇五〇	四〇六、二〇〇
倫敦株式	四〇、七〇〇	三四七、五七〇	四一、三五〇	三四八、四七〇
首府及地方	二五、五〇〇	三六六、三七〇	二六、五〇〇	三七七、四三〇

倫敦及州郡 倫敦及西南	西曆千九百十一年	同千九百十年
倫敦及州郡	三三、〇〇〇	一七、五〇〇
倫敦及西南	二〇、〇〇〇	一七五、四五〇

英國の最近に於ける銀行の店數及一店に對する人口

第十九表の三

英倫 人島 蘇格蘭 愛蘭 總計	西曆千九百十一年		西曆千八百七十二年	
	店數	年の人口	店數	年の人口
英倫	六、四三三	三六、〇七五、二六九	一、七七九	三三、七二二、二六六
人島	二四	五〇、五四二	—	—
蘇格蘭	一、三三三	四、七九九、五三一	八二二	三、三六〇、〇一八
愛蘭	八三七	四、一八一、〇五一	三三三	五、四二二、三七七
總計	八、四九七	四五、〇六六、三八三	二、九三四	三二、四八四、六六一

西曆千九百十一年來英國に於て一億圓以上の預金を有するもの二十九行其最多額は「ロイズ」銀行にして實に八億四千二百二十餘萬圓の巨額に達す而して同年

の銀行一般の實況は左の如し

第十九表の四

負債		資産	
拂込資本	八三四、一六〇、〇〇〇 ^円	中央銀行への預金	一、四七三、三六〇、〇〇〇 ^円
準備金	四八三、五五〇、〇〇〇	通知貸及短期貸付	一、四七三、三六〇、〇〇〇
合計	一、三二七、七二〇、〇〇〇	手形割引高	一、五五六、八七〇、〇〇〇
紙幣流通高	四七、八〇〇、〇〇〇	放 資 高	三、三九四、五三〇、〇〇〇
手形引受高	五〇二、三六〇、〇〇〇	貸 付	四、八三九、九四〇、〇〇〇
預 金	一〇、一六八、八八〇、〇〇〇	引受に對し華主の仕拂ふべき高	五〇二、三六〇、〇〇〇
配當すべき利益	六〇、六〇〇、〇〇〇	動産及不動産	三、五七〇、〇〇〇
總 計	一、三、四八七、三二〇、〇〇〇	總 計	一、三、四八七、三二〇、〇〇〇

佛國も大同小異にして里昂銀行(クレヂ、リヨネ)等主要なる大銀行の實況は左の如し(西曆千八百十年四月末日、單位百萬法)

第二十表の一

行 名	資本(公稱)	積立金	預 金	割 引	貸 付
クレヂ、リヨネ	三九〇、〇	一五七、五	一、八九五、四	一、二二九、八	四四九、六
ソシエター、セネラール	二六四、一	一一一、四	一、五〇三、一	八四二、一	三三四、三
コントワール、ナシヨナルヂスコント	二二六、〇	八三、〇	一、二〇三、三	八七〇、一	二八〇、八
商工信用	四五、〇	二二、一	二二一、八	一三〇、五	九〇、一

佛國銀行の近況 (西曆千九百十一年十二月末單位百萬法)

第二十表の二

	拂込資本及積立金	預 金	割 引	貸 付
クレヂ、リヨネ	四〇二、〇	二、〇三二、一 ^{千円}	一、三一六、九	四一〇、〇
ソシエター、セネラール	二六七、〇	一、六一五、六	九一三、八	二九五、〇
コントワール、ナシヨナルヂスコント	二二七、〇	一、二四五、四	八九二、六	二四六、三
商 工 信 用	四六、〇	二〇四、四	一一三、四	六六、二

銀行の實況斯の如くなるを得ば預金利率の歩合は割賦の歩合より低きを通例とするを以て銀行は貸付割引歩合を減少し得ると同時に放資の方法を精選することを得べくして一面に於ては大に事業の發達を促し一面に於ては自家營業の基礎を固うするを得べし。抑々人爲を以て殊更に利率歩合を低下するが如きは固

積立金を崩し又は
資産勘定を以て増資を
するに不足する甚
りだす可な

より不可なりと雖も金融機關の發達其宜きを得放資の方法其則を踰へず自然に利率の低下を見るは實に國家進運の現象を顯はすものと云はざるを得ず。由是觀之積立金を以て名義上の増資をなし又は資産勘定の餘裕を以て増資を爲すが如きは自ら信用を傷け且つ好んで前陳の困難に陥るものと云はざるを得ず、抑々増資の必要は事業擴張し實際正當なる事業を幫助する爲め資金の缺乏を感ずるに當り爲すべきの事にして積立金若しくは資産勘定の餘裕を以て株式を空に増加するが如きは營業資金を増加するに非ずして世に寸益なく一種の情弊にして偶々以て銀行の不利を醸すに過ぎざる耳

英佛米に於ける銀行の基礎確實なること夫れ斯の如し而して獨國諸銀行亦盛ならざるに非ずと雖も其預金と割引貸付等の關係之を右兩國に比して遜色なしとせず請ふ其近況を左に表出せん

第二十一表の一

	資本高	準備高	對百比例	割引貸付高	預金高	引受及小切手
獨逸銀行	二〇〇,〇〇〇 <small>千馬</small>	一〇四,〇九 <small>千馬</small>	五三,〇	八二六,二六 <small>千馬</small>	四八九,三三 <small>千馬</small>	二四九,八〇 <small>千馬</small>
ドレスデン銀行	一八〇,〇〇〇	五,五〇〇	三六,六	四七六,一七九	二五五,六三四	一九五,八七

	資本高	準備高	對百比例	割引貸付高	預金高	引受及小切手
割引會社	一七〇,〇〇〇	六三,三六	三六,六	二三五,九九六	三三五,〇三七	一九三,三〇七
商工銀行	一五〇,〇〇〇	三,七五五	二〇,六	三七三,三五五	九三,五六五	八四,五九三
シヤッフ組合銀行	一四五,〇〇〇	三四,一六〇	二三,五	二二三,四五三	七四,二九二	七〇,〇四九
伯林商業銀行	一一〇,〇〇〇	三四,五〇〇	三三,三	二五八,五六六	—	七〇,二九八
商業及割引銀行	八五,〇〇〇	一一,八〇二	一五,〇	一七一,九四九	八三,八五七	五五,九七三
ナシヨナル信用銀行	八〇,〇〇〇	一三,三四〇	一六,六	二二三,二二九	三九,七〇七	四六,二七八
中央信用銀行	五〇,〇〇〇	七,六三七	一三,八	六五,三三九	一九,六六九	五〇,四五四
合計西曆(千九百九年)	一,二六,〇〇〇	三五,一一九	二九,八	二,八三三,二二八	一,三四一,〇六四	一,〇一六,五五九
西曆千九百八年	一,二六,〇〇〇	三四二,八九九	二九,一	二,四五三,八三四	一,三四六,九六五	九九〇,四三三
同千九百七年	一,二六,〇〇〇	三五,五七三	二八,七	二,三九六,五四四	一,〇八二,六九一	一,二六,九四

又同國に於ては銀行の増資頻々として西曆千九百十一年に於ては商況回復の結果なるへしと雖も少しく過當の嫌なしとせず請ふ其實況を左に示さん

第二十一表の二

	西曆千九百十年々末資本額	同千九百十一年自一月至三月増資決定額
割引會社	一七〇,〇〇〇,〇〇〇 <small>馬</small>	三〇,〇〇〇,〇〇〇 <small>馬</small>
ナシヨナル銀行	八〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

中部獨逸信用銀行	五四、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
中部獨逸個人銀行	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
ベルグマルキスツ銀行	七五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
エッセン組合銀行	二〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
アッヘン商工銀行	二、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
ブーレン庶民銀行	三、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
ネウキゲス信用組合	九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
ヒルデスハイム銀行	九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
チエムニツ組合銀行	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
フアイグランド信用團	二、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
ホルスタタン銀行	五、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
ハンボルヒ商業及運輸銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
メクレンボルヒ貯藏銀行	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
北獨逸信用銀行	一八、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
ケニヒベルヒ組合銀行	六、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇

ストラスボルヒ銀行	八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
割引銀行	二〇、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
合計	五四七、五〇〇、〇〇〇	九九、五〇〇、〇〇〇

而して西曆千九百年以降獨逸に於ける發行銀行の實況は左の如し

第二十一表の三

西曆年次	紙幣流通高	正貨準備	歩合	割引	證券貸付
一九〇〇	八〇五、一八〇 <small>千円</small>	四三三、二九八 <small>千円</small>	五三、八 <small>分</small>	六七、七三五 <small>千円</small>	八五、六八〇 <small>千円</small>
〇一	八八、七三三	四九六、八〇三	六〇、九	五六、五六九	一一六、〇八一
〇二	八四四、七六七	四三三、二九〇	五三、六	五七九、一五三	一二四、八八三
〇三	八七一、二〇〇	四五六、七七四	五三、四	六四〇、六〇三	一三〇、九七三
〇四	八七、五六五	五二九、五三二	五九、一	五七〇、一六九	一三九、六〇九
〇五	九二、五六九	四五四、七三五	四九、八	六七〇、〇四二	一二七、四四〇
〇六	九七七、四六七	四〇四、二二八	四一、三	七三五、三〇八	一七九、四七一
〇七	一、〇三六、四八八	四三二、七〇六	四三、〇	八三一、八八六	二〇一、九三五
〇八	一、〇六三、〇三九	五六七、五六七	五三、三	六四五、六三五	二二二、八八七

第七章 資本及營業準備 第一節 資本 第一目 資本を過大にするの不利

〇九 一、二〇、九四七 五三、四六六 四七、五 六九四、六六六 一七、四六六
 一〇 一、二四、三〇〇 五三、九四九 四七、八 七四、〇七五 二〇、六〇六

右の外資本預金等負債を示さざれば其真相を窺ふ能はずと雖も其行動の主要は稍々之を見るに足れり、右の外西曆千九百十年に於ける普通銀行は二百十行にして其資本總額は十九億千四百五十萬、積立金は六億〇六百七十五萬圓なり

伯林十大銀行の近況 (西曆千九百十一年八月末日)

第二十一表の四

資 産 の 部		負 債 の 部	
手許在 金	一〇四、二五〇 <small>千円</small>	株主等一般債權者に對する義務	一、六九六、九九〇 <small>千円</small>
手形割引高	八九九、五〇〇	預 金	九〇四、八二〇
他行勘定	一五〇、〇三〇	手形引受高	五三六、四五〇
買延期貸付		合 計	三、一三八、二六〇
株式質貸	五九三、三八〇		
物品質貸	一四五、三五〇		
有價證券貸	一八二、四六〇		
合 計	二、〇七四、九七〇		

第二目 資本と債券との關係

特設銀行も資本の過大なるを不可とす

普通商業銀行にして資業金の外巨額の預金を有する場合に於ては、前陳の如く資本は比較的小額なるも其營業の擴張に差支なしと雖も、勸業銀行及農工銀行の如く所謂「デポジットバンク」即ち預金を主義とする銀行に非ざる者に於ては其事業擴張の爲め勢ひ資本を大にせざるを得ざるべしとの説あり是れ一理あるが如しと雖も亦一種の謬見たるに過ぎざるなり、抑々此種の銀行の爲め債券發行上の特種の便宜を與へたるは其間怎麼の趣味を含有するやは後に詳説する所あるべしと雖も其理由の一は債券の利子は株式に對する割賦の如く大なるを要せざるにあり、就中農工銀行の如きは株金の募集は其營業區域内にありと雖も債券は全國より之を募業することを得、况や其親分たる勸業銀行の之に應ずるの道あるに於てをや、其資金を得るは債券發行の利ありて増株に利あらざる知るべき耳、今之を獨逸の近況に徴するに左の如く年に消長なきを得ずと雖も要するに創業時代には株券の發行多く擴張整理の時期には債券の發行多し是れ勢の正に然らざるを得ざる所なり

第二十二表

西曆年次	工業會社新設	全上資本額	新舊全上株券及債券發行高
一八九五	一二六	一五四	一六一
一八九六	一五〇	二〇五	四〇
一八九七	二一八	三一	四二
一八九八	二八六	三一	五六一
一八九九	三三二	三一八	四〇〇
一九〇〇	二五二	四三四	三一〇
一九〇一	一五三	三二七	五七三
一九〇二	八三	一二二	二九七
		一一四	一八六
			一六四

第三目 公稱資本と拂込資本との關係

株金の拂込亦注意を要す、抑々我商法に於ては四分の一輕に失するの憾あり後に説く所あるべし)の拂込を以て會社の設立を許し強て滿株となすを要せず管に之を要せざるのみならず株式には多少拂込の餘地を存し會社事業擴張の爲め急に資金を要し若くは損失補填又は社務整理の爲め株主に出金を促すの便路を存するは債權者の爲め擔保力を蓄ふると同時に結局會社の守全の爲に便宜なり。今

株式には拂込の餘地あるを便とする

英國の實況

未拂込の類別

我國の立法例

西曆千九百十年六月末日の實況に依り之を見るに英國に於ては主要なる株式銀行の數は六十七個(殖民地及外國銀行を除く)にして其公稱資本高は二億八千九百六十六萬千磅拂込額七千八百八十三餘萬磅、未拂込額二億千八百八十二萬餘磅を存し預金は九億五千百一十一萬九千磅即ち拂込額の三倍餘に達し更に一步を進め未拂込額を隨時拂込と會社分散のときに拂込むべき者にと二分するの例少しとせず倫敦株式銀行、倫敦及地方銀行等の如き是なり即ち前者は一株百磅にして拂込金高十五磅隨時拂込の分は三十五磅とす後者は一株八十磅にして甲乙丙の金額各々二十、四十磅とす又是れ一方法と云ふべし、然るに我國の法律は寧ろ株金拂の滿了を獎勵し商法第二百十條には

會社の資本は株金全額拂込の後に非ざれば増株を爲すことを得ず

と規定し株式の増加は滿株の後に非ざれば之を許さざるものとせり、是れ時弊の矯正を目的とするに似たりと雖も一時の弊を矯むるは一時の單行法を以てするを適當とし一般法を以て之を企圖するは失當の事に屬す、曲言以て之を論ずれば一旦滿株に至れば之を優先株若くは無記名株と爲し、然る後ち尙ほ資金を要するときは新に資本を募集し之を以て普通の株式と爲し新株式を發行せば敢て差支